

みはらこども・子育て応援プラン (三原市こども計画)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年3月



はじめに

本市では、令和2（2020）年3月に、「みはら子育て応援プラン」を策定し、「みんなで支える子育て応援都市・みはら」の実現に向けて、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりや子どもが心豊かにたくましく育つ環境づくり等、子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでまいりました。

少子高齢化や核家族化の進行、生活環境の変化等、子どもと子育て家庭を取り巻く社会環境が大きく変化する中、国は、令和5（2023）年12月に「こども大綱」を閣議決定し、全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざしています。

こうした状況において、本市においては、社会環境の変化や新たなニーズ等に対応するため、今後5年間の子ども・子育て支援施策の指針となる「みはら子ども・子育て応援プラン（三原市こども計画）」を新たに策定いたしました。

本計画では、「笑顔でつながる、生き活きと明るい未来へ 子ども・子育て応援都市・みはらの実現～ Our Favorite Place～」を基本理念に掲げ、その実現に向けて計画的に取り組んでいくとともに、計画の策定にあわせて、三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまちとなるよう、子ども・子育て支援施策の積極的な推進と地域社会で子どもや子育て家庭を支える取組を応援していくために、「みはら子ども・子育て応援宣言」をいたします。引き続き、皆様のお力添えをお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「三原市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケートにご協力いただきました皆様、「こども会議」にご参加いただいた皆様並びに関係機関の皆様にご心から感謝いたします。

令和7（2025）年3月

三原市長 岡田 吉弘



三原市長 岡田 吉弘

みはら子ども・子育て応援宣言

三原市は、三原で生まれ、育ち、学んで良かったと思えるまちとなるよう、子ども・子育て支援施策の積極的な推進を図るとともに、市民、地域、事業者等の関係者の皆様と連携し、地域社会で子どもや子育て家庭を支えていくため、次のとおり宣言いたします。

1 こどもの成長を応援します

子どもが未来に希望を持って成長できる環境を整備し、その健やかな成長を応援します。

2 子育て家庭を応援します

安心して子育てができるよう子育て環境を整備し、子育て家庭を応援します。

3 子どもや子育て家庭を支える取組を応援します

市民、地域、事業者等の関係者と連携し、地域社会で子どもや子育て家庭を支える取組を応援します。

目次

第1章 計画策定の概要.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 計画の対象.....	6
6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係.....	6
第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況.....	7
1 人口、出生数等.....	9
2 前計画（第2期計画）の振り返り.....	16
3 アンケート調査結果から見る現状.....	25
4 こども会議「みはら こどもまんなかかいぎ」の概要.....	91
5 アンケート調査結果等から見る主な課題.....	93
第3章 計画の基本的な考え方.....	97
1 基本理念.....	99
2 基本理念の実現に向けた総括指標.....	100
3 基本目標.....	100
4 施策の体系.....	101
第4章 基本目標ごとの取組.....	103
基本目標1 こどもの健やかな成長をライフステージに応じて切れ目なく 支援します.....	105
妊娠前から幼児期まで.....	106
1-1 母子保健対策の充実.....	106
1-2 親子の成長と交流の場の支援.....	108
1-3 教育・保育サービスの充実.....	110
学童期・思春期.....	113
1-4 豊かな心を育む教育活動等の推進.....	113
1-5 居場所づくり.....	115
1-6 不登校のこどもへの支援.....	116
青年期.....	117
1-7 次代へのステップの支援.....	117
1-8 出会いや結婚の支援.....	118
1-9 悩みや不安を抱える若者への支援.....	119

基本目標2	こどもの権利を保障し、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します.....	120
2-1	こどもの権利の保障.....	121
2-2	学び・体験する機会の提供.....	122
2-3	障害等のあるこども・外国籍のこどもへの支援.....	123
2-4	児童虐待の防止と社会的養護.....	126
2-5	心の健康づくり、犯罪等からこどもを守る取組の推進.....	127
基本目標3	保護者が安心して子育てができる環境を整備します.....	130
3-1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	131
3-2	地域子育て支援の推進.....	133
3-3	ワーク・ライフ・バランスの推進.....	134
3-4	ひとり親家庭への支援.....	136
3-5	子育て情報の発信.....	138
第5章	こどもの貧困対策.....	139
1	全国のこどもの貧困の状況.....	141
2	本市のこどもの貧困の現状・課題等.....	146
3	こどもの貧困対策に関する施策.....	148
第6章	若者支援.....	151
1	全国の若者の状況.....	153
2	本市の若者の現状・課題等.....	156
3	若者支援に関する施策.....	158
第7章	子ども・子育て支援事業に係る量の見込み等.....	161
1	教育・保育提供区域の設定.....	163
2	幼児期の教育・保育.....	164
3	地域子ども・子育て支援事業.....	170
第8章	計画の推進体制等.....	183
1	計画の推進と連携の強化.....	185
2	計画の進行管理.....	185
第9章	資料編.....	187
1	用語解説.....	189

第1章

計画策定の概要

第1章

計画策定の概要

1 計画策定の背景と趣旨

こどもを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行により、ライフスタイルや価値観が多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもり、地域社会のつながりの希薄化等が大きな問題となってきています。さらに、自殺やいじめ、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大等の問題も近年、顕在化しています。

近年の重要な展開として、令和5（2023）年4月に、こども基本法が施行されました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざすものです。

また、同じく令和5（2023）年4月に、「こども家庭庁」が発足し、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども施策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

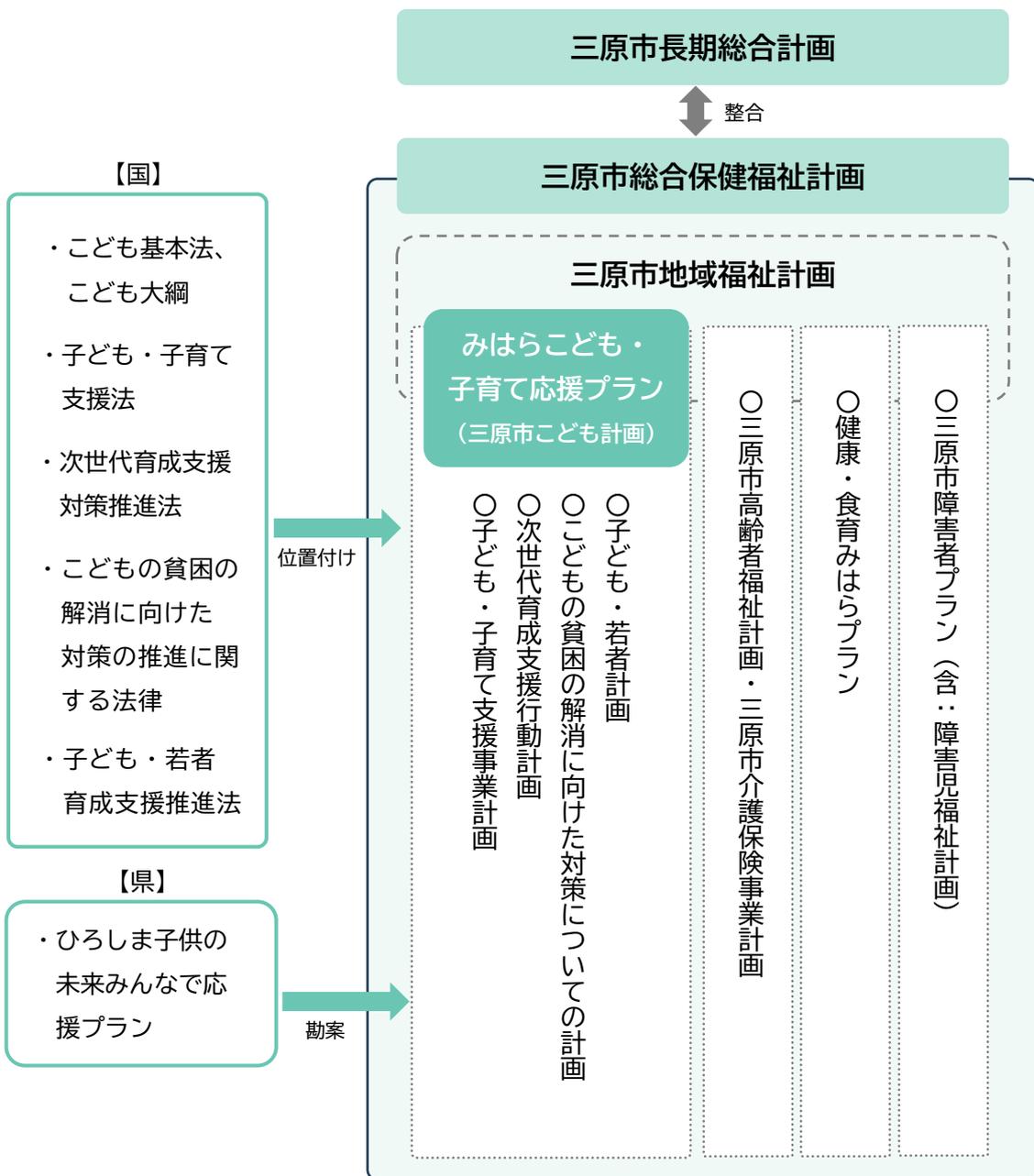
「こども大綱」は、これまで別々に策定・推進されてきた、少子化社会対策基本法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律及び子ども・若者育成支援推進法に基づく3つのこどもに関する大綱がひとつに束ねられ、これによって、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。

本市においては、「みはら子育て応援プラン（第2期三原市子ども・子育て支援事業計画）」（以下、前計画（第2期計画）という。）の計画期間が終了すること、また、こども基本法において、市町村にこども計画の策定が努力義務とされたことから、本市のこどもや若者、子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みはらこども・子育て応援プラン（三原市こども計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく市町村こども計画とし、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく市町村計画、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画を内包した一体的な計画として策定しています。

また、市政の最上位計画である「三原市長期総合計画」、保健福祉分野の上位計画である「三原市総合保健福祉計画」「三原市地域福祉計画」、その他の関連計画等との整合を図っています。



3 計画の期間

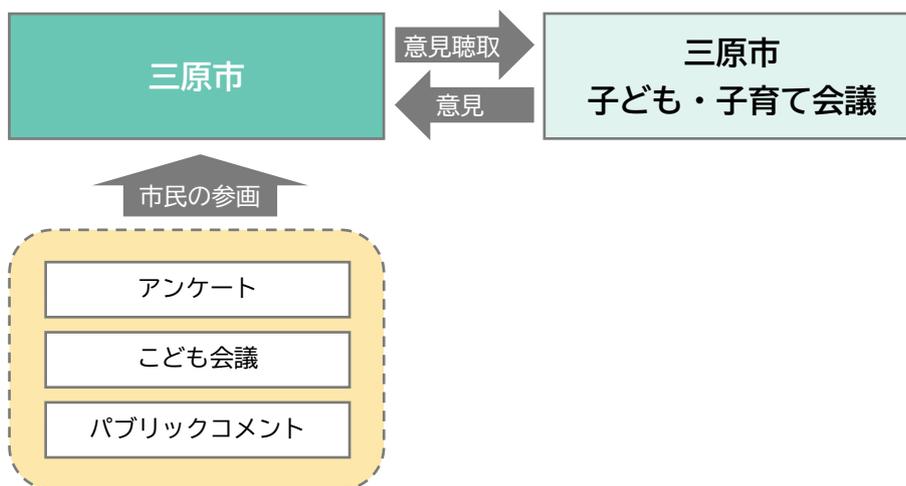
本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。
 本計画に掲載している施策の進捗状況については、年度ごとに点検評価を行い、最終年度には、年度ごとの点検評価や時代に応じた課題等を踏まえ、次期5年間の計画を策定します。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
みはら子育て応援プラン		みはらこども・子育て応援プラン （三原市こども計画）					次期計画

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民へのアンケートや「こども会議」、パブリックコメントを実施し、幅広くこどもや子育て家庭の意見を聴取しました。

また、学識経験者や、教育・保育・医療等のこども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者等で構成する「三原市子ども・子育て会議」において、計画の内容を審議しました。



【参考】

三原市子ども・子育て会議条例
 第1条

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、三原市における子ども・子育て支援に係る施策の推進に関し調査審議等をするため、三原市子ども・子育て会議を置く。

5 計画の対象

こども基本法では、「こども」を特定の年齢にある者とするのではなく、「心身の発達過程にある者」としています。これは、18歳あるいは20歳といった特定の年齢で必要なサポートが途切れることなく、それぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目的としたものです。

本計画では、この考え方を踏まえ、心身の発達過程にある者（こども）、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる機関・団体等を対象とします。

6 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

SDGsとは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

日本としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでおり、本計画においても、その理念に基づき、各施策・事業を進めます。

○ 本計画に関連する主なSDGsの目標



第2章

こどもと子育て家庭を
取り巻く状況

第2章

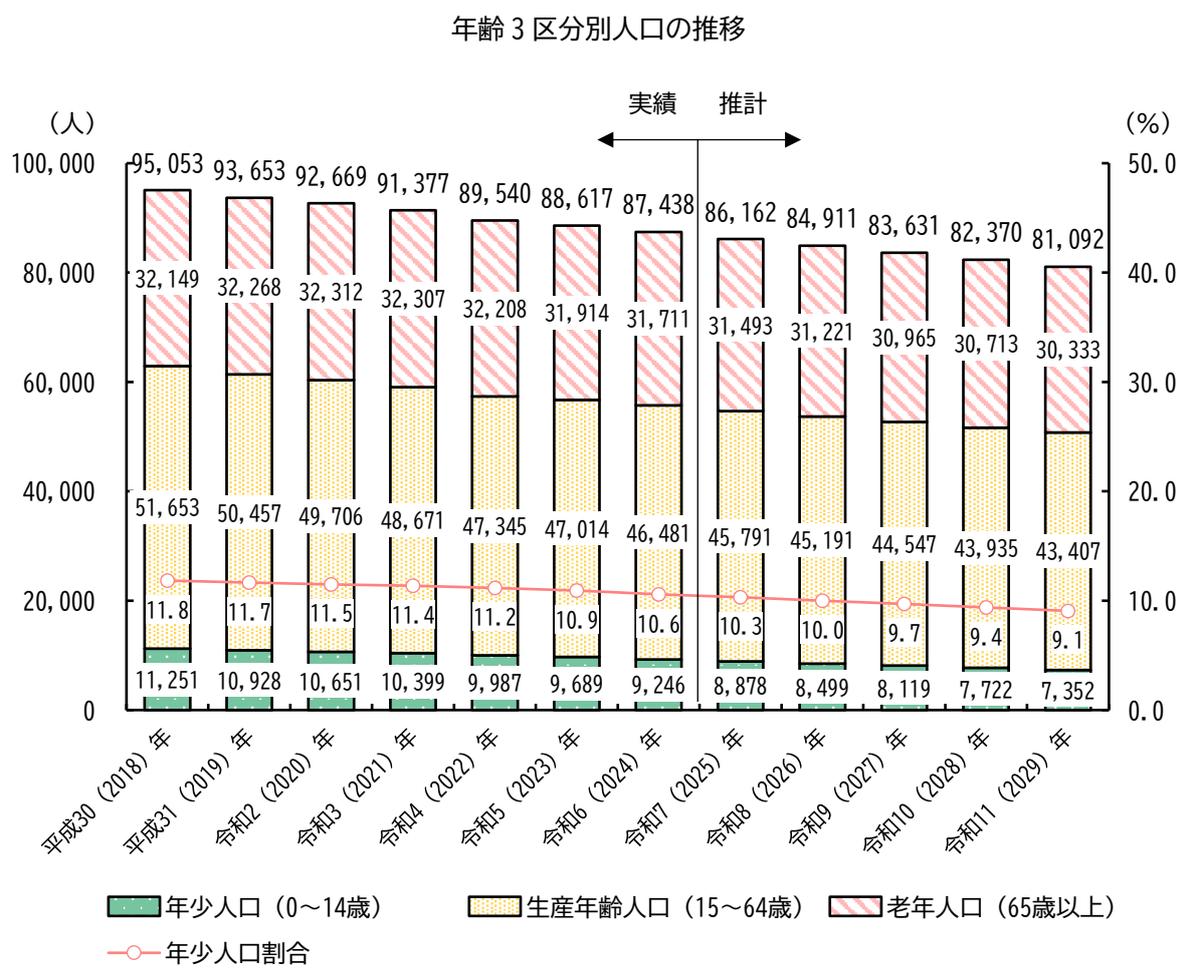
こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 人口、出生数等

(1) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、減少傾向で推移しており、令和6（2024）年時点で87,438人（4月1日）となっています。将来的には、令和11（2029）年に81,092人と推定され、総人口に占める年少人口（0～14歳人口）の割合である「年少人口割合」も減少傾向が続くことが見込まれます。

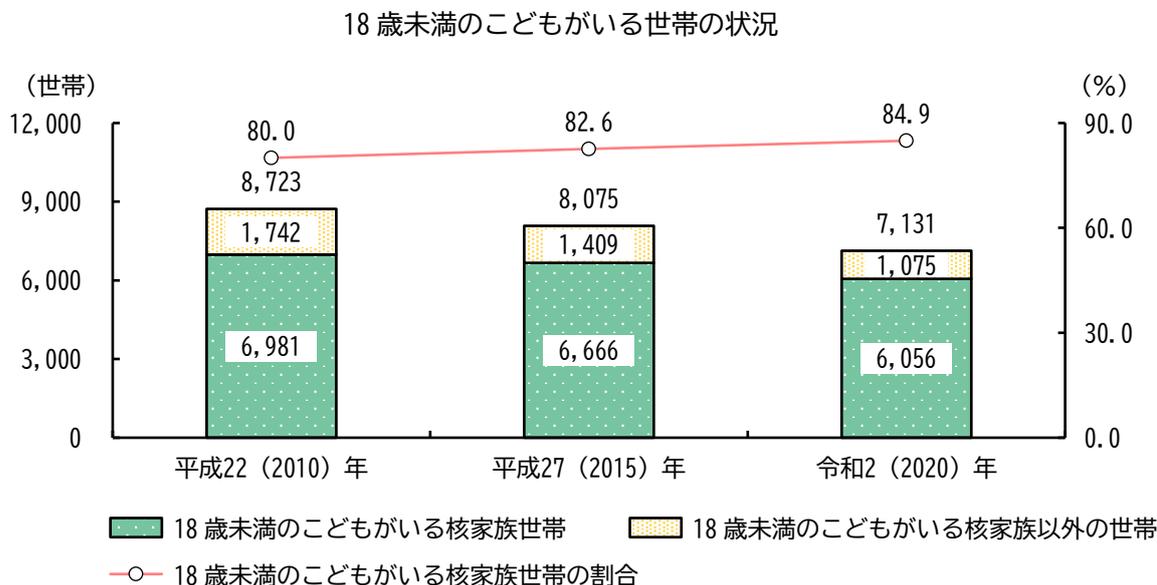
第2章



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）
 ※ 令和7（2025）年から令和11（2029）年の人口については、令和2（2020）年から令和6（2024）年の住民基本台帳人口からコーホート変化率法で算出

(2) 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる世帯※は年々減少しており、令和2（2020）年で7,131世帯となっています。一方、それらの世帯に占める核家族世帯の割合は増加しています。

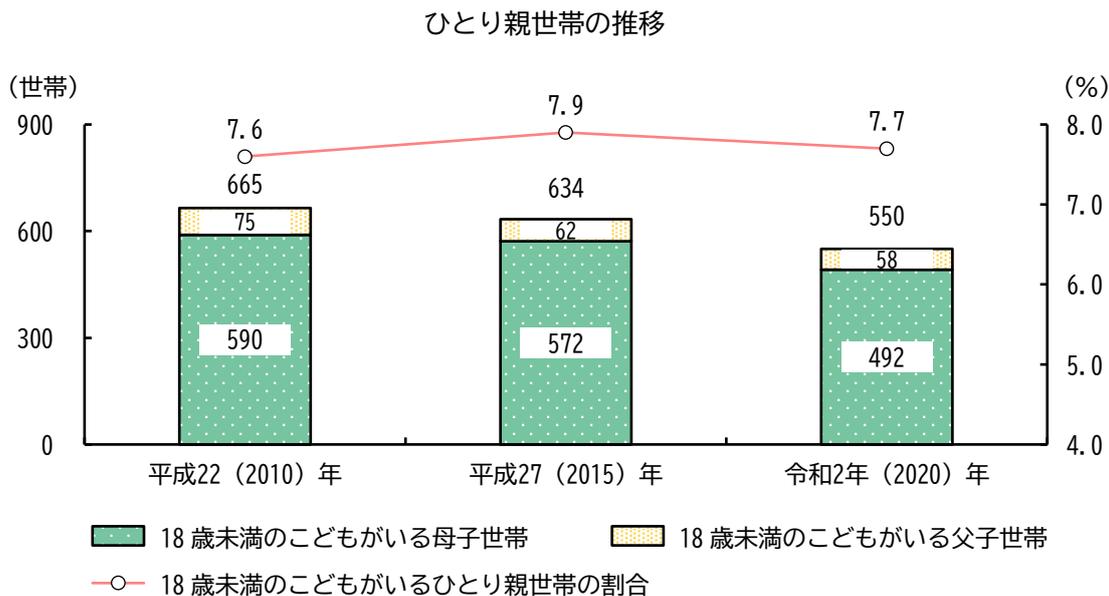


※ 18歳未満の子どもがいる世帯：施設等の世帯（学校の寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所等の入院者、社会施設の入所者、自衛隊の営舎内・艦船内の居住者、矯正施設の入所者等から成る世帯）を除き、18歳未満の子を含む世帯

資料：総務省「国勢調査」

(3) ひとり親世帯の状況

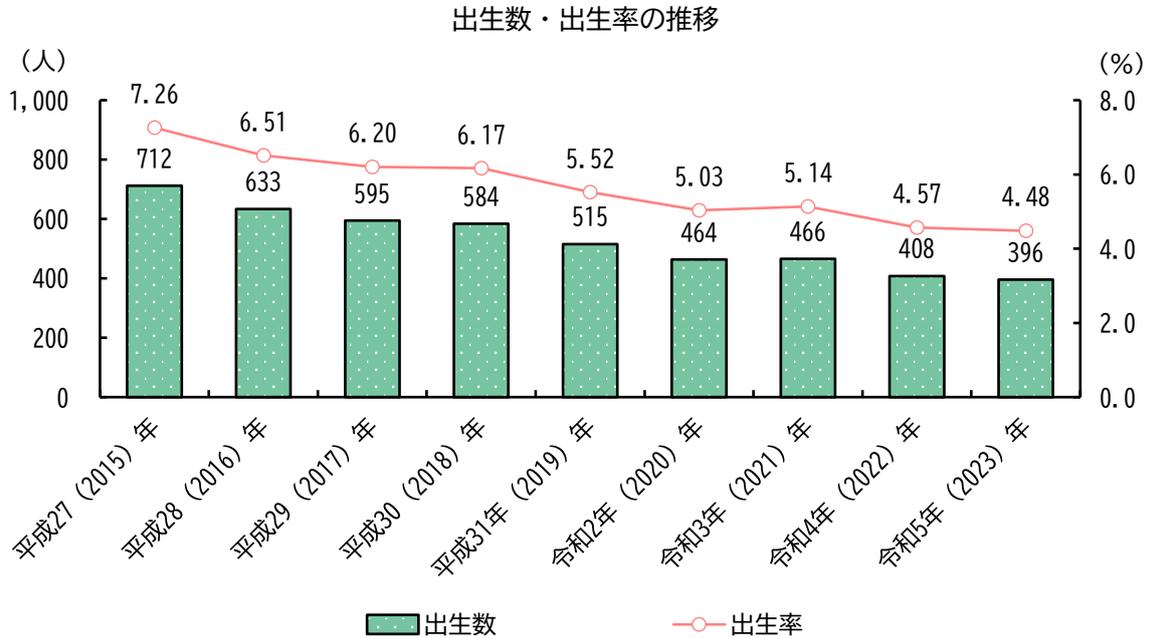
本市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯数は年々減少しており、令和2（2020）年で母子世帯は492世帯、父子世帯は58世帯となっています。



資料：総務省「国勢調査」

(4) 出生数・出生率の推移

本市の出生数は減少傾向で推移しており、平成27（2015）年と令和5（2023）年を比べると316人減少しています。出生率も2.78ポイント減少しています。



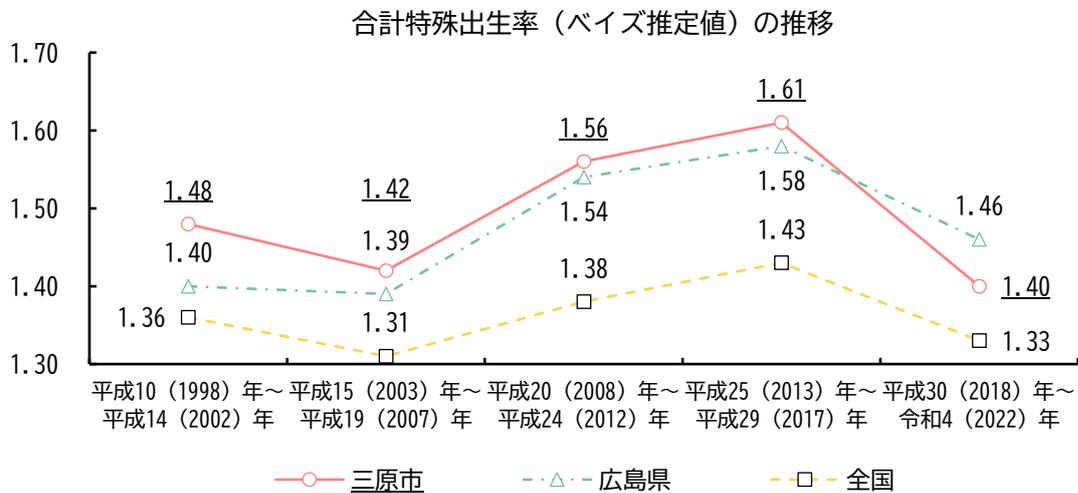
資料：出生率は厚生労働省の出生率計算方法

$$\text{出生率} = \frac{\text{1年間の出生数}}{\text{当該年の人口（10月1日時点の住民基本台帳）}} \times 1000$$

 資料：出生数は総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」

(5) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、県平均・全国平均を上回る状況が続いていましたが、直近の平成30（2018）年～令和4（2022）年の値は1.40となっており、全国平均は上回っているものの、県平均は下回っている状況です。

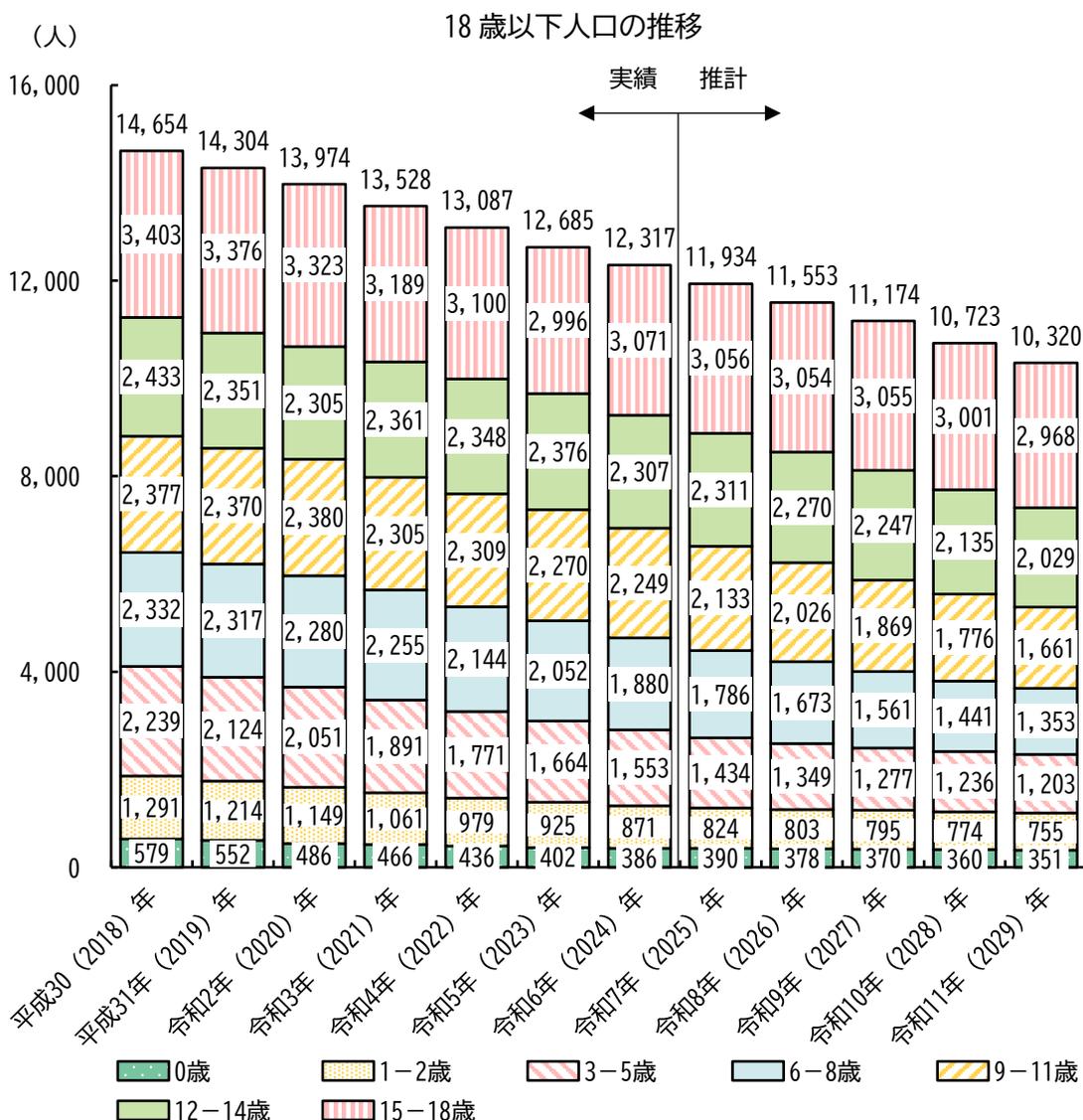


資料：厚生労働省「人口動態保健所・市町村別統計」

(6) 18歳以下人口の推移

本市の18歳以下の人口は、減少傾向で推移しており、令和6（2024）年には12,317人となっています。

18歳以下人口に占める就学前人口（0～5歳）の割合は、平成30（2018）年の28.1%から年々減少し、令和11（2029）年には22.3%になることが見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※ 令和7（2025）年から令和11（2029）年の人口については、令和2（2020）年から令和6（2024）年の住民基本台帳人口からコーホート変化率法で算出

18歳以下の人口割合

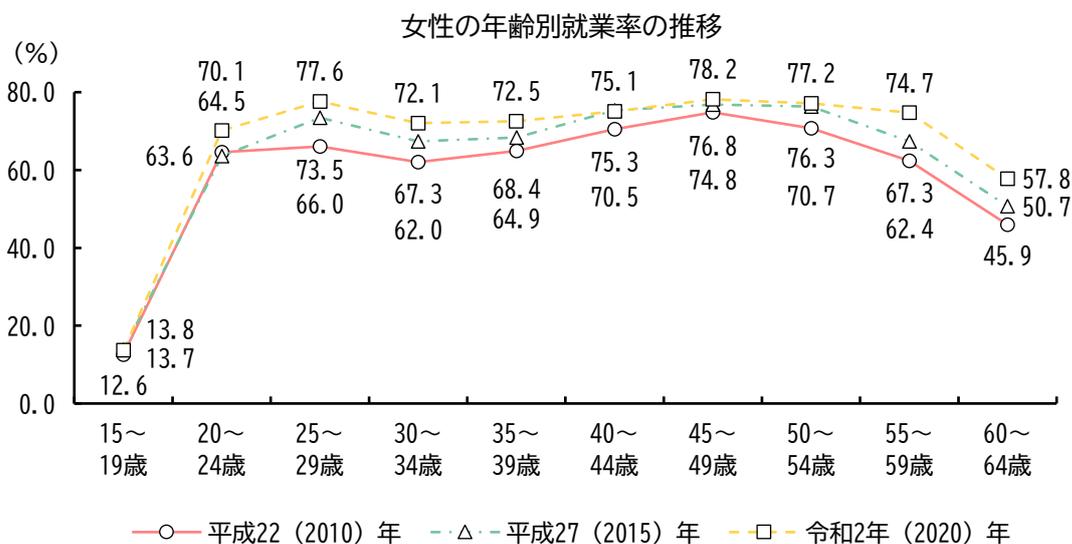
単位：%

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	4.0	3.9	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	3.3	3.3	3.3	3.4	3.4
1-2歳	8.8	8.5	8.2	7.8	7.5	7.3	7.1	6.9	7.0	7.1	7.2	7.3
3-5歳	15.3	14.8	14.7	14.0	13.5	13.1	12.6	12.0	11.7	11.4	11.5	11.6
6-8歳	15.9	16.2	16.3	16.7	16.4	16.2	15.3	15.0	14.5	14.0	13.4	13.1
9-11歳	16.2	16.6	17.0	17.0	17.6	17.9	18.3	17.9	17.5	16.7	16.6	16.1
12-14歳	16.6	16.4	16.5	17.5	18.0	18.7	18.7	19.3	19.6	20.1	19.9	19.7
15-18歳	23.2	23.6	23.8	23.6	23.7	23.6	24.9	25.6	26.4	27.4	28.0	28.8

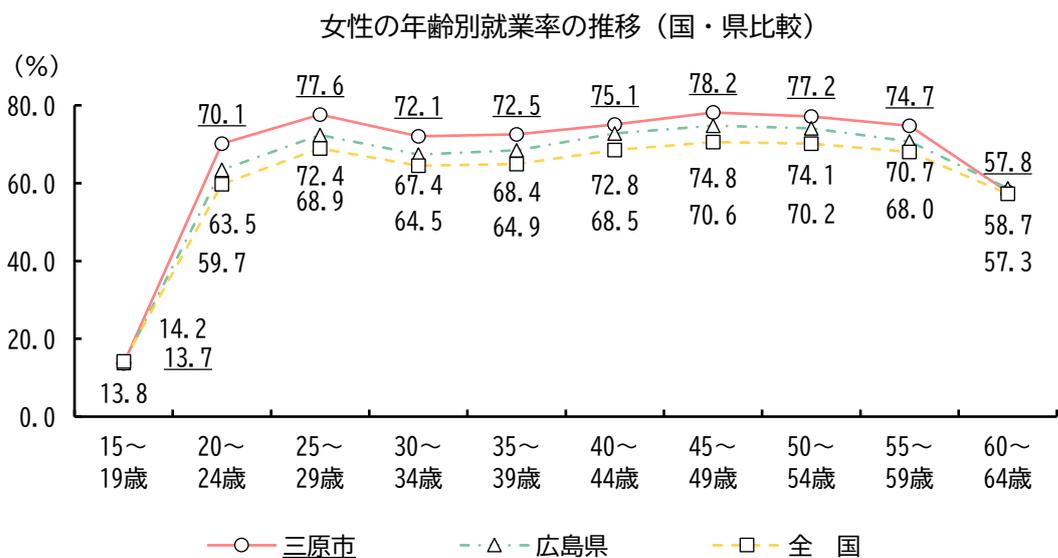
(7) 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、増加傾向となっています。全体としては、25～29歳・30～34歳の期間に落ち込み、再び増加するM字カーブを緩やかに描いています。これは、25～29歳・30～34歳の期間中に結婚、妊娠・出産等に伴い、仕事から離れ、育児休業等を経て35歳以降に職場復帰する傾向がみられることを示しています。現在もM字カーブの傾向は続いています。25～29歳・30～34歳・35～39歳の就業率が増加しており、M字カーブは以前に比べて緩やかになっています。

また、ほぼすべての年代で女性の年齢別就業率は、国、県より高い値となっています。



資料：総務省「国勢調査」

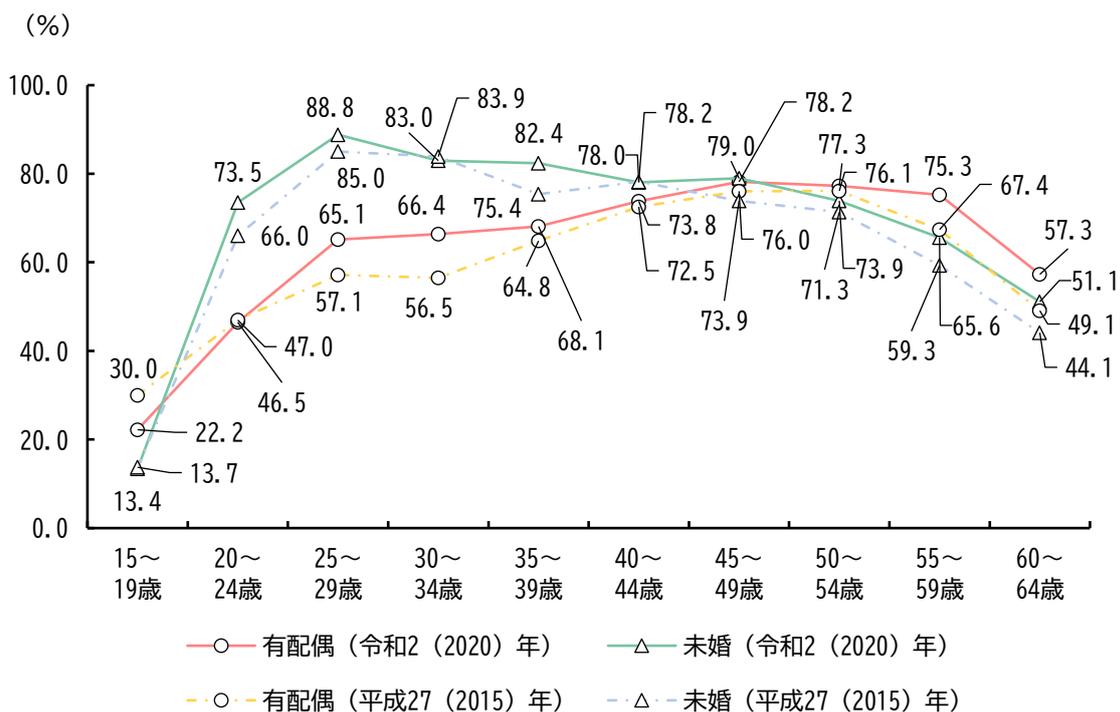


資料：総務省「国勢調査」(令和2 (2020) 年)

(8) 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

女性の有配偶・未婚別就業率をみると、20歳代～30歳代で有配偶者と未婚者の就業率に大きく差が付き、有配偶者の就業率が低くなっています。また、平成27（2015）年と令和2（2020）年を比較すると、25～29歳・30～34歳では、有配偶者と未婚者の就業率の差が小さくなっており、20歳～24歳・35～39歳では、有配偶者と未婚者の就業率の差は大きくなっています。

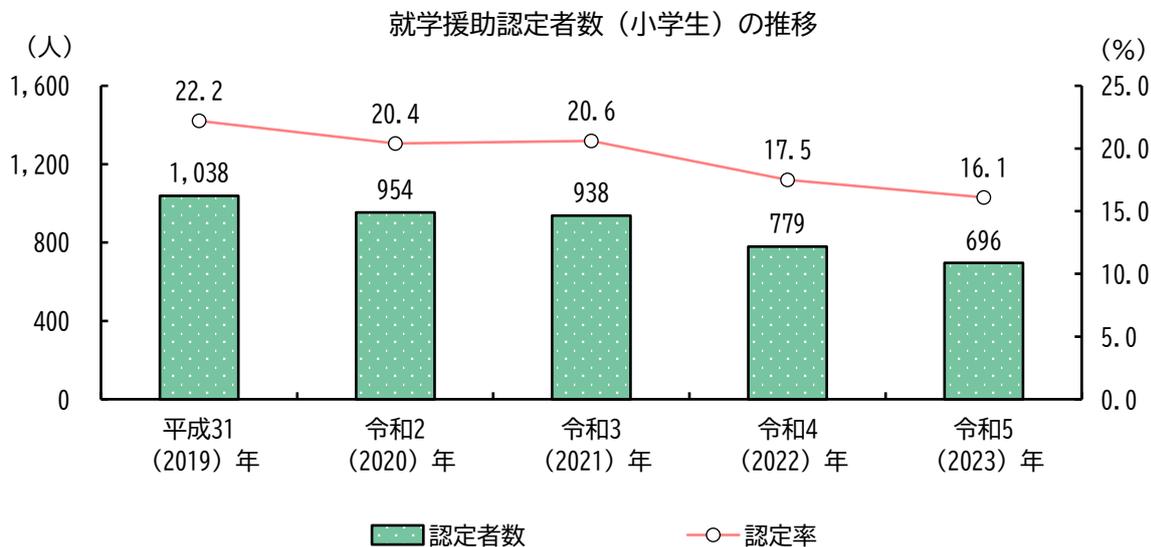
女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）



資料：総務省「国勢調査」

(9) 就学援助認定者数（小学生）の推移

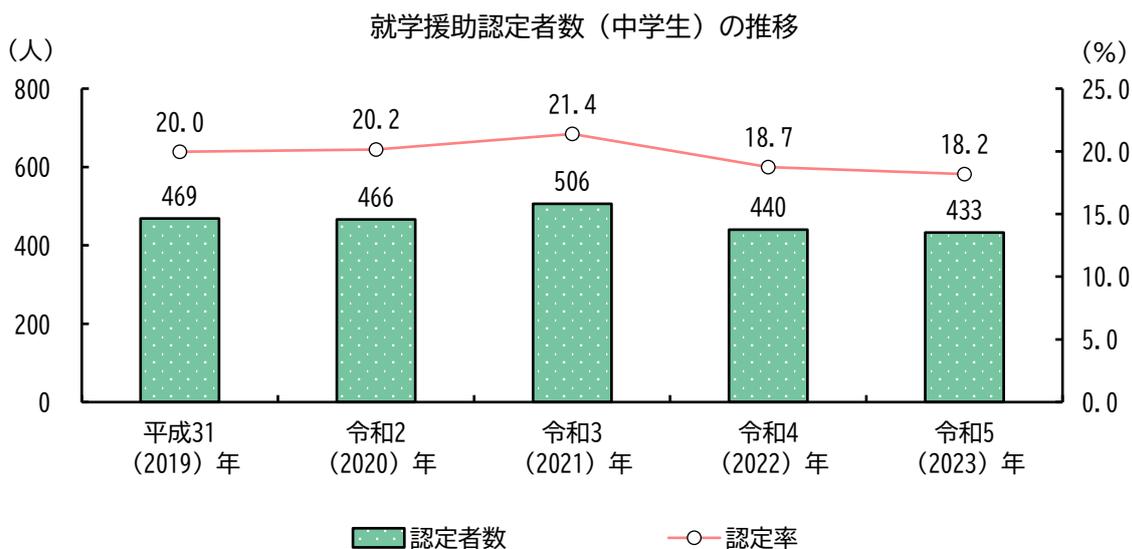
本市の就学援助認定者数（小学生）は減少傾向で推移しており、令和5（2023）年で認定者数は696人、児童全体に占める認定者の割合（認定率）は16.1%となっています。



資料：庁内資料

(10) 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の就学援助認定者数（中学生）は令和3（2021）年以降減少しており、令和5（2023）年で認定者数は433人、生徒全体に占める認定者の割合（認定率）は18.2%となっています。



資料：庁内資料

2 前計画（第2期計画）の振り返り

(1) 前計画（第2期計画）の基本目標・基本施策

基本目標	基本施策
[基本目標 1] 安心して子どもを 生み、育てることができる環 境づくり	1-1 出会い・結婚の支援
	1-2 母子保健対策の充実
	1-3 医療体制の充実
	1-4 教育・保育サービスの充実 重点
	1-5 経済的支援の充実
	1-6 子どもや子育て家庭にやさしい環境の整備
[基本目標 2] 子どもが心豊かに たくましく育つ 環境づくり	2-1 子育てに関する学習機会の提供
	2-2 食育の推進
	2-3 社会活動や就職活動の支援
	2-4 豊かな心を育む教育活動の推進
	2-5 こどもの居場所の充実 重点
	2-6 青少年健全育成の推進
[基本目標 3] こどもの最善の利益を支える 環境づくり	3-1 児童虐待等防止対策の推進 重点
	3-2 ひとり親家庭の自立支援
	3-3 障害のある子どもへの施策の充実
	3-4 生活の困難を抱える家庭と子どもへの支援
[基本目標 4] 仕事と子育てが 両立する環境づくり	4-1 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し
	4-2 父親と母親が協力して子育てに取り組むた めの支援 重点
[基本目標 5] 子育てを地域で 支える環境づくり	5-1 子育てに関する情報提供の充実
	5-2 地域の子育て支援拠点の充実 重点
	5-3 地域での子育てサポートの充実

(2) 基本目標ごとの基本施策と評価指標の達成状況

基本目標 1 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり			
基本施策	1-1 出会い・結婚の支援 1-2 母子保健対策の充実 1-3 医療体制の充実 1-4 教育・保育サービスの充実 1-5 経済的支援の充実 1-6 こどもや子育て家庭にやさしい環境の整備		
評価指標（意識調査）：希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じている保護者の割合			
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績（目標）	目標の 達成状況
未就学児の保護者	62.3%	70.8%（上昇）	達成
小学生の保護者	53.3%	59.9%（上昇）	達成
評価指標（活動指標）			
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 目標
みはら縁結びサポーターが関わって成婚した 組数（累計）	0 組	3 組	4 組
妊婦一般健康診査受診率	83.7%	83.5%	84.0%
赤ちゃん訪問実施率	98.7%	99.2%	100%
1 歳 6 か月児健診受診率	96.6%	97.1%	100%
養育支援者支援率	100%	100%	100%
待機児童数（教育・保育事業）	33 人	0 人	0 人
待機児童数（放課後児童クラブ）	46 人	0 人	0 人
ファミリー・サポート・センター事業 利用件数	701 件	793 件	850 件
主な事業実績 ●産後ケア事業 ・医療機関や助産施設等で助産師から授乳や沐浴の方法等具体的な育児指導や母親の心身のケアを実施。宿泊型（平成 30（2018）年度～）、訪問型、日帰り型（それぞれ令和 5（2023）年度～） ●通常保育事業（認可保育所及び認定こども園）、幼稚園・保育所等適正配置事業 ・ニーズに応じた多様な教育・保育サービス提供の実施及び幼稚園の認定こども園化等による受け皿の確保により、待機児童ゼロ（令和 2（2020）年度～）を実現。 ●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・終了時間の 30 分延長を実施（令和 4（2022）年度～）、長期休業日等（土曜日を除く）の 1 日開所時の開所時間の変更（8：00⇒7：30）を実施。（令和 5（2023）年度～） ●乳幼児等医療費助成事業 ・事業対象者を 18 歳までに拡充し、所得制限を撤廃。（令和 5（2023）年 10 月～） ●多子世帯支援（第 2 子以降無償化等）事業（令和 6（2024）年度～） ・保育料や学校給食費の第 2 子以降の無償化を実施。 ・こどもが 2 人以上いる世帯の放課後等デイサービス等の自己負担の無償化を実施。			

基本目標 2 こどもが心豊かにたくましく育つ環境づくり			
基本施策	2-1 子育てに関する学習機会の提供 2-2 食育の推進 2-3 社会活動や就職活動の支援 2-4 豊かな心を育む教育活動の推進 2-5 こどもの居場所の充実 2-6 青少年健全育成の推進		
評価指標（意識調査）：子育てが楽しいと回答した保護者の割合			
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績（目標）	目標の 達成状況
未就学児の保護者	75.9%	78.1%（上昇）	達成
小学生の保護者	69.7%	73.0%（上昇）	達成
評価指標（活動指標）			
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 目標
育児応援事業（子育てに関する学習機会の提供）実施回数	2 回	14 回	6 回
中高生対象イベントの実施回数	1 回	4 回	3 回
読み語り行事実施回数	110 回	157 回	128 回
児童館の中高生来館者数（延べ）	151 人	4,981 人	1,500 人
こども食堂実施か所数	2 か所	8 か所	6 か所
若者居場所づくり事業参加者数	3 人	7 人	10 人
主な事業実績 ●仕事体験提供事業「こどもおしごとチャレンジ」 ・こどもたちの将来に向け、仕事に関する体験を通じた学びの場を提供。（令和 5（2023）年度～） 仕事体験講座（令和 5（2023）年度） 小学生を対象に、仕事の紹介や仕事体験（職場体験を含む）を提供する講座を年間通じて定期的に開催 講座開催回数 118 回、職種数 70 職種、定員 1,775 人 総申込人数 2,783 人、延べ参加人数 1,380 人 ●児童館運営事業 ・0～18 歳のこどもと保護者を対象に、各年代にあわせたイベントや世代間交流、中高生等による企画イベントを実施。 ・児童館から遠い地域に職員が出向き、遊びや体験機会を提供する「おでかけ児童館事業」を実施。（令和 5（2023）年度～）（令和 5（2023）年度 8 回（三原 3 回、本郷 2 回、久井 1 回、大和 2 回）実施）			

基本目標 3 こどもの最善の利益を支える環境づくり			
基本施策	3-1 児童虐待等防止対策の推進 3-2 ひとり親家庭の自立支援 3-3 障害のあるこどもへの施策の充実 3-4 生活の困難を抱える家庭とこどもへの支援		
評価指標（活動指標）			
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 目標
こども家庭総合支援拠点設置か所数	0 か所	1 か所	1 か所
母子家庭等高等職業訓練促進事業利用者数	12 人	5 人	15 人
障害児通所事業所数	19 か所	21 か所	21 か所
生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業実施回数	20 回	23 回	25 回
主な事業実績 ●虐待防止事業 ・こども家庭センター「すくすく」（令和 6（2024）年度～）を設置し、母子保健・発達支援・児童福祉の専門職が家庭の養育状況の把握、相談支援を一体的に実施。 ・街頭キャンペーンや児童虐待防止講演会を実施。 ●ヤングケアラー支援事業 ・庁内支援体制を整備するとともに実態調査の実施（令和 4（2022）年度）や研修会、啓発講演会を開催。（令和 4（2022）年度～） ●家事支援事業 ・家事や育児に不安を抱え、支援が必要な子育て家庭等に訪問支援員を派遣。（令和 5（2023）年度～）			

基本目標4 仕事と子育てが両立する環境づくり			
基本施策	4-1 仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し 4-2 父親と母親が協力して子育てに取り組むための支援		
評価指標（意識調査）：仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合			
	平成30年度 実績	令和5年度 実績（目標）	目標の 達成状況
未就学児の保護者	37.8%	45.1%（上昇）	達成
小学生の保護者	49.7%	52.6%（上昇）	達成
評価指標（意識調査）：子育てに関し、配偶者・パートナーの協力が少ないと感じている保護者の割合			
	平成30年度 実績	令和5年度 実績（目標）	目標の 達成状況
未就学児の保護者	17.9%	14.0%（減少）	達成
小学生の保護者	20.1%	19.9%（減少）	達成
評価指標（活動指標）			
	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標
広島県仕事と家庭の両立支援企業登録事業所数	23社	19社	増加
広島県男性育児休業等促進宣言企業（育メン休暇応援制度）登録事業所数	10社	制度廃止	増加
育児応援事業（父親参加型イベント）実施回数	1回	9回	6回
主な事業実績 ●就労支援セミナー開催事業 ・ママワークスクールを開催。（令和4（2022）年度～） ●育児応援事業（父親参加型イベントの開催、父親同士のネットワークづくりの推進） ・児童館「ラフラフ」において、父親と子どもと一緒に参加できるイベントを実施。 ●こども家庭センター（母子保健機能）事業 ・出産を迎える夫婦等を対象に妊娠・出産・育児についての講座、沐浴の方法、妊婦体験等を集団又は個別に行うマタニティスクールを実施。 ・集団で行うマタニティスクールのうち1回については、県立広島大学と協働で実施。			

基本目標 5 子育てを地域で支える環境づくり				
主な事業	5-1 子育てに関する情報提供の充実 5-2 地域の子育て支援拠点の充実 5-3 地域での子育てサポートの充実			
評価指標（意識調査）：地域の人が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合				
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績（目標）	目標の 達成状況	
未就学児の保護者	54.0%	53.6%（上昇）	未達成	
小学生の保護者	50.7%	46.6%（上昇）	未達成	
評価指標（意識調査）：子育てに不安や負担を感じていない保護者の割合				
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績（目標）	目標の 達成状況	
未就学児の保護者	40.2%	38.7%（上昇）	未達成	
小学生の保護者	44.0%	43.0%（上昇）	未達成	
評価指標（活動指標）				
	平成 30 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 目標	
頻繁に活用する情報発信媒体数	2 媒体	3 媒体	3 媒体	
子育て世代包括支援センター事業（利用者支援事業）相談件数（延べ〔母子保健型〕）	1,435 件	2,492 件	1,500 件	
地域子育て支援サロン利用者数（延べ）	4,340 人	2,522 人	4,800 人	
主な事業実績 ●地域子育て支援サロン推進事業、こども食堂開設支援事業 ・14 か所の子育て支援サロンの運営支援、7 か所のこども食堂の開設支援を実施。 ●ファミリー・サポート・センター事業 ・児童館「ラフラフ」にアドバイザーを設置（令和 4（2022）年度～）するとともに、「お試し利用制度」・利用者体験談の発信（令和 5（2023）年度～）、児童館での緊急預かり対応（令和 6（2024）年度～）を実施。 ●マイ支援センター事業 ・子育て家庭が、地域子育て支援センターとつながる仕組みと子育て家庭の孤立を防ぐため、6 か月児を対象に「ハーフバースデーイベント」を実施。（令和 6（2024）年度～）				

(3) 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みについて

第2期計画期間中に、ニーズに対して次のとおり受け皿を確保しました。

①幼児期の教育・保育

(単位：人)

区分	令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育ニーズ	3~5歳 保育ニーズ	0歳 保育ニーズ	1~2歳 保育ニーズ	3~5歳 教育ニーズ	3~5歳 保育ニーズ	0歳 保育ニーズ	1~2歳 保育ニーズ
①量の見込み	918	1,067	203	615	811	1,024	232	613
②確保の実績	1,617	1,104	214	782	1,617	1,104	223	813
認定こども園	335	557	106	372	335	557	106	372
幼稚園	1,282	—	—	—	1,282	—	—	—
保育所	—	547	86	351	—	547	86	351
地域型保育事業	—	—	22	59	—	—	31	90
②-①	699	37	11	167	806	80	▲9	200

区分	令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
	3~5歳 教育ニーズ	3~5歳 保育ニーズ	0歳 保育ニーズ	1~2歳 保育ニーズ	3~5歳 教育ニーズ	3~5歳 保育ニーズ	0歳 保育ニーズ	1~2歳 保育ニーズ
①量の見込み	791	999	223	599	699	964	201	621
②確保の実績	1,559	1,088	227	805	1,202	1,116	224	784
認定こども園	335	551	108	373	335	550	103	361
幼稚園	1,224	—	—	—	867	—	—	—
保育所	—	537	88	342	—	566	96	346
地域型保育事業	—	—	31	90	—	—	25	77
②-①	768	89	4	206	503	152	23	163

②利用者支援事業

(単位：か所)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	1	1	4	4
②確保の実績	1	1	4	4
基本型・特定型	0	0	0	0
母子保健型	1	1	4	4
②-①	0	0	0	0

③延長保育事業(時間外保育事業)

(単位：人)

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	697	689	712	728
②確保の実績	920	920	921	920
②-①	223	231	209	192

※「①量の見込み」は各年度で発生したニーズ量、「②確保の実績」は各々の事業で受け入れることができた数(定員等)。

④放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	1,221	1,329	1,248	1,268
②確保の実績	1,401	1,393	1,561	1,561
②-①	180	64	313	293

⑤地域子育て支援拠点事業

（単位：人）※延利用者数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	17,106	9,746	11,277	13,981
②確保の実績	36,654	36,654	36,654	36,654
②-①	19,548	26,908	25,377	22,673

⑥乳児家庭全戸訪問事業

（単位：人）※延訪問人数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	446	441	398	361
②確保の実績	446	441	398	361
②-①	0	0	0	0

⑦養育支援訪問事業

（単位：人）※延訪問人数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	23	22	30	31
②確保の実績	23	22	30	31
②-①	0	0	0	0

⑧一時預かり事業

（単位：人）※延利用者数

幼稚園型	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	13,387	12,012	12,202	13,943
②確保の実績	13,387	12,012	12,202	13,943
②-①	0	0	0	0

幼稚園を除く (保育所等)	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	2,278	3,489	3,765	3,315
②確保の実績	2,278	3,489	3,765	3,315
②-①	0	0	0	0

※「①量の見込み」は各年度で発生したニーズ量、「②確保の実績」は各々の事業で受け入れることができた数（定員等）。

⑨病児・病後児保育事業

(単位：人) ※延利用者数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	427	589	634	892
②確保の実績	3,600	3,600	3,600	3,600
②-①	3,173	3,011	2,966	2,708

⑩ファミリー・サポート・センター事業

(単位：件) ※延利用件数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	385	440	525	793
②確保の実績	385	440	525	793
②-①	0	0	0	0

⑪妊婦健康診査事業

(単位：回) ※延受診回数

	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
①量の見込み	5,570	5,224	4,880	4,631
②確保の実績	5,570	5,224	4,880	4,631
②-①	0	0	0	0

※「①量の見込み」は各年度で発生したニーズ量、「②確保の実績」は各々の事業で受け入れることができた数（定員等）。

3 アンケート調査結果から見る現状

(1) 本計画策定に向けたアンケート調査等

次の4つの方法により市民ニーズ等を調査しました。

アンケート結果（自由意見を含む）については、本計画の策定及び今後の施策の検討・充実に向けて活用するものとします。

○こども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

- ・調査目的：教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望等を把握するため
- ・調査対象者：未就学児の保護者、小学生の保護者（悉皆調査）
- ・調査の内容：子育て環境やサービスに関する評価等

○こどもの生活実態調査

- ・調査目的：こどもの生活状況、保護者とこどもとの関わり、家庭の状況等を把握するため
- ・調査対象者：小学5年生とその保護者、中学2年生とその保護者（悉皆調査）
- ・調査の内容：こどものニーズ、今後必要な取組等

○若者意識調査

- ・調査目的：若者の結婚や就職等に対する意識やニーズ等を把握するため
- ・調査対象者：16歳から39歳の3,000人（無作為抽出）
- ・調査の内容：働くこと、家族や家庭、結婚・出産・子育てのしやすい環境づくり等

○こども会議「みはら こどもまんなかかいぎ」

- ・実施目的：本計画にこどもの意見を取り入れるため
- ・参加対象者：小学3年生から22歳まで（公募）
- ・テーマ：三原の好きなところ、三原の住みやすいところ、将来の三原のまち・スローガン

※アンケート調査では、回答者数を100%とし、本文及び図表の数字に関しては、すべて小数第2位以下を四捨五入し、少数第1位までを表記しています。このため、すべての割合の合計が100%にならない場合や、複数回答の設問では、すべての割合の合計が100%を超える場合があります。

※アンケート調査では、回収した回答の内、集計不能なものや状況別集計を行う上で必要な回答がない回答者等は回答者数から除外して集計しています。

(2) こども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

① 調査の目的

市民の教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、こどもと子育て家庭を取り巻く状況等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

また、調査結果は、第7章に掲載している、今後の教育・保育サービス等の利用ニーズ量を算出するための資料としても活用しています。

② 調査の概要

○調査対象者：未就学児（0～6歳）の保護者

小学生（1～6年生）の保護者

○抽出方法：悉皆調査

○調査方法：WEB調査

未就学児の保護者：回答フォームの二次元コードを記載したはがきを郵送

小学生の保護者：回答フォームのURLを「すぐーる」で配信

○調査期間：令和5（2023）年12月6日～12月22日

○配付・回収状況

対 象	配付数	回収数	回収率
未就学児(0～6歳)の保護者	2,407人	634人	26.3%
小学生(1～6年生)の保護者	4,301人	1,043人	24.3%

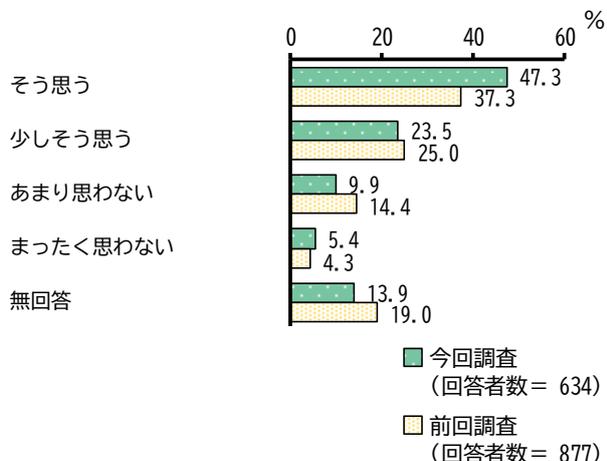
(3) こども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果 (概要)

① 希望する教育・保育サービスを希望する時間に利用できたと思いますか。【単一回答】

【未就学児の保護者】

「そう思う」が 47.3%と最も多く、次いで「少しそう思う」が 23.5%、「あまり思わない」が 9.9%、「まったく思わない」が 5.4%となっています。

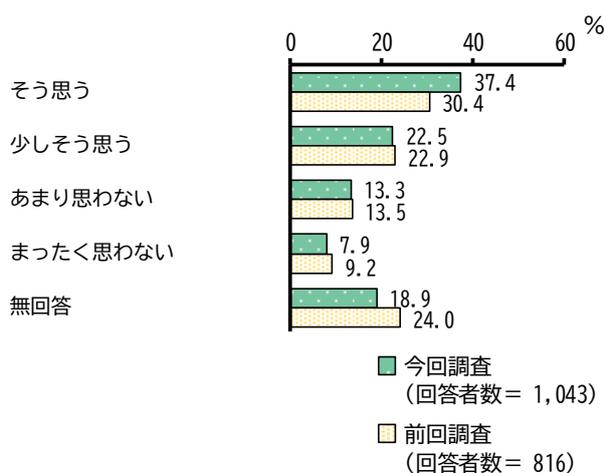
前回調査と比較すると、「そう思う」と「少しそう思う」を合計した数値は、62.3%から 70.8%と、8.5 ポイント増加しています。



【小学生の保護者】

「そう思う」が 37.4%と最も多く、次いで「少しそう思う」が 22.5%、「あまり思わない」が 13.3%、「まったく思わない」が 7.9%となっています。

前回調査と比較すると、「そう思う」と「少しそう思う」を合計した数値は、53.3%から 59.9%と、6.6 ポイント増加しています。

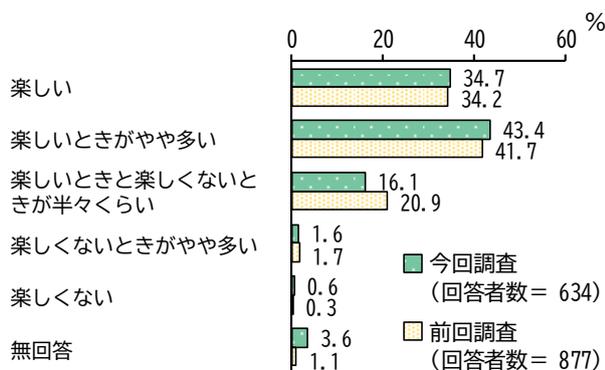


② 子育ては楽しいですか。【単一回答】

【未就学児の保護者】

「楽しいときがやや多い」が43.4%と最も多く、次いで「楽しい」が34.7%、「楽しいときと楽しくないときが半々くらい」が16.1%、「楽しくないときがやや多い」が1.6%となっています。

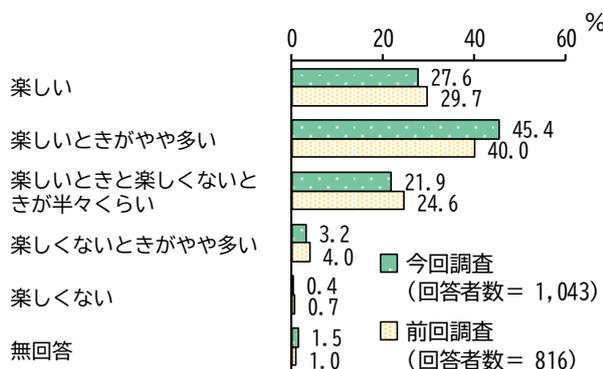
前回調査と比較すると、「楽しい」「楽しいときがやや多い」を合計した数値は、75.9%から78.1%と、2.2ポイント増加しています。



【小学生の保護者】

「楽しいときがやや多い」が45.4%と最も多く、次いで「楽しい」が27.6%、「楽しいときと楽しくないときが半々くらい」が21.9%、「楽しくないときがやや多い」が3.2%、「楽しくない」が0.4%となっています。

前回調査と比較すると、「楽しい」「楽しいときがやや多い」を合計した数値は、69.7%から73.0%と、3.3ポイント増加しています。

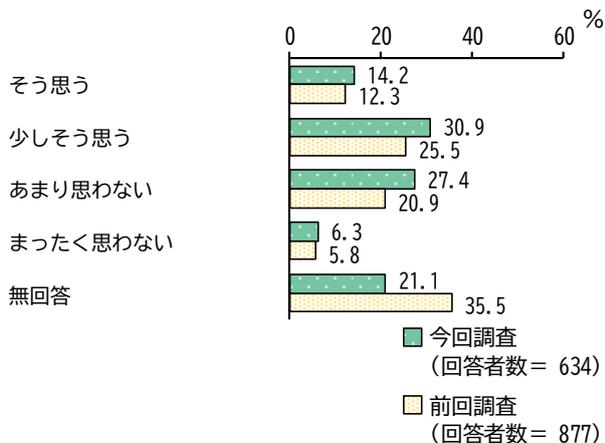


③ 仕事と生活の調和（バランス）がとれていると思いますか。 【単一回答】

【未就学児の保護者】

「少しそう思う」が30.9%と最も多く、次いで「あまり思わない」が27.4%、「そう思う」が14.2%、「まったく思わない」が6.3%となっています。

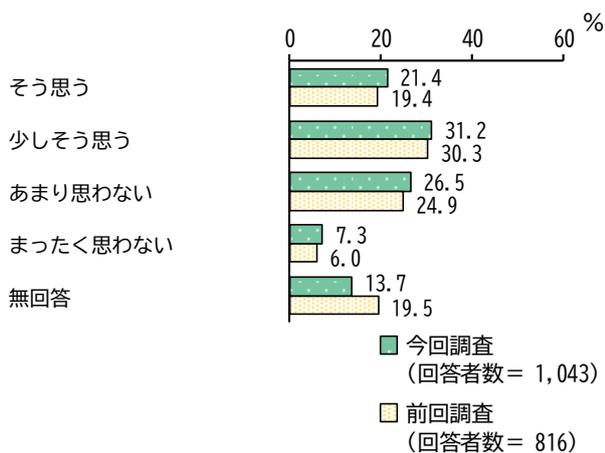
前回調査と比較すると、「そう思う」「少しそう思う」を合計した数値は、37.8%から45.1%と、7.3ポイント増加しています。



【小学生の保護者】

「少しそう思う」が31.2%と最も多く、次いで「あまり思わない」が26.5%、「そう思う」が21.4%、「まったく思わない」が7.3%となっています。

前回調査と比較すると、「そう思う」「少しそう思う」を合計した数値は、49.7%から52.6%と、2.9ポイント増加しています。

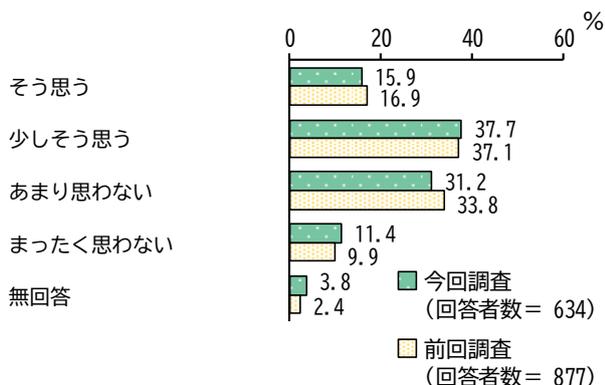


④ 地域の方は、私の子育てを支えてくれていると思いますか。【単一回答】

【未就学児の保護者】

「少しそう思う」が37.7%と最も多く、次いで「あまり思わない」が31.2%、「そう思う」が15.9%、「まったく思わない」が11.4%となっています。

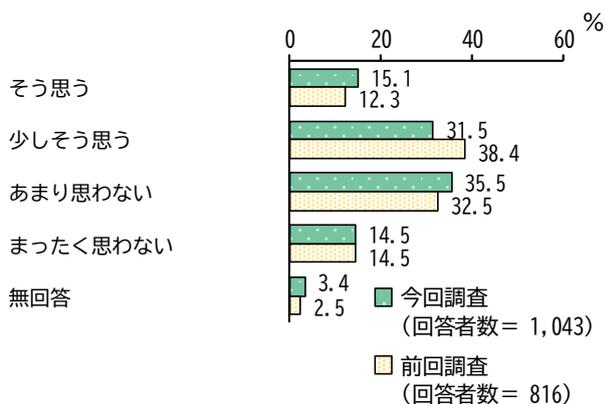
前回調査と比較すると、「そう思う」「少しそう思う」を合計した数値は、54.0%から53.6%と、0.4ポイント減少しています。



【小学生の保護者】

「あまり思わない」が35.5%と最も多く、次いで「少しそう思う」が31.5%、「そう思う」が15.1%、「まったく思わない」が14.5%となっています。

前回調査と比較すると、「そう思う」「少しそう思う」を合計した数値は、50.7%から46.6%と、4.1ポイント減少しています。



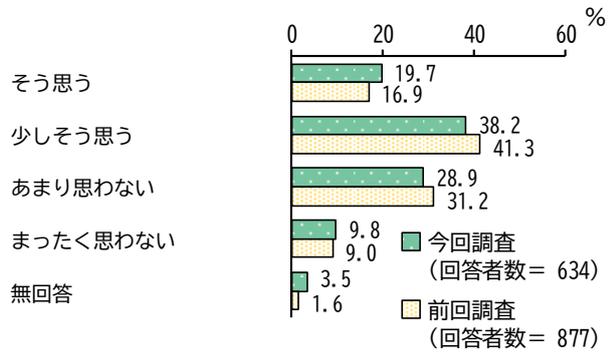
⑤ 子育てを不安・負担に感じることがありますか。【単一回答】

【未就学児の保護者】

「少しそう思う」が38.2%と最も多く、次いで「あまり思わない」が28.9%、「そう思う」が19.7%、「まったく思わない」が9.8%となっています。

前回調査と比較すると、「そう思う」「少しそう思う」を合計した数値は、58.2%から57.9%と、0.3ポイント減少しています。

一方で、「あまり思わない」「まったく思わない」を合計した数値は、40.2%から38.7%と、1.5ポイント減少しています。

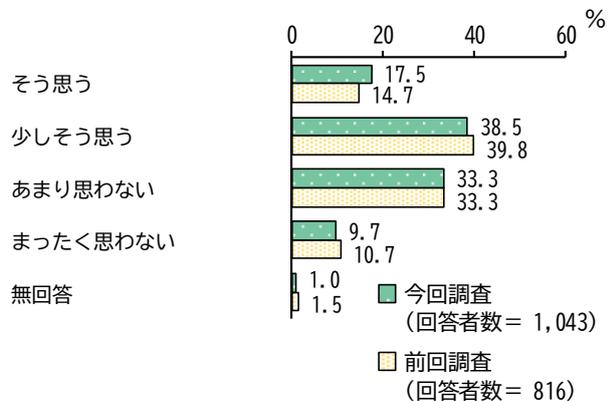


【小学生の保護者】

「少しそう思う」が38.5%と最も多く、次いで「あまり思わない」が33.3%、「そう思う」が17.5%、「まったく思わない」が9.7%となっています。

前回調査と比較すると、「そう思う」「少しそう思う」を合計した数値は、54.5%から56.0%と、1.5ポイント増加しています。

一方で、「あまり思わない」「まったく思わない」を合計した数値は、44.0%から43.0%と、1.0ポイント減少しています。

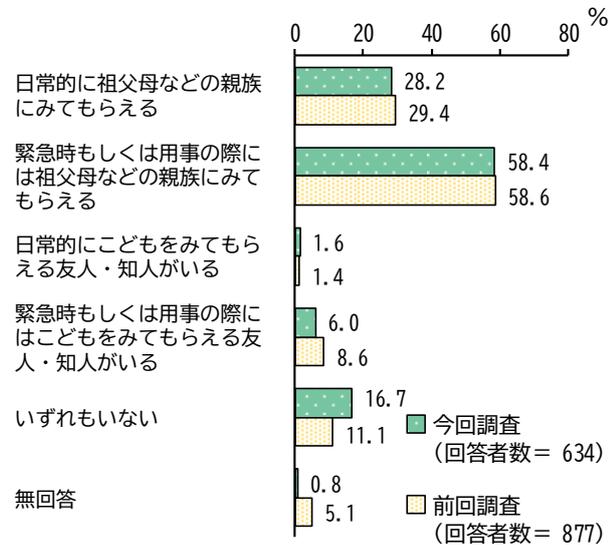


⑥ 日頃、お子さんを見てもらえる親族や知人などはいますか。【複数回答】

【未就学児の保護者】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が58.4%と最も多く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が28.2%、「いずれもない」が16.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が6.0%、「日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が1.6%となっています。

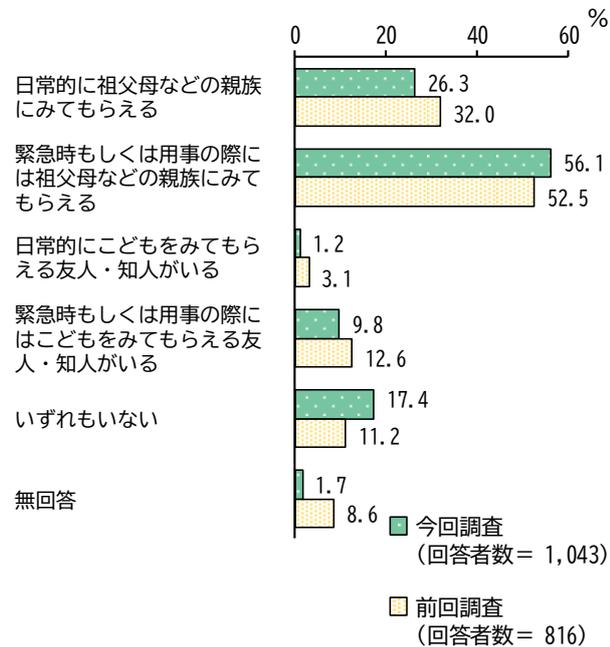
前回調査と比較すると、「いずれもない」が5.6ポイント増加しています。



【小学生の保護者】

「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が56.1%と最も多く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が26.3%、「いずれもない」が17.4%、「緊急時もしくは用事の際には子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が9.8%、「日常的に子どもを見てもらえる友人・知人がいる」が1.2%となっています。

前回調査と比較すると、「いずれもない」が6.2ポイント増加し、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が5.7ポイント減少しています。

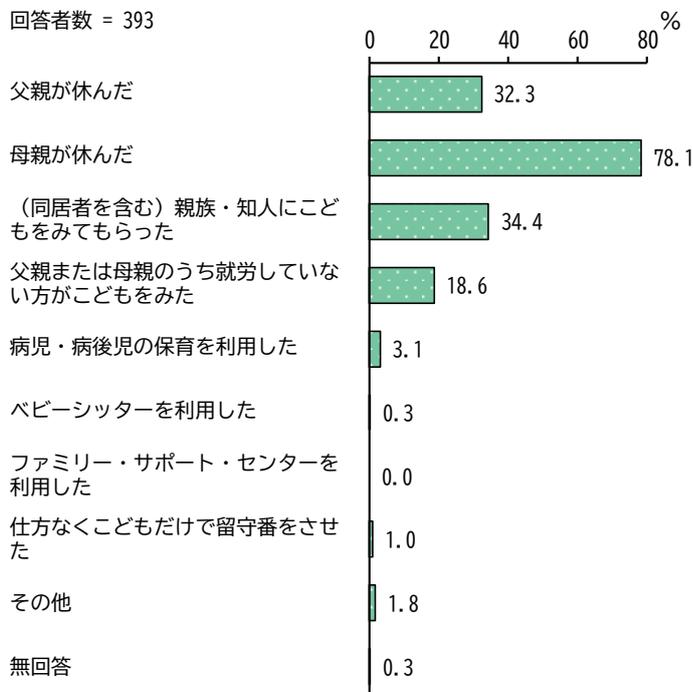


<お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業を利用できなかったことがあった方限定の設問>

⑦ こどもが病気やけがの際の対処方法【複数回答】

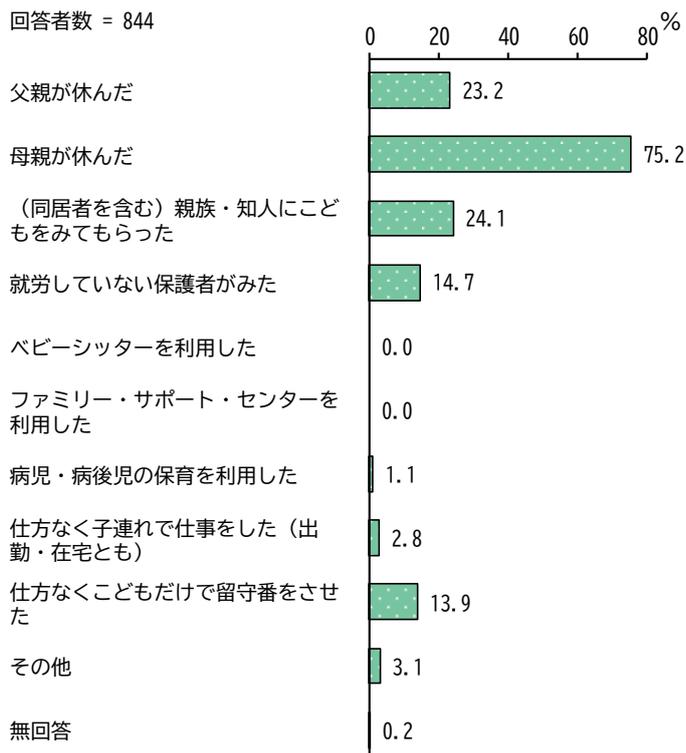
【未就学児の保護者】

「母親が休んだ」が78.1%と最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人にこどもをみてもらった」が34.4%、「父親が休んだ」が32.3%、「父親または母親のうち就労していない方がこどもをみた」が18.6%、「病児・病後児の保育を利用した」が3.1%となっています。



【小学生の保護者】

「母親が仕事を休んだ」が75.2%と最も多く、次いで「(同居者を含む) 親族・知人に預けた」が24.1%、「父親が仕事を休んだ」が23.2%、「就労していない保護者がみた」が14.7%、「仕方なくこどもだけで留守番をさせた」が13.9%となっています。



⑧ 次のサービスを利用したことがありますか。【単一回答】

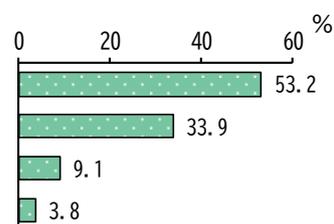
【未就学児の保護者】

〈地域子育て支援センター〉

「あり」が53.2%と最も多く、次いで「なし」が33.9%、「サービスを知らない」が9.1%となっています。

回答者数 = 634

あり
なし
サービスを知らない
無回答

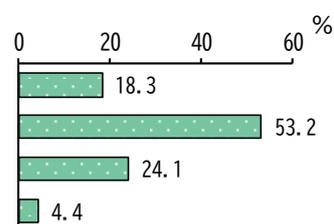


〈地域子育て支援サロン〉

「なし」が53.2%と最も多く、次いで「サービスを知らない」が24.1%、「あり」が18.3%となっています。

回答者数 = 634

あり
なし
サービスを知らない
無回答

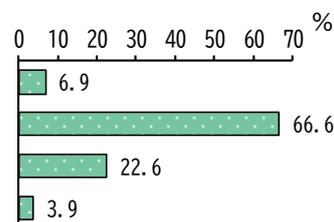


〈こども食堂〉

「なし」が66.6%と最も多く、次いで「サービスを知らない」が22.6%、「あり」が6.9%となっています。

回答者数 = 634

あり
なし
サービスを知らない
無回答



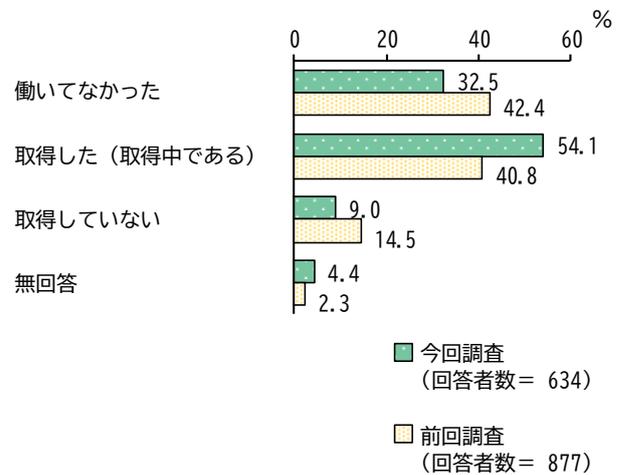
⑨ お子さんが生まれたとき、育児休業を取得しましたか。【単一回答】

【未就学児の保護者】

〈母親〉

「取得した（取得中である）」が54.1%と最も多く、次いで「働いていなかった」が32.5%、「取得していない」が9.0%となっています。

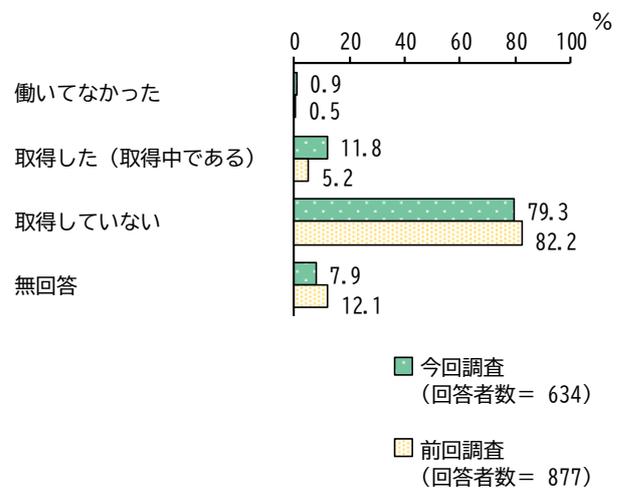
前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が13.3ポイント増加し、「働いていなかった」が9.9ポイント減少しています。



〈父親〉

「取得していない」が79.3%と最も多く、次いで「取得した（取得中である）」が11.8%、「働いていなかった」が0.9%となっています。

前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」が6.6ポイント増加しています。



<育児休業を取得していない方限定の設問>

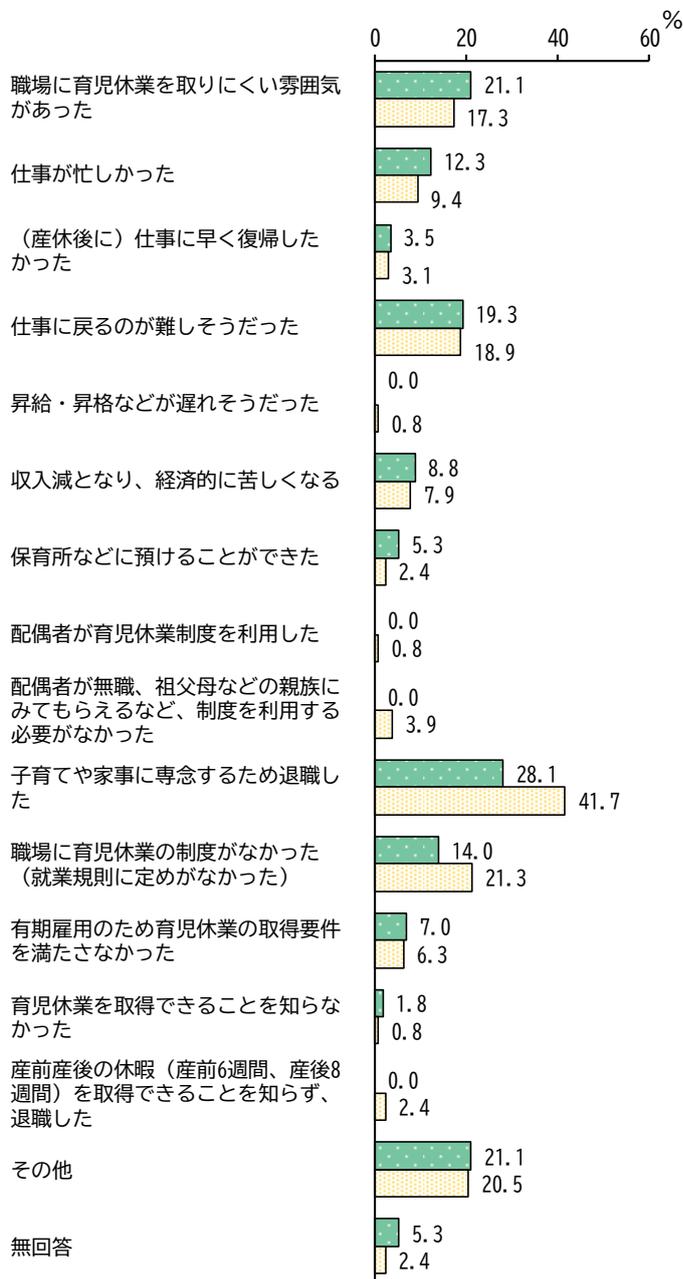
⑩ 取得していない理由を選んでください。【複数回答】

【未就学児の保護者】

〈母親〉

「子育てや家事に専念するため退職した」が28.1%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が21.1%、「その他」が21.1%、「仕事に戻るのが難しそうだった」が19.3%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が14.0%となっています。

前回調査と比較すると、「子育てや家事に専念するため退職した」が13.6ポイント減少し、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が7.3ポイント減少しています。



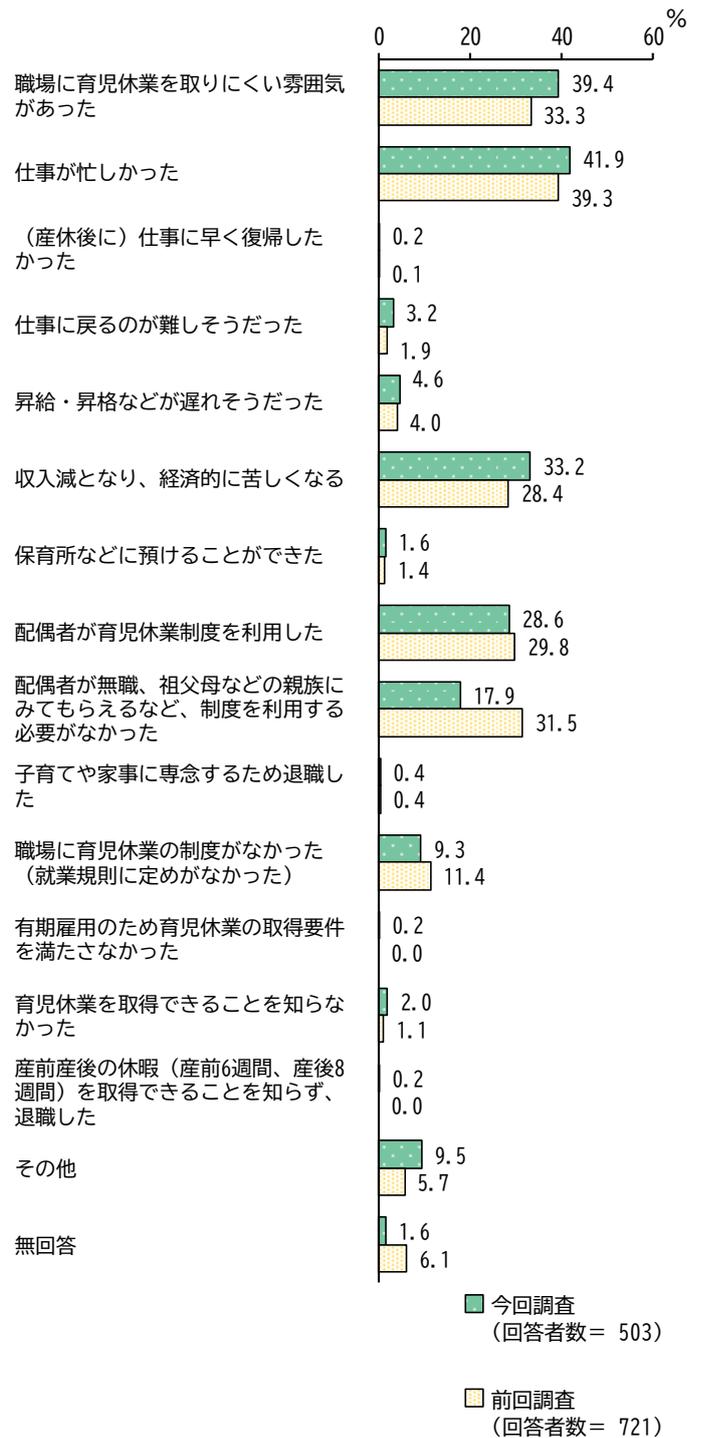
■ 今回調査
(回答者数 = 57)

□ 前回調査
(回答者数 = 127)

〈父親〉

「仕事が忙しかった」が41.9%と最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が39.4%、「収入減となり、経済的に苦しくなる」が33.2%、「配偶者が育児休業制度を利用した」が28.6%、「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が17.9%となっています。

前回調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が6.1ポイント増加し、「配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が13.6ポイント減少しています。

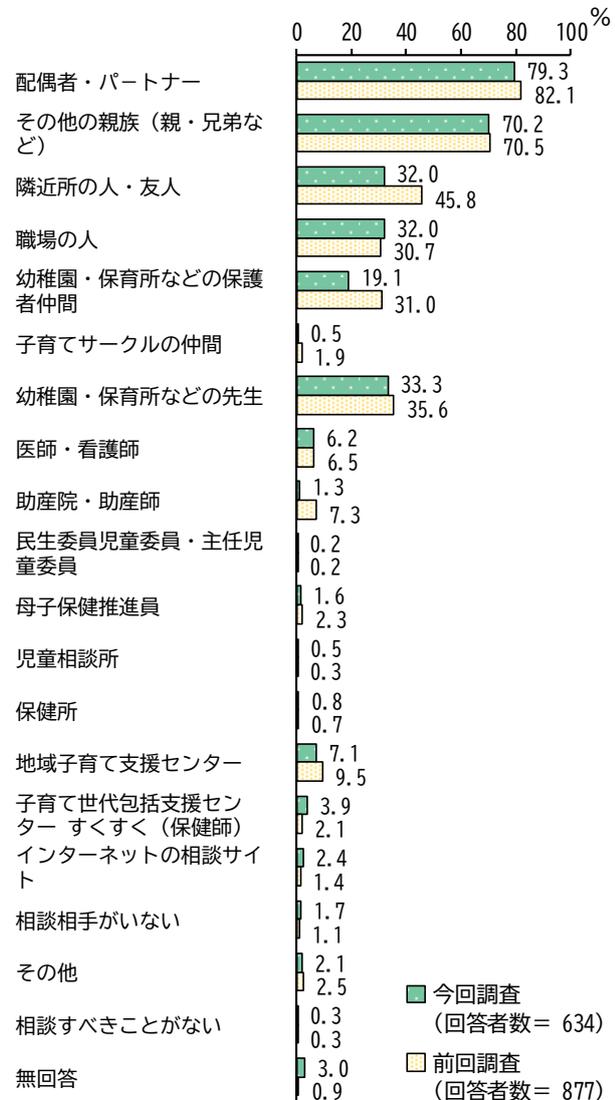


⑪ 身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなた（どこ）に相談していますか。【複数回答】

【未就学児の保護者】

「配偶者・パートナー」が79.3%と最も多く、次いで「その他の親族（親・兄弟など）」が70.2%、「幼稚園・保育所などの先生」が33.3%、「隣近所の人・友人」が32.0%、「職場の人」が32.0%となっています。

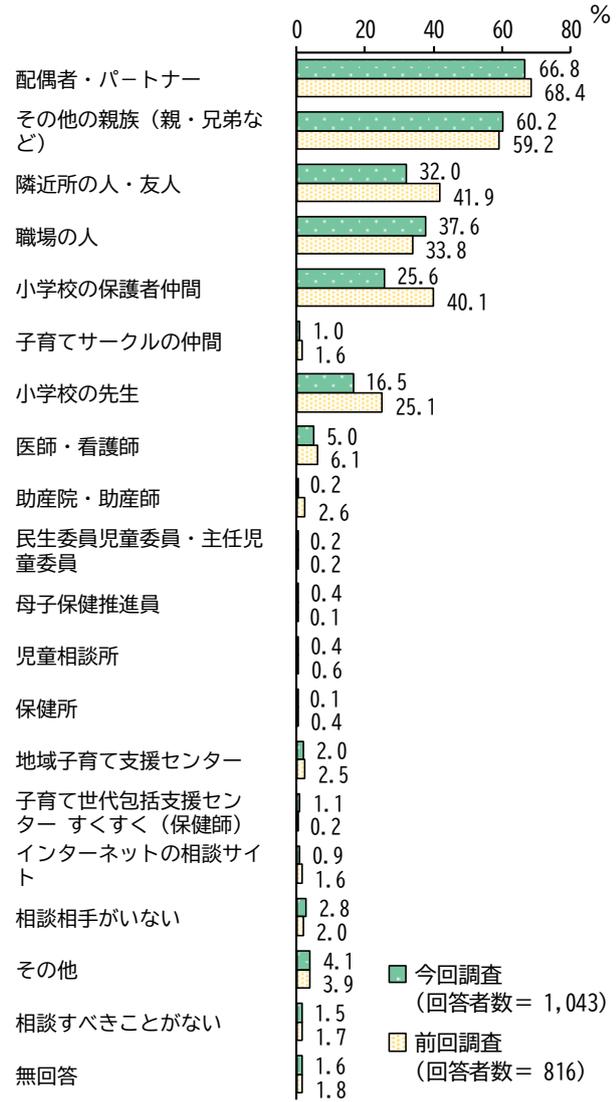
前回調査と比較すると、「隣近所の人・友人」が13.8ポイント、「幼稚園・保育所などの保護者仲間」が11.9ポイント減少しています。



【小学生の保護者】

「配偶者・パートナー」が66.8%と最も多く、次いで「その他の親族（親・兄弟など）」が60.2%、「職場の人」が37.6%、「隣近所の人・友人」が32.0%、「小学校の保護者仲間」が25.6%となっています。

前回調査と比較すると、「小学校の保護者仲間」が14.5ポイント、「隣近所の人・友人」が9.9ポイント減少しています。

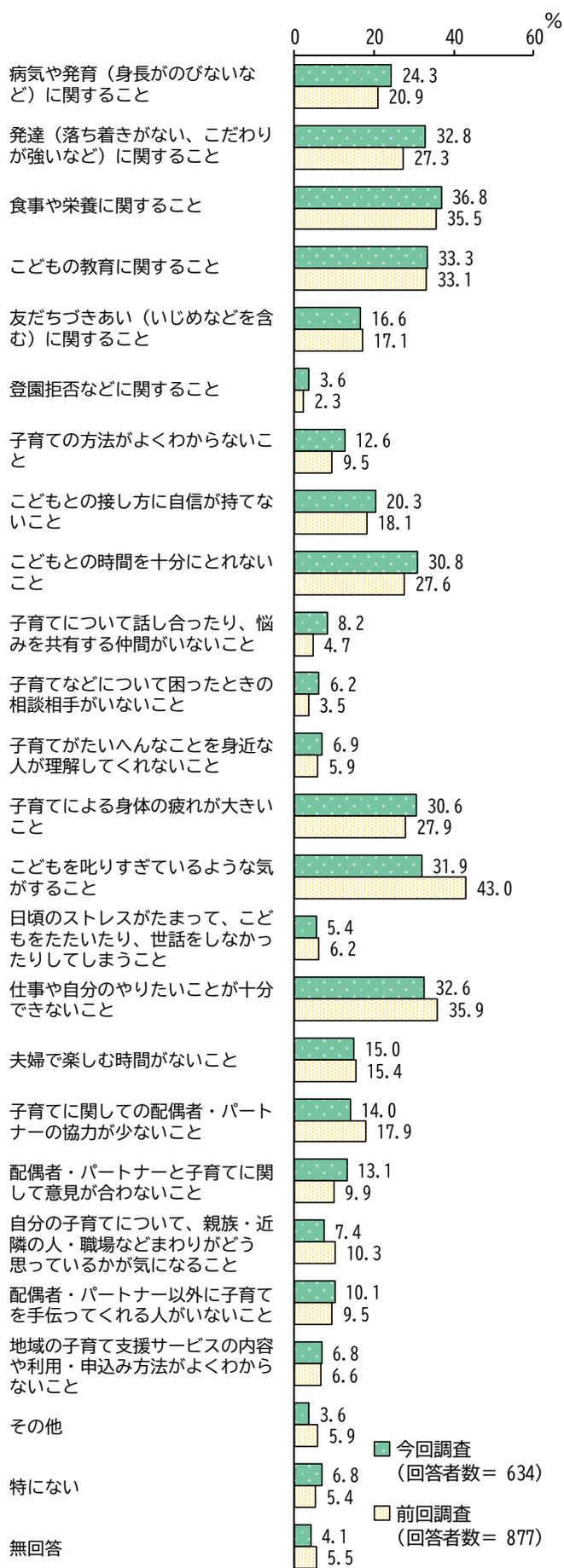


⑫ 子育てに関して、日頃悩んでいることや気になることはどのようなことですか。【複数回答】

【未就学児の保護者】

「食事や栄養に関すること」が36.8%と最も多く、次いで「こどもの教育に関すること」が33.3%、「発達（落ち着きがない、こだわりが強いなど）に関すること」が32.8%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が32.6%、「こどもを叱りすぎているような気がする」とが31.9%となっています。

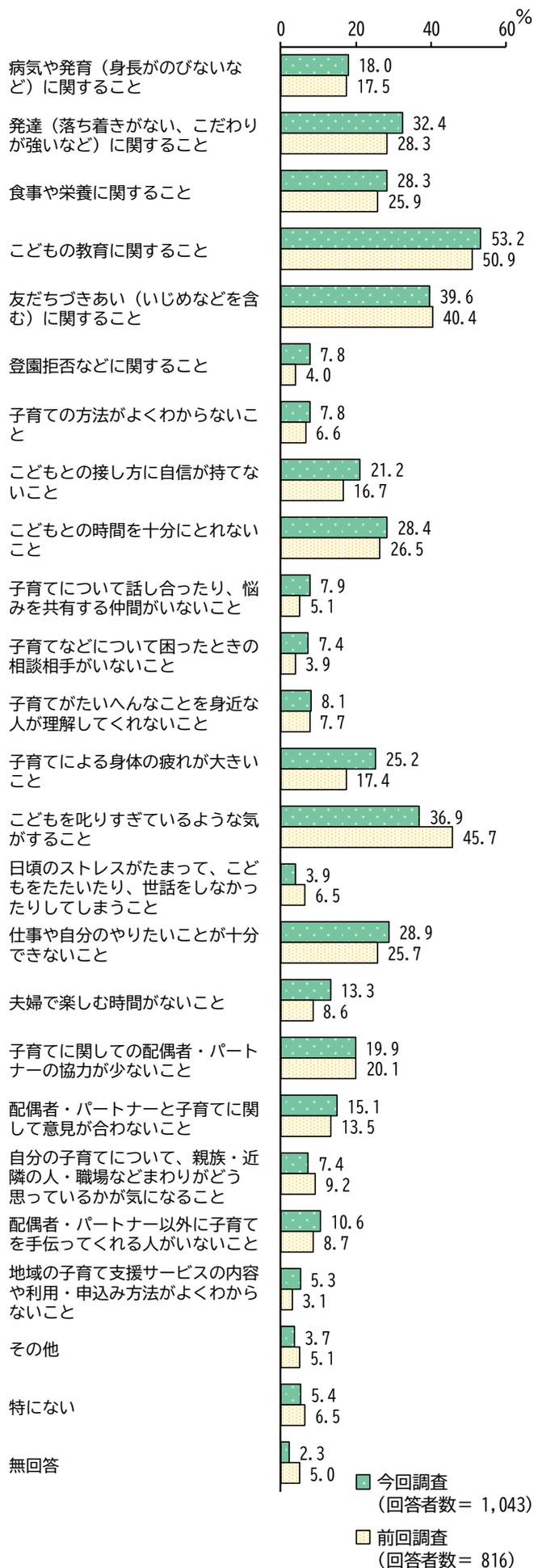
前回調査と比較すると、「こどもを叱りすぎているような気がする」とが11.1ポイント減少し、「発達（落ち着きがない、こだわりが強いなど）に関すること」が5.5ポイント増加しています。



【小学生の保護者】

「こどもの教育に関すること」が53.2%と最も多く、次いで「友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」が39.6%、「こどもを叱りすぎているような気がする」とが36.9%、「発達（落ち着きがない、こだわりが強いなど）に関すること」が32.4%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が28.9%となっています。

前回調査と比較すると、「こどもを叱りすぎているような気がする」とが8.8ポイント減少し、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が7.8ポイント増加しています。



⑬ 保護者の現在の就労状況（自営業、家族従業者を含む）は次のどれですか。
「母親」について【単一回答】

【未就学児の保護者】

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が34.2%と最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が25.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が23.3%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が13.1%、「これまで就労したことがない」が1.4%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が4.8ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が9.8ポイント減少しています。

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

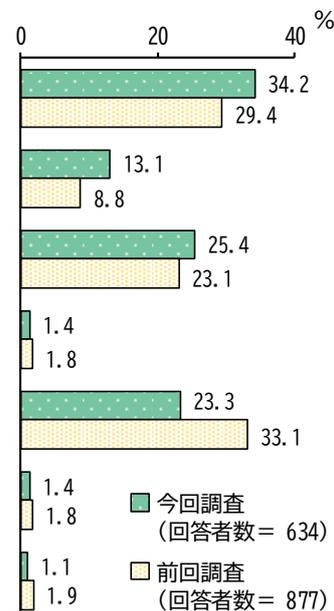
パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



【小学生の保護者】

「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が42.8%と最も多く、次いで「パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が36.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13.5%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が2.1%、「これまで就労したことがない」が1.9%となっています。

前回調査と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が7.5ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が4.8ポイント減少しています。

フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

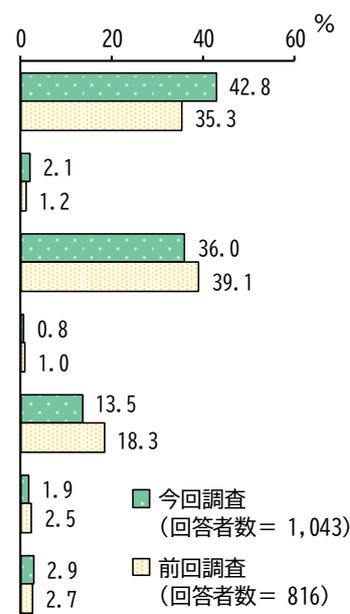
パート・アルバイトなどで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

パート・アルバイトなどで就労しているが、産休・育休・介護休業中である

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答

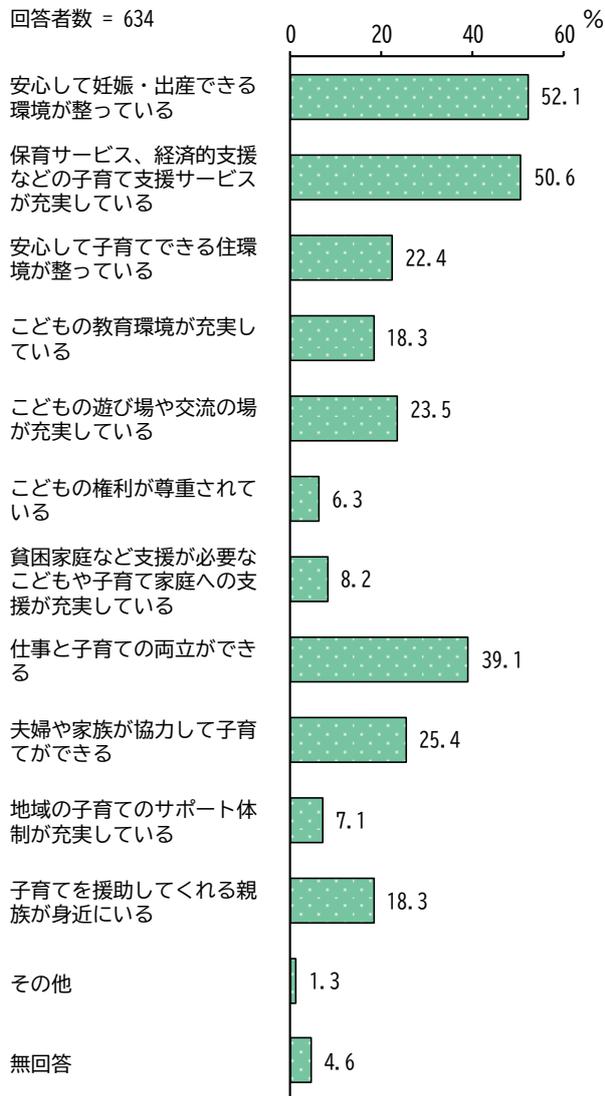


⑭ 子育てする中で大切なことは何だと思いますか。【複数回答】

【未就学児の保護者】

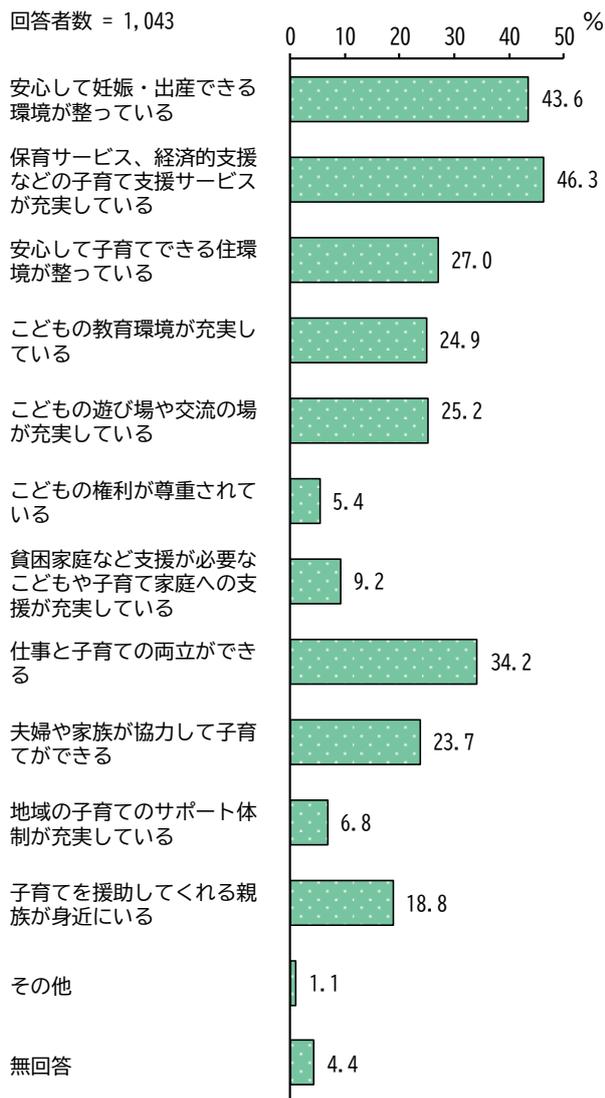
「安心して妊娠・出産できる環境が整っている」が52.1%と最も多く、次いで「保育サービス、経済的支援などの子育て支援サービスが充実している」が50.6%、「仕事と子育ての両立ができる」が39.1%、「夫婦や家族が協力して子育てができる」が25.4%、「こどもの遊び場や交流の場が充実している」が23.5%となっています。

回答者数 = 634



【小学生の保護者】

「保育サービス、経済的支援などの子育て支援サービスが充実している」が46.3%と最も多く、次いで「安心して妊娠・出産できる環境が整っている」が43.6%、「仕事と子育ての両立ができる」が34.2%、「安心して子育てできる住環境が整っている」が27.0%、「こどもの遊び場や交流の場が充実している」が25.2%となっています。



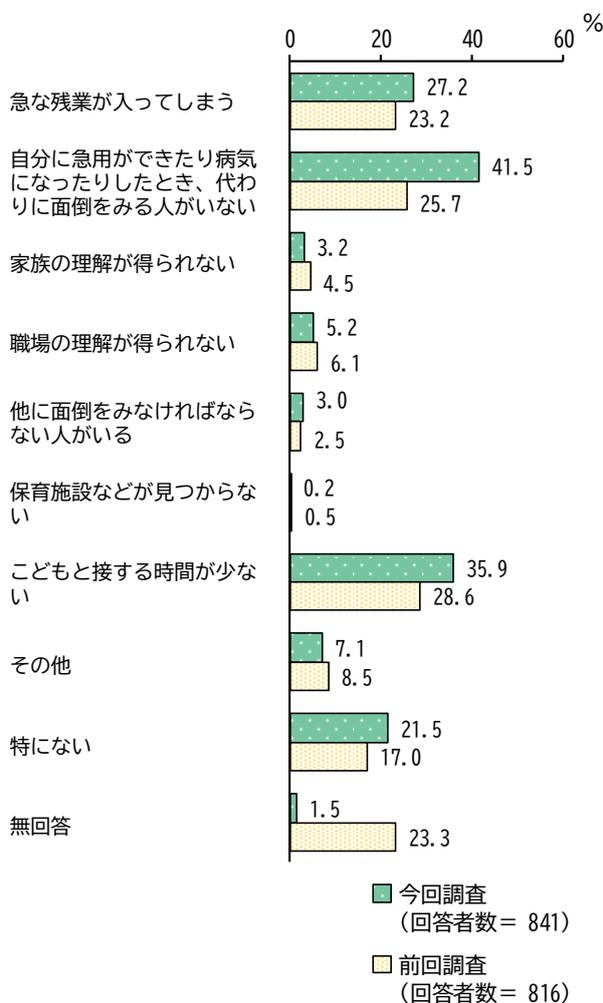
<現在、就労している方限定の設問>

⑮ 仕事と子育てを両立させるうえで、大変だと感じることは何ですか。
【複数回答】

【小学生の保護者】

「自分に急用ができたり病気になっ
たりしたとき、代わりに面倒をみる人
がいない」が41.5%と最も多く、次い
で「こどもと接する時間が少ない」が
35.9%、「急な残業が入ってしまう」が
27.2%、「特にない」が21.5%、「その
他」が7.1%となっています。

前回調査と比較すると、「自分に急用
ができたり病気になったりしたとき、
代わりに面倒をみる人がいない」が
15.8ポイント、「こどもと接する時間
が少ない」が7.3ポイント増加してい
ます。



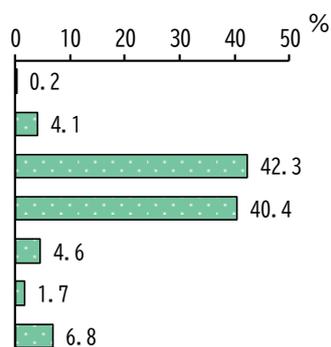
⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

【未就学児の保護者】

回答者数 = 634

「2人」が42.3%と最も多く、次いで「3人」が40.4%、「4人」が4.6%、「1人」が4.1%、「5人以上」が1.7%となっています。

- 0人
- 1人
- 2人
- 3人
- 4人
- 5人以上
- 無回答



【理想のこどもの数】

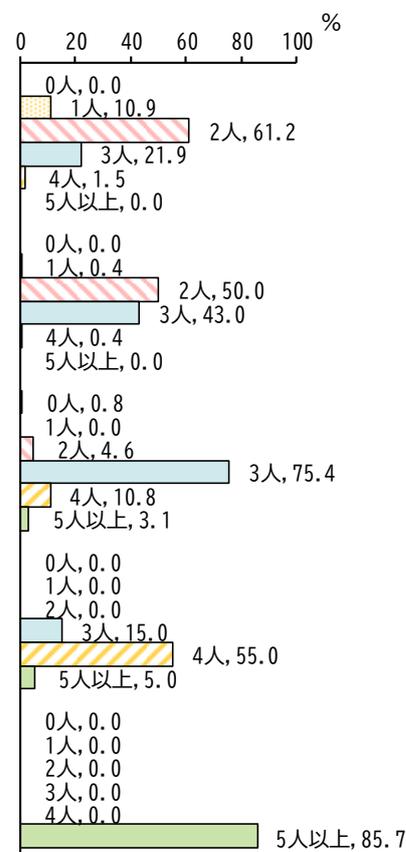
回答者数 = 591

現在のこどもの数別に理想のこどもの数をみた場合、現在いるこどもの数が「1人」の人では、理想のこどもの数が「2人」の割合が61.2%と最も多く、次いで「3人」の割合が21.9%、「4人」の割合が1.5%となっています。

また、現在いるこどもの数が「2人」の人では、理想のこどもの数が「2人」の割合が50.0%と最も多く、次いで「3人」の割合が43.0%、「4人」の割合が0.4%となっています。

現在のこどもの数の平均値 1.91 人に対し、理想のこどもの数の平均値は 2.56 人となっています。

- 1人
- 2人
- 3人
- 4人
- 5人以上



【現在いるこどもの数】

【理想のこどもの数】

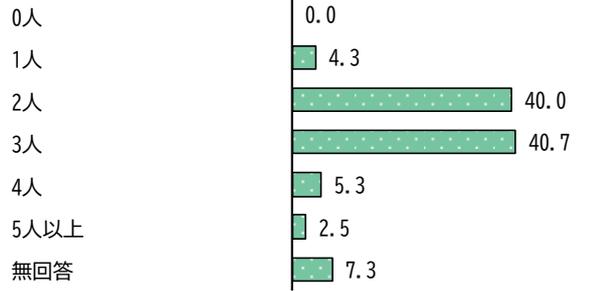
- 0人 (回答者数 = 1)
- 1人 (回答者数 = 26)
- 2人 (回答者数 = 268)
- 3人 (回答者数 = 256)
- 4人 (回答者数 = 29)
- 5人以上 (回答者数 = 11)

※状況別集計不可の回答 (回答者数=43) については、グラフに記載していません。

【小学生の保護者】

「3人」が40.7%と最も多く、次いで「2人」が40.0%、「4人」が5.3%、「1人」が4.3%、「5人以上」が2.5%となっています。

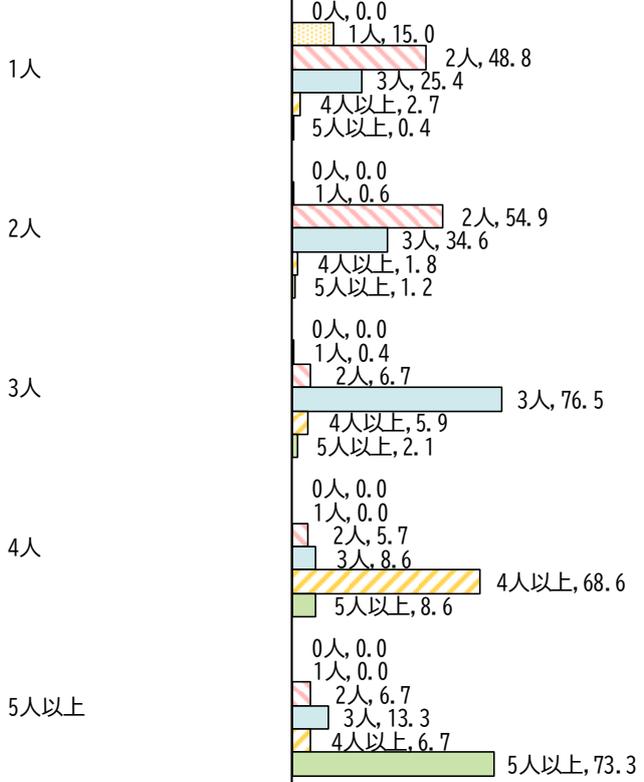
回答者数 = 1,043



【理想のこどもの数】

現在のこどもの数別に理想のこどもの数をみた場合、現在いるこどもの数が「1人」の人では、理想のこどもの数が「2人」の割合が48.8%と最も多く、次いで「3人」の割合が25.4%、「1人」の割合が15.0%となっています。

回答者数 = 967



また、現在いるこどもの数が「2人」の人では、理想のこどもの数が「2人」の割合が54.9%と最も多く、次いで「3人」の割合が34.6%、「4人」の割合が1.8%となっています。

現在のこどもの数の平均値 2.10 人に対し、理想のこどもの数の平均値は 2.60 人となっています。

【現在いるこどもの数】

【理想の子どもの数】



※状況別集計不可の回答 (回答者数=76) については、グラフに記載していません。

<今後の出産の希望がない方限定の設問>

⑰ 今後の出産を希望しない理由は何ですか。【複数回答】

【未就学児の保護者】

「経済的にこれ以上のこどもを持つことが困難だから」が49.6%と最も多く、次いで「配偶者とともに、現在のこどもの人数で満足しているから」が47.2%、「年齢的に今後の出産や子育ては難しいから（高齢出産、子が成年する時の年齢等）」が41.8%、「今いるこどもや家族の生活に時間的・経済的な余裕を持ちたいから」が38.8%、「配偶者の家事・子育てへの協力が期待できないから」が10.3%となっています。

回答者数 = 407

配偶者とともに、現在のこどもの人数で満足しているから

今いるこどもや家族の生活に時間的・経済的な余裕を持ちたいから

経済的にこれ以上のこどもを持つことが困難だから

配偶者の家事・子育てへの協力が期待できないから

育児休業が取りにくいなど職場の理解が得られないから

自身のキャリア形成のため仕事を続けたいから

保育所などこどもの預け先が不安だから

自分や配偶者の仕事に差し支えるから

年齢的に今後の出産や子育ては難しいから（高齢出産、子が成年する時の年齢等）

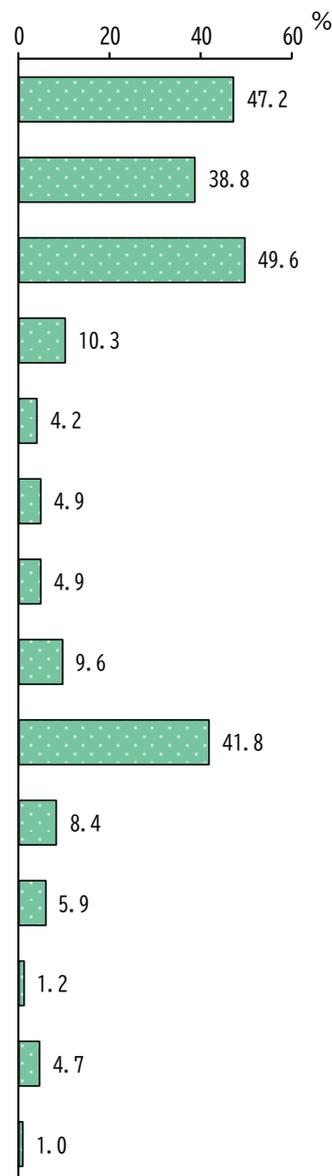
健康上の理由で今後の出産は難しいから

居住環境的に難しいから

末子との年齢差があいてしまうから

その他

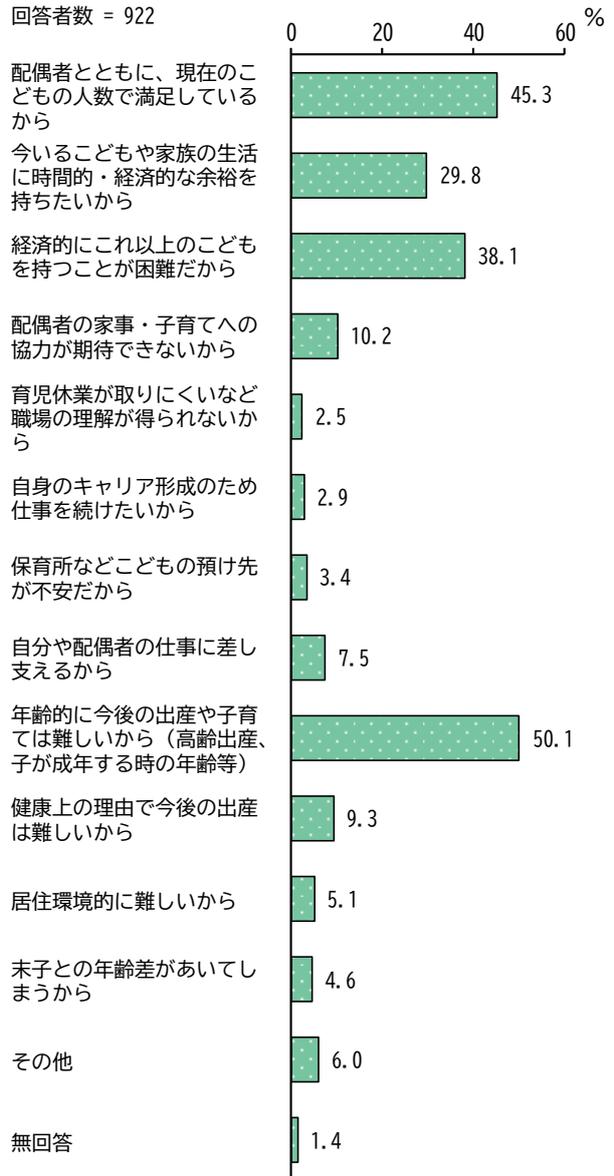
無回答



【小学生の保護者】

「年齢的に今後の出産や子育ては難しいから（高齢出産、子が成年する時の年齢等）」が50.1%と最も多く、次いで「配偶者とともに、現在のこどもの人数で満足しているから」が45.3%、「経済的にこれ以上のこどもを持つことが困難だから」が38.1%、「今いるこどもや家族の生活に時間的・経済的な余裕を持ちたいから」が29.8%、「配偶者の家事・子育てへの協力が期待できないから」が10.2%となっています。

回答者数 = 922



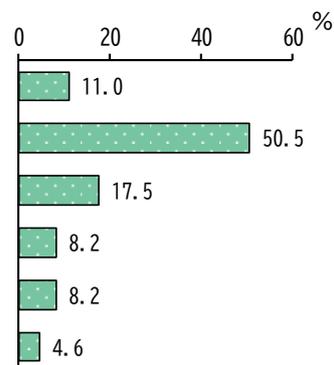
⑱ 三原市は子育てしやすいところだと思いますか。【単一回答】

【未就学児の保護者】

「どちらかといえば子育てしやすいと思う」が50.5%と最も多く、次いで「どちらかといえば子育てしにくいと思う」が17.5%、「子育てしやすいと思う」が11.0%、「子育てしにくいと思う」が8.2%、「どちらともいえない」が8.2%となっています。

回答者数 = 634

子育てしやすいと思う
 どちらかといえば子育てしやすいと思う
 どちらかといえば子育てしにくいと思う
 子育てしにくいと思う
 どちらともいえない
 無回答

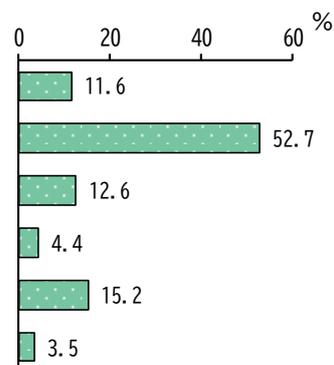


【小学生の保護者】

「どちらかといえば子育てしやすいと思う」が52.7%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が15.2%、「どちらかといえば子育てしにくいと思う」が12.6%、「子育てしやすいと思う」が11.6%、「子育てしにくいと思う」が4.4%となっています。

回答者数 = 1,043

子育てしやすいと思う
 どちらかといえば子育てしやすいと思う
 どちらかといえば子育てしにくいと思う
 子育てしにくいと思う
 どちらともいえない
 無回答

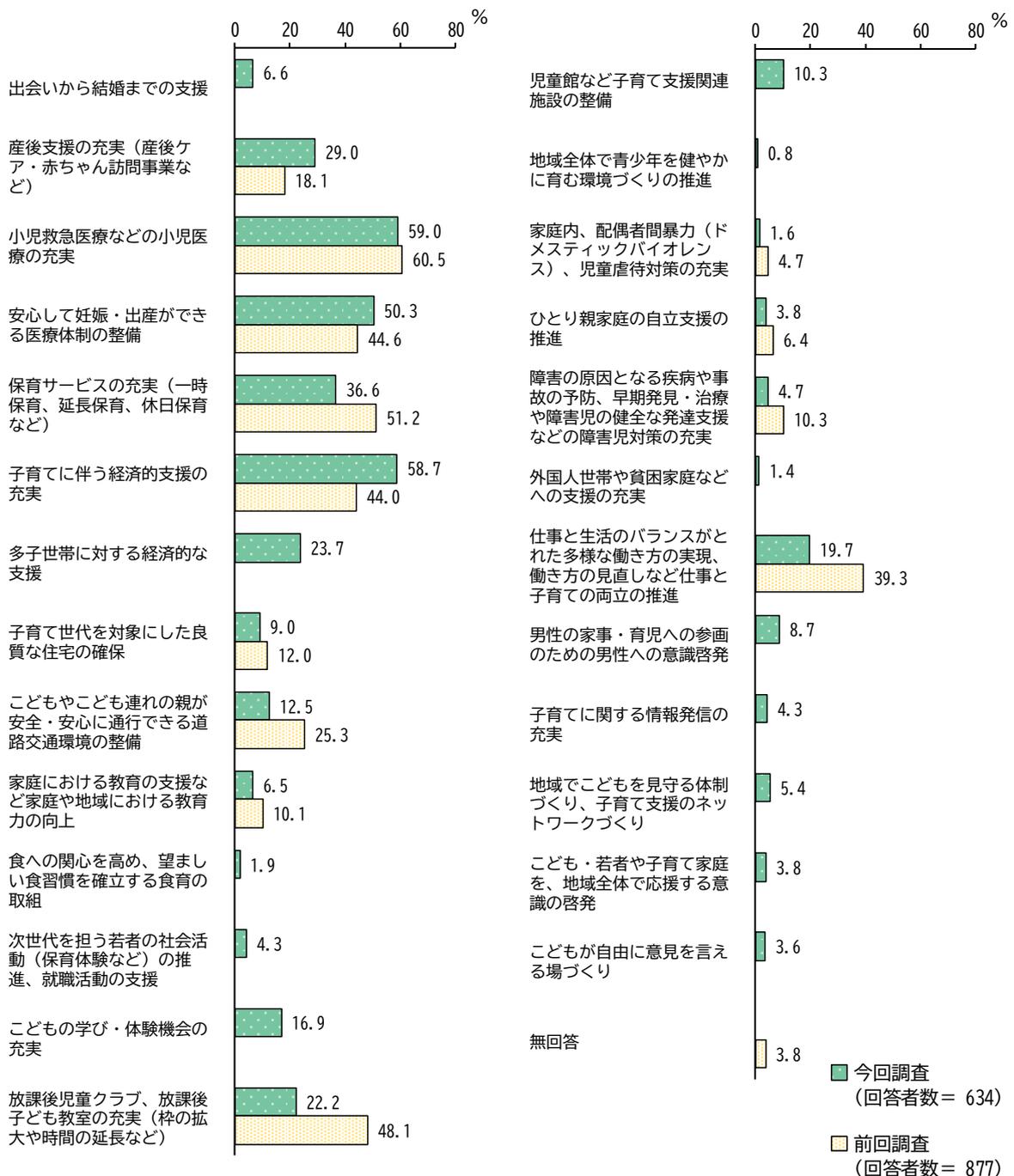


⑱ 子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思えますか。【複数回答】

【未就学児の保護者】

「小児救急医療などの小児医療の充実」が59.0%と最も多く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」が58.7%、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が50.3%、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育など）」が36.6%、「産後支援の充実（産後ケア・赤ちゃん訪問事業など）」が29.0%となっています。

前回調査と比較すると、「産後支援の充実」「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」「子育てに伴う経済的支援の充実」の割合が増加しています。

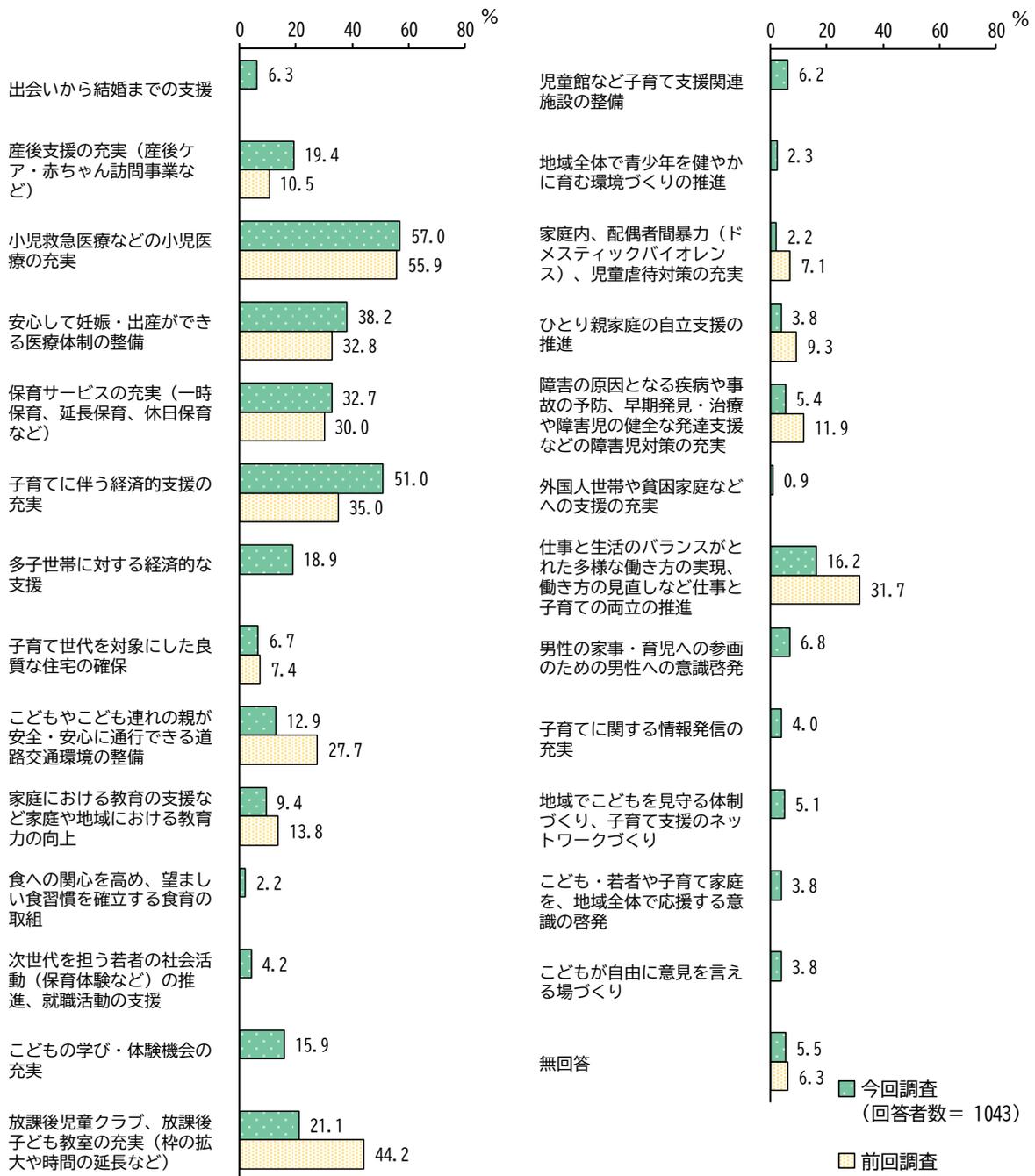


※前回調査の表示がない項目は前回選択肢がなかったもの

【小学生の保護者】

「小児救急医療などの小児医療の充実」が57.0%と最も多く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」が51.0%、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が38.2%、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育など）」が32.7%、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実（枠の拡大や時間の延長など）」が21.1%となっています。

前回調査と比較すると、「産後支援の充実」「小児救急医療などの小児医療の充実」「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」「保育サービスの充実」「子育てに伴う経済的支援の充実」の割合が増加しています。



※前回調査の表示がない項目は前回選択肢がなかったもの

(4) こどもの生活実態調査

① 調査の目的

こどもの生活状況や日ごろ考えていること、保護者とこどもとの関わり、家庭の状況等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の概要

○調査対象者：市内小学校の小学5年生とその保護者

市内中学校の中学2年生とその保護者

○抽出方法：悉皆調査

○調査方法：WEB 調査

回答フォームの二次元コードを記載した依頼文書を学校経由で配付

○調査期間：令和5（2023）年12月8日～12月22日

○配布・回収状況

対 象	配付数	回収数	回収率
小学5年生	727人	657人	90.4%
小学5年生の保護者	727人	433人	59.6%
中学2年生	683人	491人	71.9%
中学2年生の保護者	683人	243人	35.6%

○等価世帯収入による分類

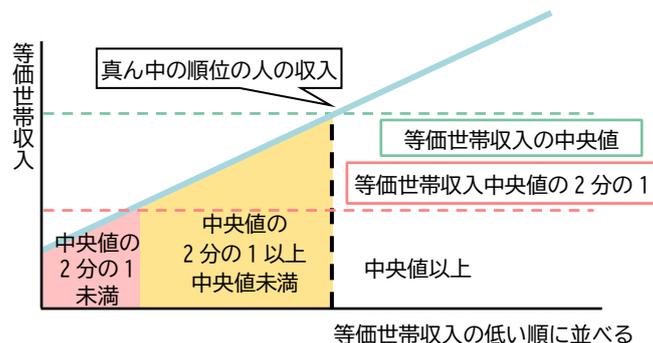
本調査では、「世帯全体のおおよその年間収入(税込)」の設問を設けています。また、「等価世帯収入の水準別」として、「こどもと同居し、生計を同一にしている家族の人数」への回答結果も踏まえて、「等価世帯収入」による分類※を行っています。

※「等価世帯収入」による分類の考え方

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。

○上記の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根で除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」で分類する。

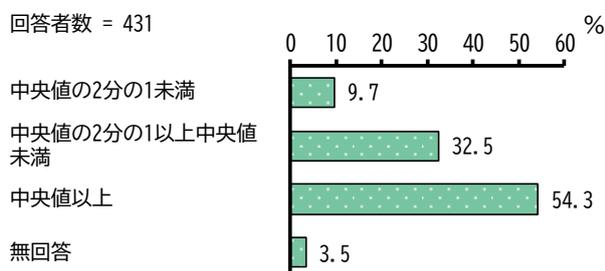


(5) こどもの生活実態調査結果 (概要)

① 経済的な状況【集計】

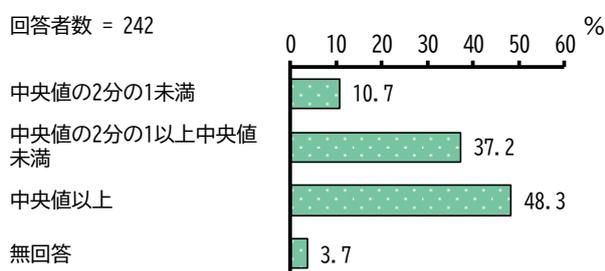
【小学5年生の保護者】

等価世帯収入の水準別にみた場合「中央値以上」が54.3%と最も多く、次いで「中央値の2分の1以上中央値未満」が32.5%、「中央値の2分の1未満」が9.7%となっています。



【中学2年生の保護者】

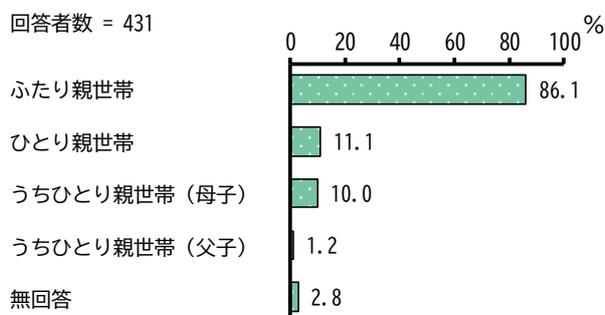
等価世帯収入の水準別にみた場合、「中央値以上」が48.3%と最も多く、次いで「中央値の2分の1以上中央値未満」が37.2%、「中央値の2分の1未満」が10.7%となっています。



② 世帯の状況【集計】

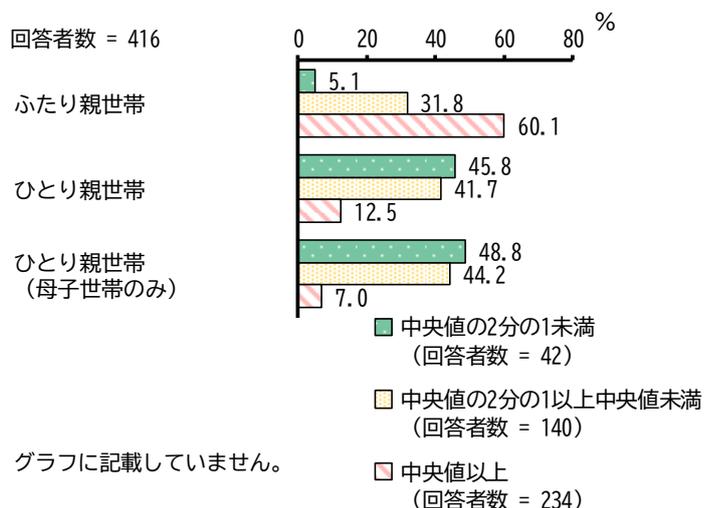
【小学5年生の保護者】

「ふたり親世帯」が86.1%、「ひとり親世帯」が11.1%、ひとり親世帯の「うちひとり親世帯 (母子)」が10.0%、「うちひとり親世帯 (父子)」が1.2%となっています。



【等価世帯収入の水準別】

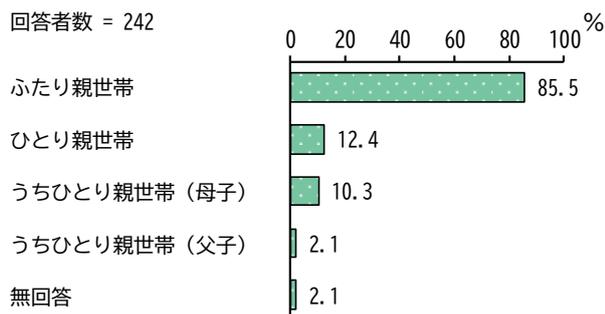
等価世帯収入の水準別にみると、ふたり親世帯で等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の割合は5.1%に対し、ひとり親世帯では45.8%となっています。



※状況別集計不可の回答 (回答者数=15) については、グラフに記載していません。

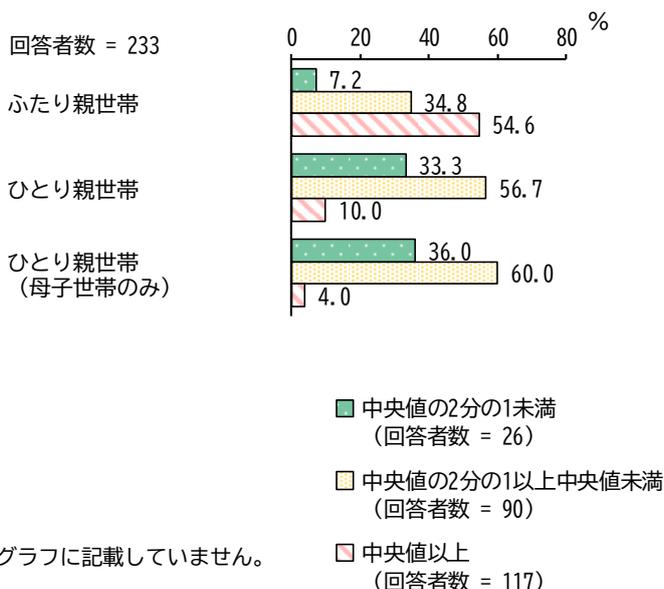
【中学2年生の保護者】

「ふたり親世帯」が85.5%、「ひとり親世帯」が12.4%、ひとり親世帯の「うちひとり親世帯（母子）」が10.3%、「うちひとり親世帯（父子）」が2.1%となっています。



【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、ふたり親世帯で等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の割合は7.2%に対し、ひとり親世帯では33.3%となっています。

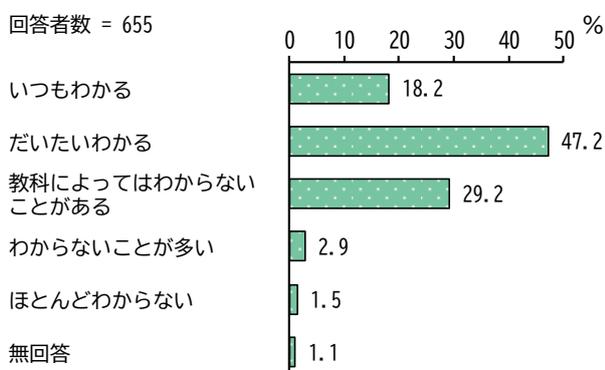


※状況別集計不可の回答（回答者数=9）については、グラフに記載していません。

③ 学校の授業がわからないことがありますか。【単一回答】

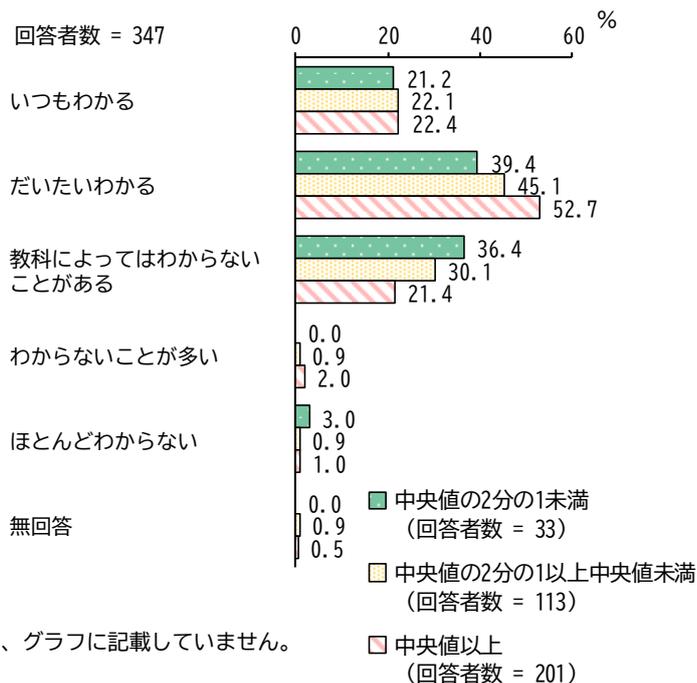
【小学5年生】

「だいたいわかる」が47.2%と最も多く、次いで「教科によってはわからないことがある」が29.2%、「いつもわかる」が18.2%、「わからないことが多い」が2.9%、「ほとんどわからない」が1.5%となっています。



【等価世帯収入の水準別】

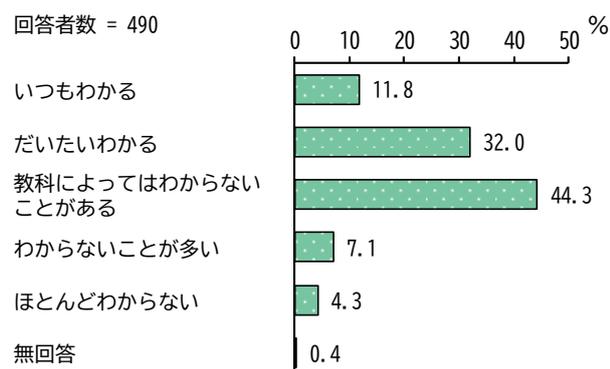
等価世帯収入の水準別にみると、「いつもわかる」、「だいたいわかる」の割合は等価世帯収入の水準が高いほど多くなり、「教科によってはわからないことがある」の割合は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっています。



※状況別集計不可の回答 (回答者数=308) については、グラフに記載していません。

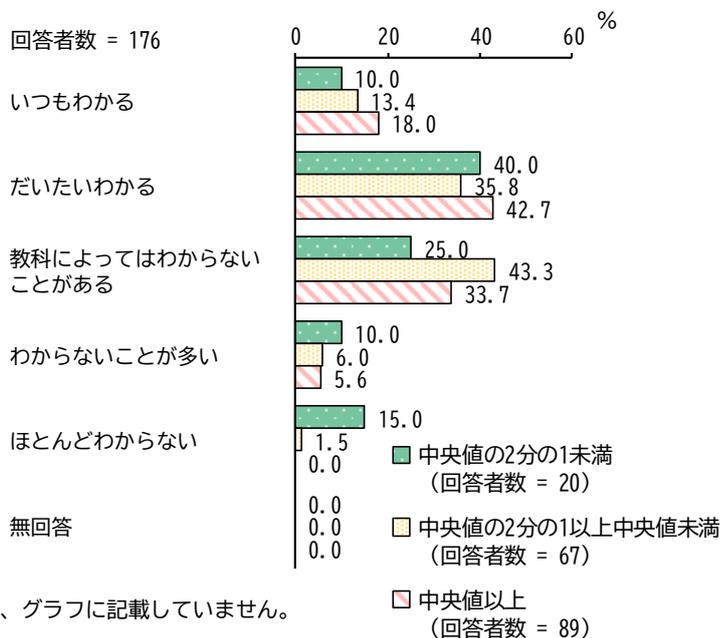
【中学2年生】

「教科によってはわからないことがある」が44.3%と最も多く、次いで「だいたいわかる」が32.0%、「いつもわかる」が11.8%、「わからないことが多い」が7.1%、「ほとんどわからない」が4.3%となっています。



【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「いつもわかる」の割合は等価世帯収入の水準が高いほど多くなり、「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」の割合は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっています。

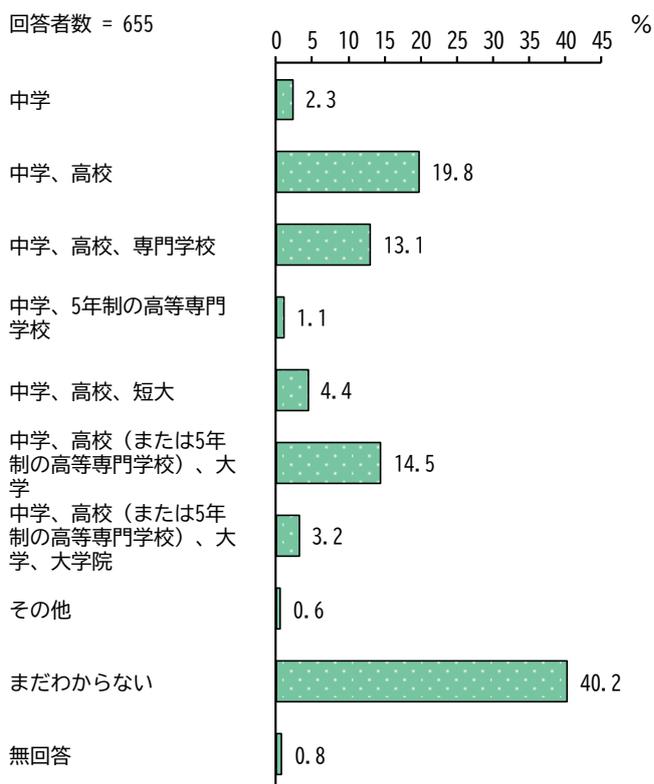


※状況別集計不可の回答 (回答者数=314) については、グラフに記載していません。

④ 将来、どの学校に進学したいですか。【単一回答】

【小学5年生】

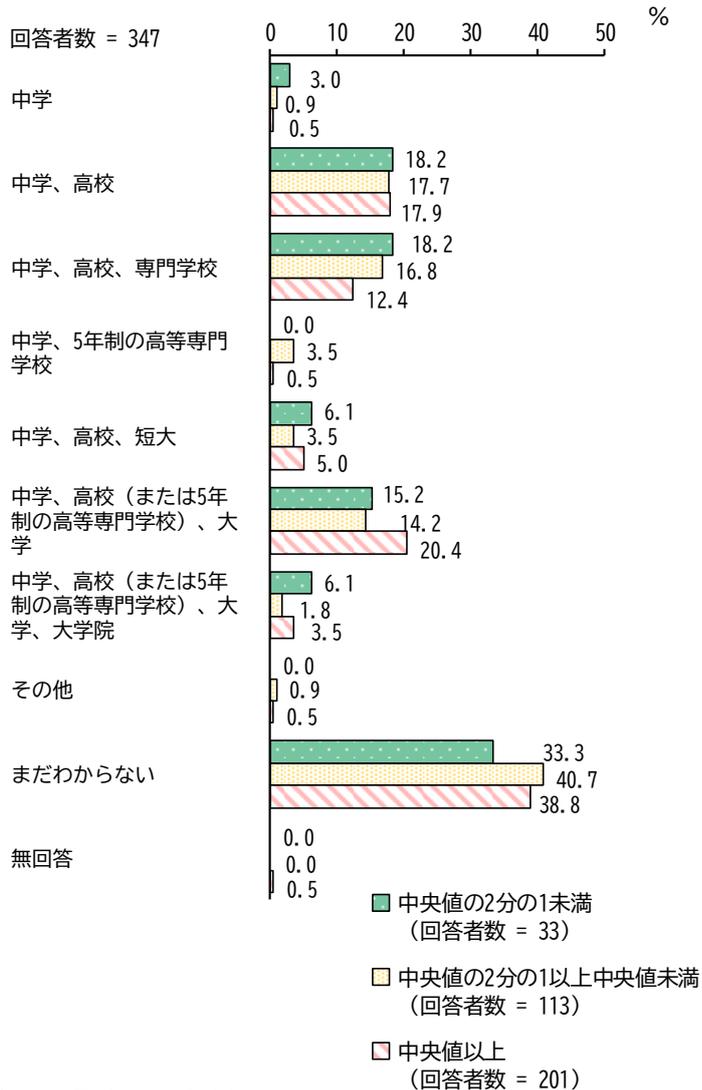
「まだわからない」が40.2%と最も多く、次いで「中学、高校」が19.8%、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」が14.5%、「中学、高校、専門学校」が13.1%、「中学、高校、短大」が4.4%となっています。



【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「中学、高校、専門学校」は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっています。

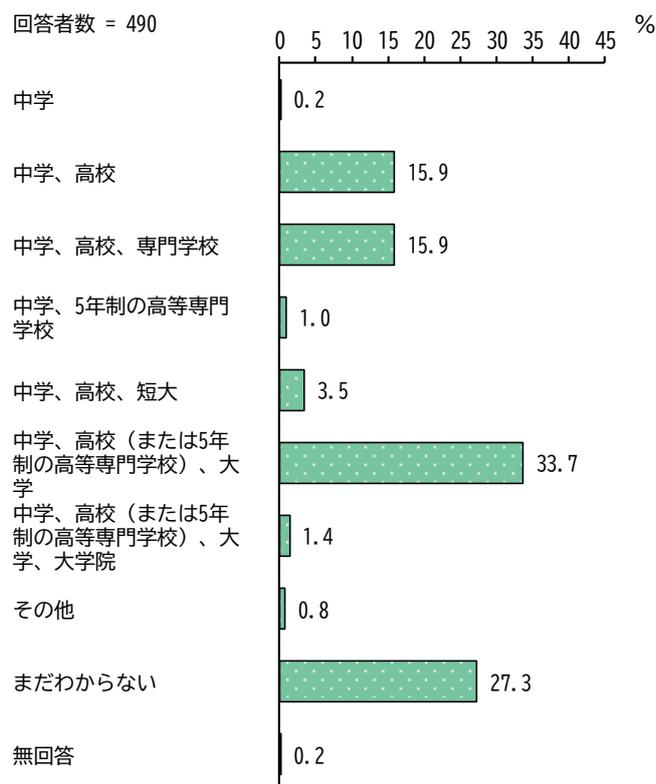
また、「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」は等価世帯収入の水準が中央値以上で多くなっています。



※状況別集計不可の回答（回答者数=308）については、グラフに記載していません。

【中学2年生】

「中学、高校（または5年制の高等専校、専門学校）」が33.7%と最も多く、次いで「まだわからない」が27.3%、「中学、高校」「中学、高校、専門学校」が15.9%となっています。

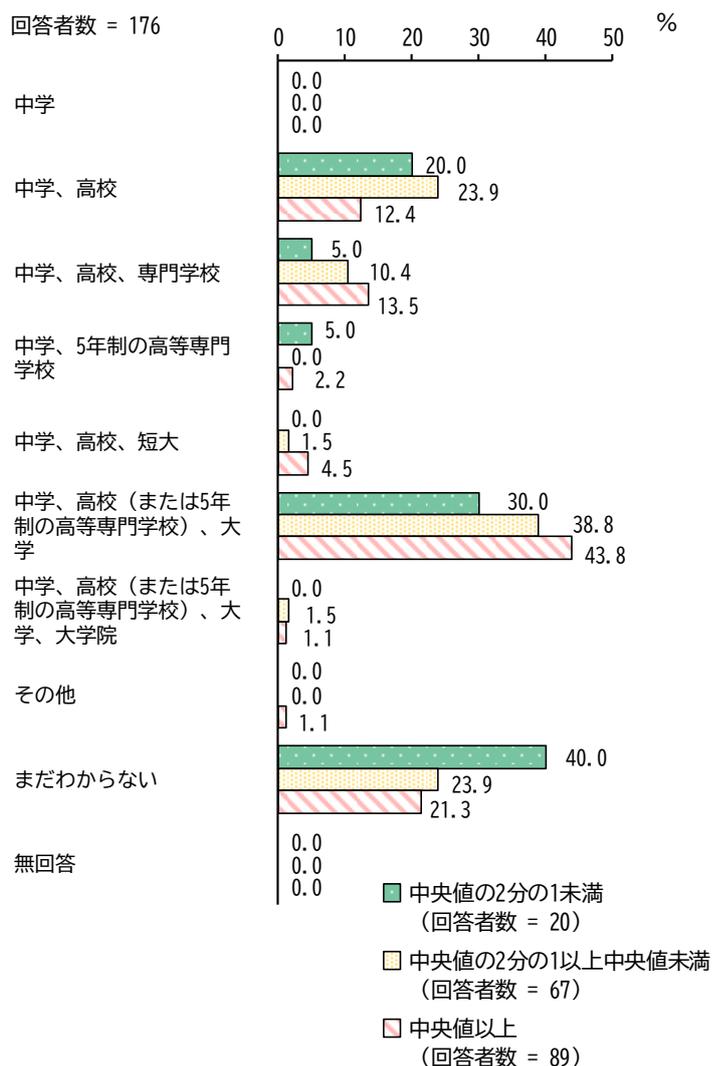


【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「中学、高校、専門学校」「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」は等価世帯収入の水準が高いほど多くなっています。

「まだわからない」は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっています。

回答者数 = 176

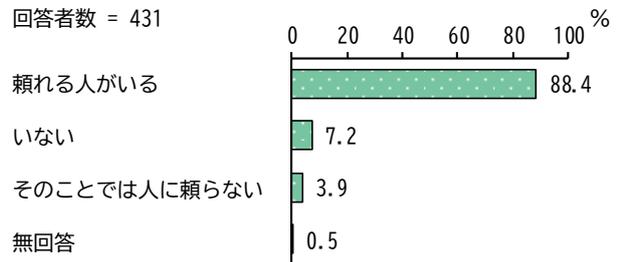


※状況別集計不可の回答（回答者数=314）については、グラフに記載していません。

⑤ 子育てに関する相談で頼れる人はいますか。【単一回答】

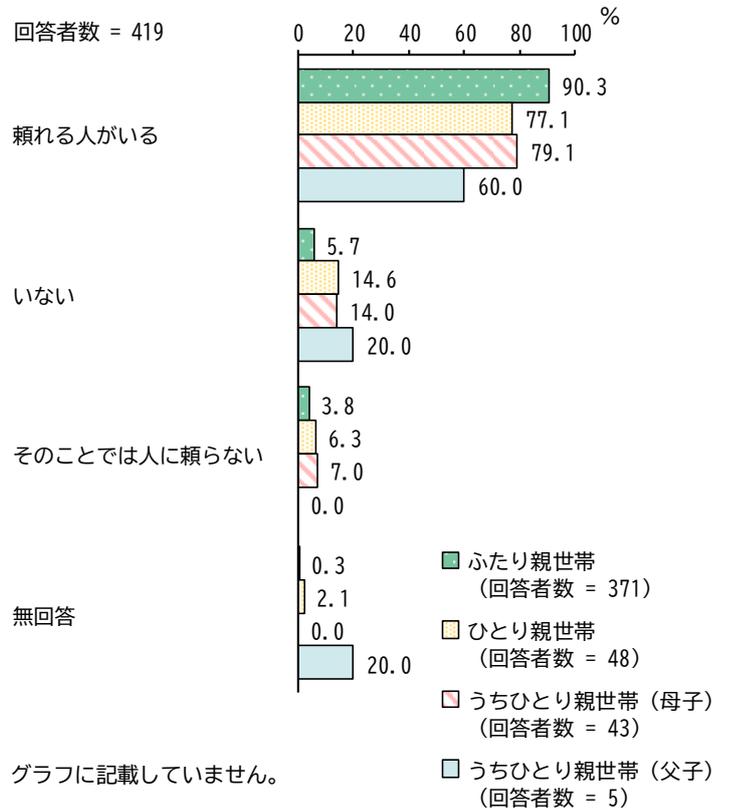
【小学5年生の保護者】

「頼れる人がいる」が88.4%と最も多く、次いで「いない」が7.2%、「そのことでは人に頼らない」が3.9%となっています。



【世帯の状況別】

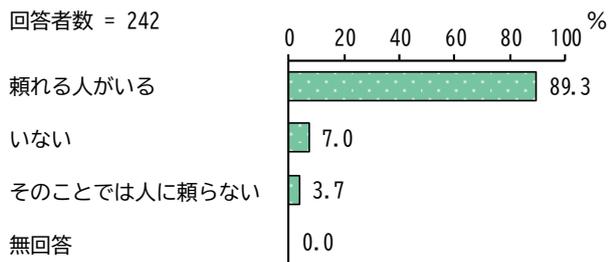
世帯の状況別にみると、頼れる人が「いない」の割合は、ふたり親世帯の5.7%に対し、ひとり親世帯では14.6%となっています。



※状況別集計不可の回答 (回答者数=12) については、グラフに記載していません。

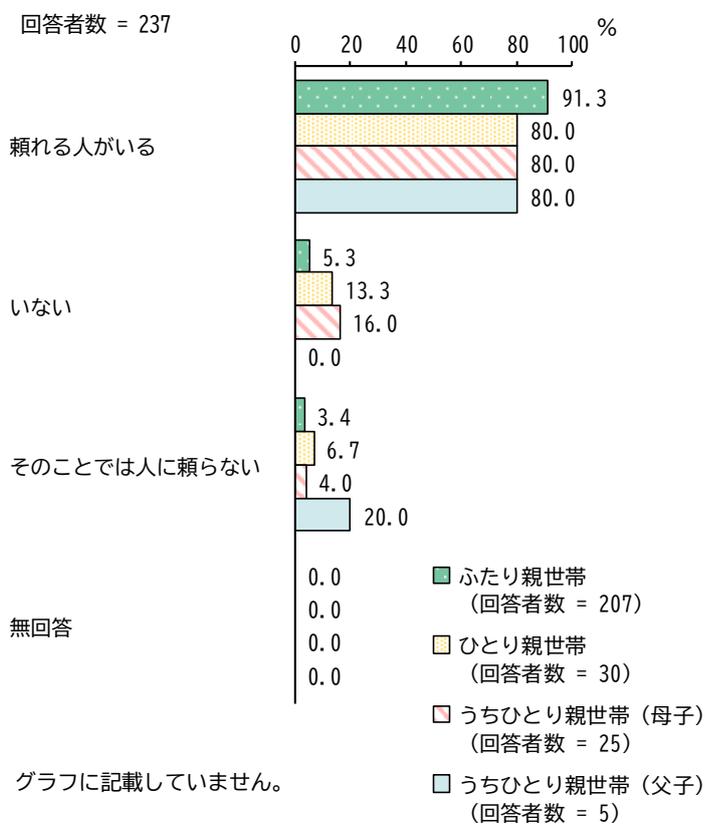
【中学2年生の保護者】

「頼れる人がいる」が89.3%と最も多く、次いで「いない」が7.0%、「そのことでは人に頼らない」が3.7%となっています。



【世帯の状況別】

世帯の状況別にみると、頼れる人が「いない」の割合は、ふたり親世帯の5.3%に対し、ひとり親世帯では13.3%となっており、うちひとり親世帯（母子）では16.0%、うちひとり親世帯（父子）では20.0%となっています。



※状況別集計不可の回答（回答者数=5）については、グラフに記載していません。

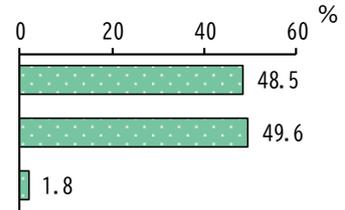
⑥ 地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。
【単一回答】

【小学5年生】

「参加している」が48.5%、「参加していない」が49.6%となっています。

回答者数 = 655

参加している
参加していない
無回答

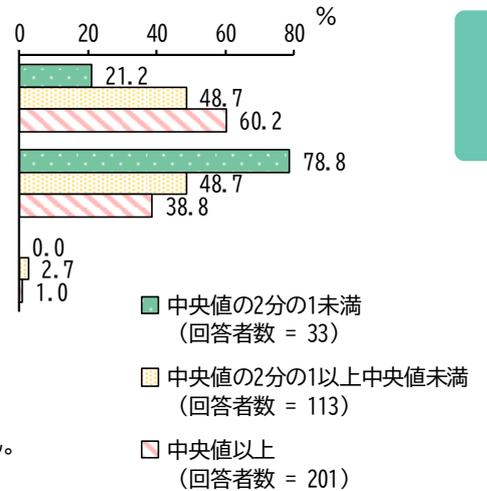


【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「参加している」は等価世帯収入の水準が高いほど多くなり、「参加していない」は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっています。

回答者数 = 347

参加している
参加していない
無回答



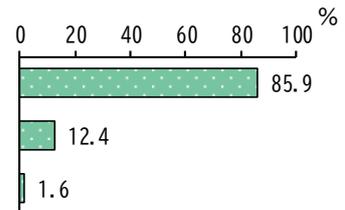
※状況別集計不可の回答 (回答者数=308) については、グラフに記載していません。

【中学2年生】

「参加している」が85.9%、「参加していない」が12.4%となっています。

回答者数 = 490

参加している
参加していない
無回答

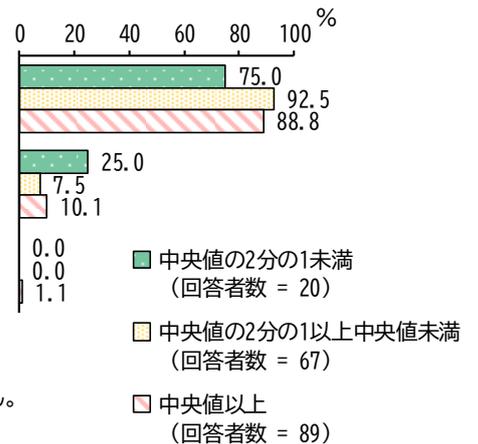


【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「参加していない」は等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満で最も多くなっています。

回答者数 = 176

参加している
参加していない
無回答



※状況別集計不可の回答 (回答者数=314) については、グラフに記載していません。

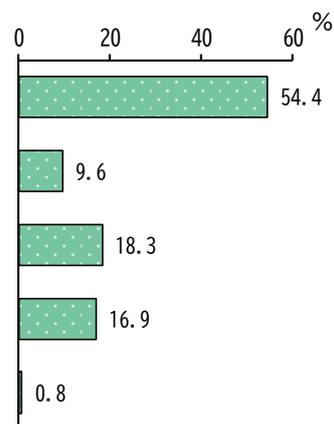
⑦ (自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所
(放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館など) を利用したことがありますか。【単一回答】

【小学5年生】

「利用したことがある」が54.4%と最も多く、次いで「利用したことはないが、今後も利用したいと思わない」が18.3%、「利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない」が16.9%、「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」が9.6%となっています。

回答者数 = 655

利用したことがある
利用したことはないが、あれば利用したいと思う
利用したことはないが、今後も利用したいと思わない
利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない
無回答

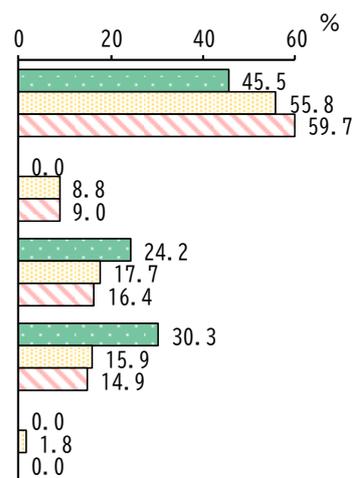


【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「利用したことがある」は等価世帯収入の水準が高いほど多くなっています。「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」は等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満では0.0%となっています。

回答者数 = 347

利用したことがある
利用したことはないが、あれば利用したいと思う
利用したことはないが、今後も利用したいと思わない
利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない
無回答

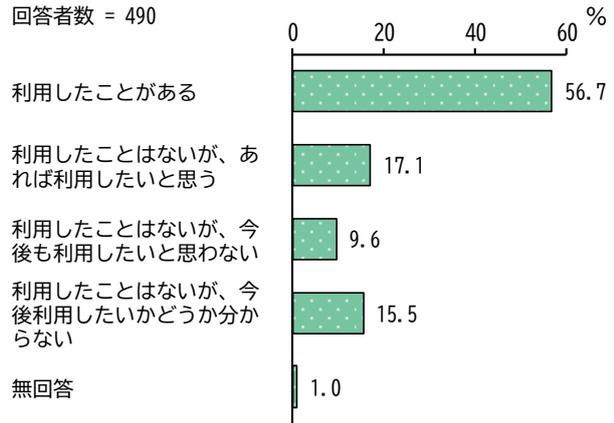


■ 中央値の2分の1未満
(回答者数 = 33)
■ 中央値の2分の1以上中央値未満
(回答者数 = 113)
■ 中央値以上
(回答者数 = 201)

※状況別集計不可の回答 (回答者数=308) については、グラフに記載していません。

【中学2年生】

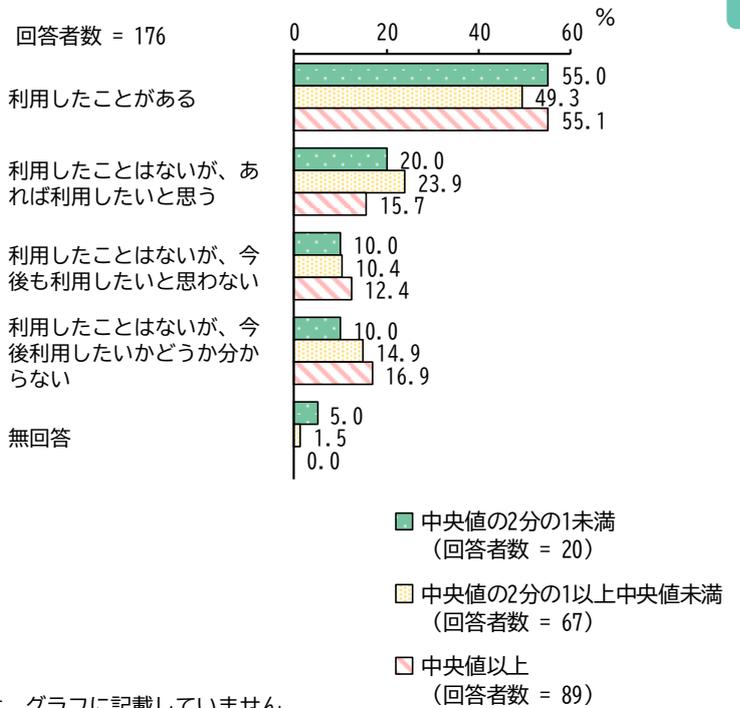
「利用したことがある」が56.7%と最も多く、次いで「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」が17.1%、「利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない」が15.5%、「利用したことはないが、今後利用したいと思わない」が9.6%となっています。



【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「利用したことはないが、今後利用したいと思わない」、「利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない」は等価世帯収入の水準が高いほど多くなっています。

「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」は等価世帯収入の水準が中央値の2分の1以上中央値未満が最も多くなっています。



※状況別集計不可の回答（回答者数=314）については、グラフに記載していません。

⑧ 子どもに関してどのような取り組みを進めてくれると良いと思いますか。
【複数回答】

【小学5年生】

「子どもが参加して楽しいイベントを開く」が56.9%と最も多く、次いで「子どもが犯罪や危険なことにまきこまれない方法を教えてくれる」が42.3%、「子どもが自由に自分の意見を言える場や地域活動に参加する機会をつくる」が39.4%、「子どもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる」が34.7%、「子どもが放課後や休日に、安全で気軽に過ごせる公園や居場所をつくる」が30.8%となっています。

回答者数 = 655

子どもが自由に自分の意見を言える場や地域活動に参加する機会をつくる

子どもの中からまちづくりなどのリーダーが生まれるように応援する

子どもが犯罪や危険なことにまきこまれない方法を教えてくれる

子どもが参加して楽しいイベントを開く

子どもが放課後や休日に、安全で気軽に過ごせる公園や居場所をつくる

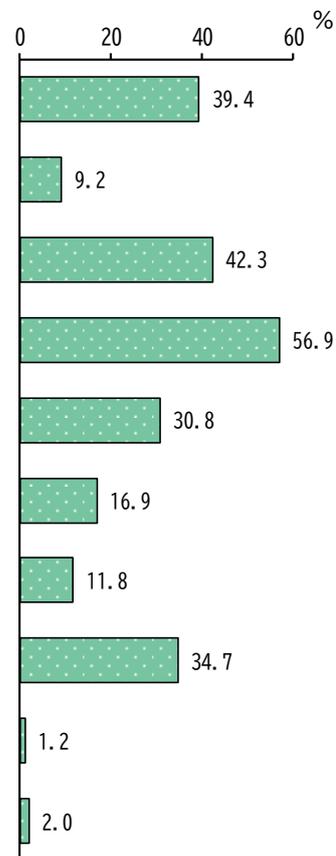
子どもが困りごとや心配ごとを相談できる場をつくる

経済的な理由や生まれ育った環境で子どもが困っている家庭を支援する

子どもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる

その他

無回答

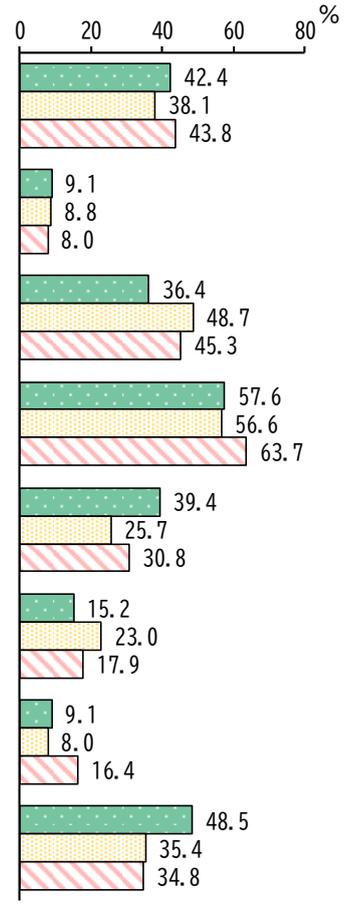


【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満では「こどもが放課後や休日に、安全で気軽に過ごせる公園や居場所をつくる」「こどもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる」の割合が高くなっています。

回答者数 = 347

- こどもが自由に自分の意見を言える場や地域活動に参加する機会をつくる
- こどもの中からまちづくりなどのリーダーが生まれるように応援する
- こどもが犯罪や危険なことにまきこまれない方法を教えてくれる。(スマートフォン・インターネット、有害な薬物、交通安全など)
- こどもが参加して楽しいイベントを開く
- こどもが放課後や休日に、安全で気軽に過ごせる公園や居場所をつくる
- こどもが困りごとや心配ごとを相談できる場をつくる。(いじめや虐待、将来の進学や就職、性や異性との関係、家族・友人のこと)
- 経済的な理由や生まれ育った環境でこどもが困っている家庭を支援する
- こどもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる



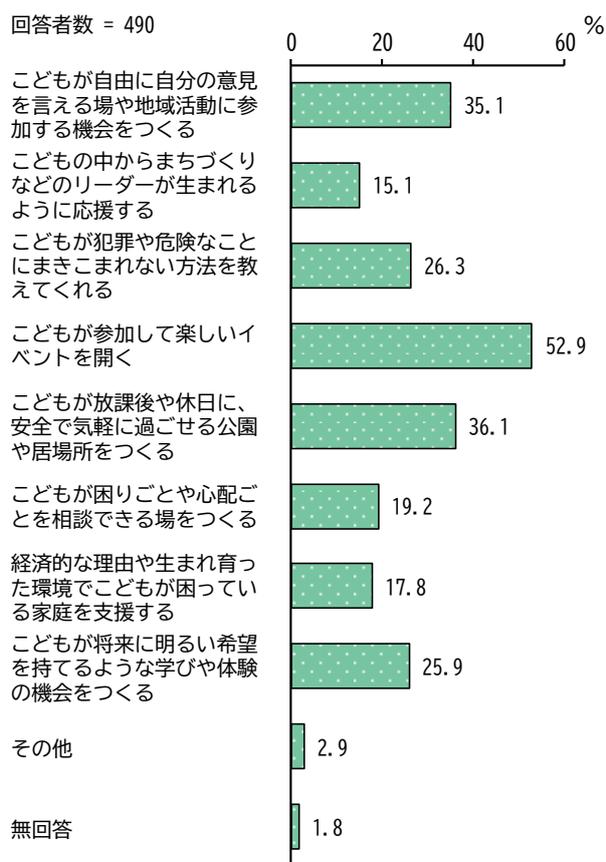
- 中央値の2分の1未満 (回答者数 = 33)
- 中央値の2分の1以上中央値未満 (回答者数 = 113)
- 中央値以上 (回答者数 = 201)

※状況別集計不可の回答 (回答者数=308) については、グラフに記載していません。

【中学2年生】

「こどもが参加して楽しいイベントを開く」が52.9%と最も多く、次いで「こどもが放課後や休日に、安全で気軽に過ごせる公園や居場所をつくる」が36.1%、「こどもが自由に自分の意見を言える場や地域活動に参加する機会をつくる」が35.1%、「こどもが犯罪や危険なことにまきこまれない方法を教えてくれる」が26.3%、「こどもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる」が25.9%となっています。

回答者数 = 490



【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満では「子どもが困りごとや心配ごとを相談できる場をつくる。(いじめや虐待、将来の進学や就職、性や異性との関係、家族・友人のこと)」「子どもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる」の割合が高くなっています。

回答者数 = 176

子どもが自由に自分の意見を言える場や地域活動に参加する機会をつくる

子どもの中からまちづくりなどのリーダーが生まれるように応援する

子どもが犯罪や危険なことにまきこまれない方法を教えてくれる。(スマートフォン・インターネット、有害な薬物、交通安全など)

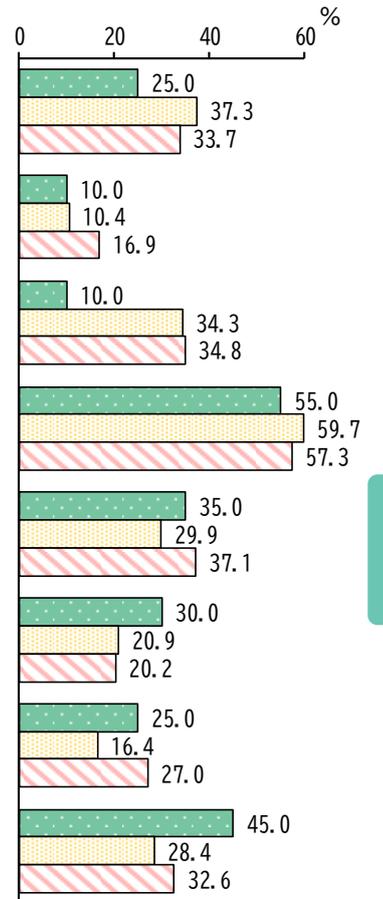
子どもが参加して楽しいイベントを開く

子どもが放課後や休日に、安全で気軽に過ごせる公園や居場所をつくる

子どもが困りごとや心配ごとを相談できる場をつくる。(いじめや虐待、将来の進学や就職、性や異性との関係、家族・友人のこと)

経済的な理由や生まれ育った環境で子どもが困っている家庭を支援する

子どもが将来に明るい希望を持てるような学びや体験の機会をつくる



- 中央値の2分の1未満 (回答者数 = 20)
- 中央値の2分の1以上中央値未満 (回答者数 = 67)
- 中央値以上 (回答者数 = 89)

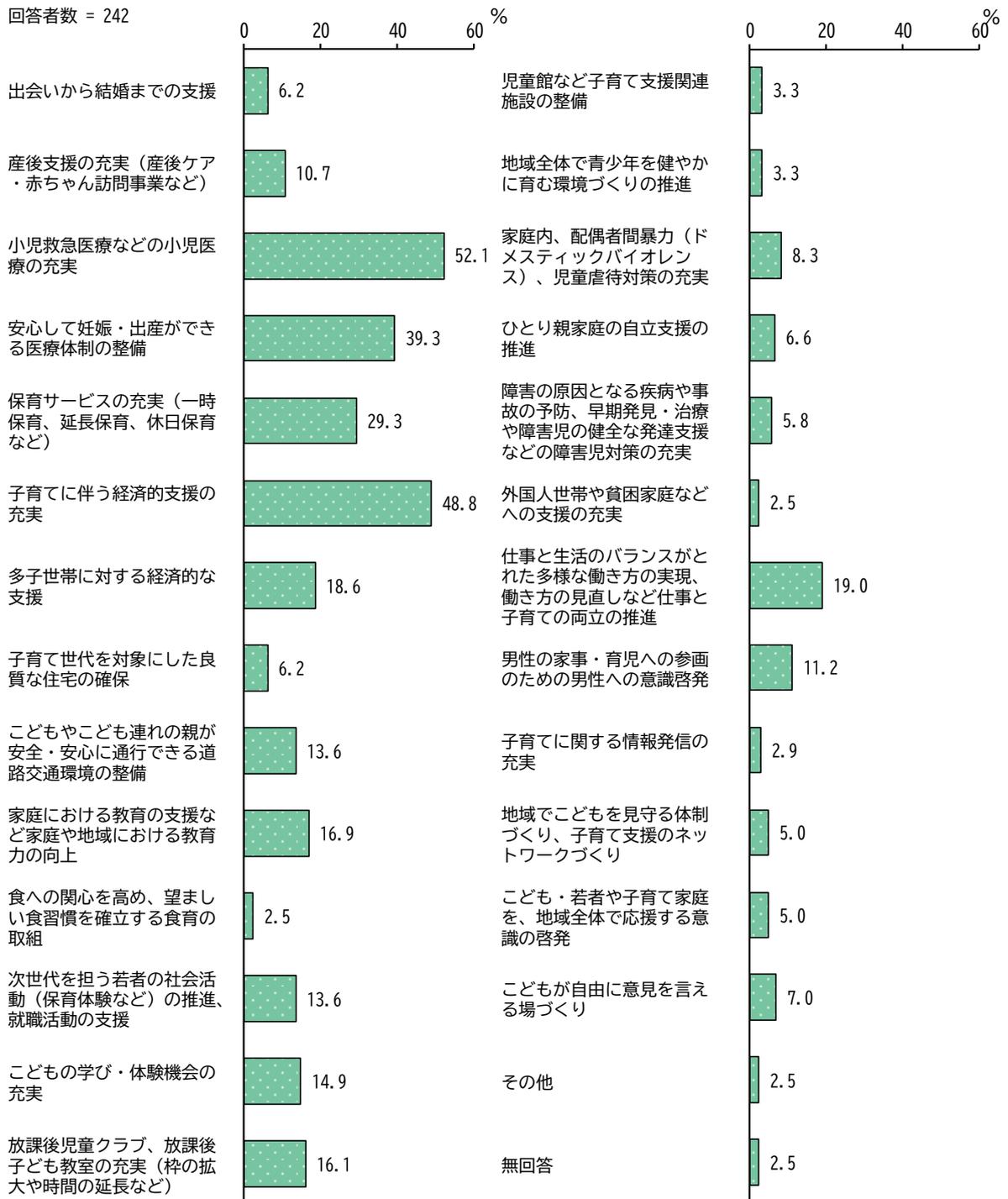
※状況別集計不可の回答 (回答者数=314) については、グラフに記載していません。

⑨ 子育て支援の環境づくりに対する施策について、市が重点的に取り組む必要が高いと思われるものは何だと思えますか。【複数回答】

【中学2年生の保護者】

「小児救急医療などの小児医療の充実」が52.1%と最も多く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」が48.8%、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が39.3%、「保育サービスの充実（一時保育、延長保育、休日保育など）」が29.3%、「仕事と生活のバランスがとれた多様な働き方の実現、働き方の見直しなど仕事と子育ての両立の推進」が19.0%となっています。

回答者数 = 242



⑩ 最近の生活に、どのくらい満足していますか。

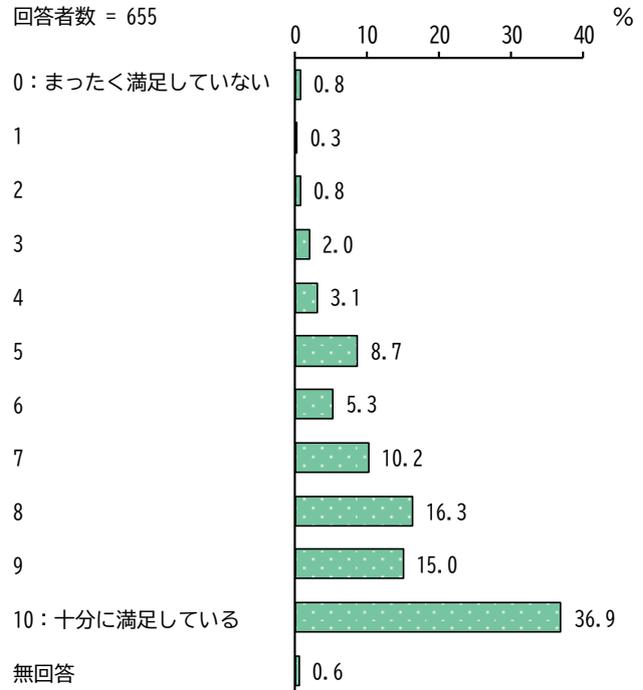
「0」（まったく満足していない）から「10」（十分に満足している）の数字で教えてください。【単一回答】

【小学5年生】

「10：十分に満足している」が36.9%と最も多く、次いで「8」が16.3%、「9」が15.0%、「7」が10.2%、「5」が8.7%となっています。

回答を平均すると満足度は8.07で、また、7以上と回答した割合は78.4%となっています。

回答者数 = 655

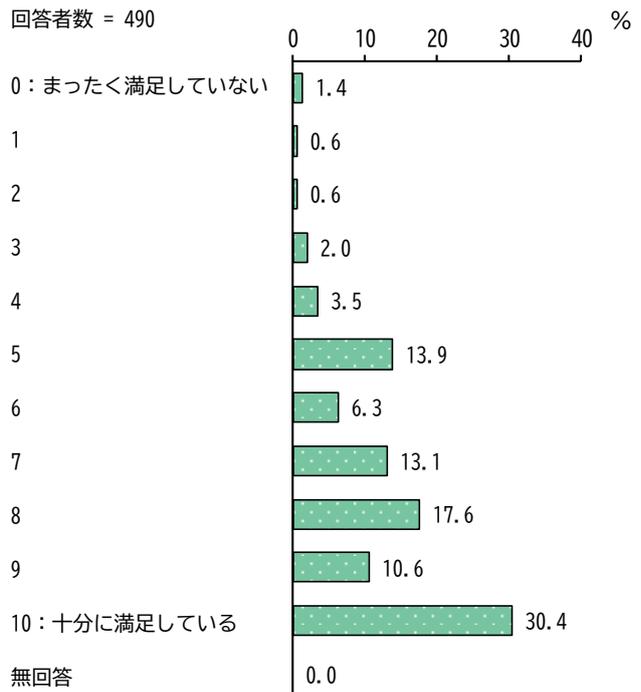


【中学2年生】

「10：十分に満足している」が30.4%と最も多く、次いで「8」が17.6%、「5」が13.9%、「7」が13.1%、「9」が10.6%となっています。

回答を平均すると満足度は7.61で、また、7以上と回答した割合は71.7%となっています。

回答者数 = 490



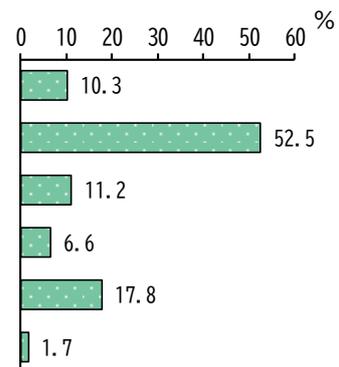
⑪ 三原市は子育てしやすいところだと思いますか。【単一回答】

【中学2年生の保護者】

「どちらかといえば子育てしやすいと思う」が52.5%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が17.8%、「どちらかといえば子育てしにくいと思う」が11.2%、「子育てしやすいと思う」が10.3%、「子育てしにくいと思う」が6.6%となっています。

回答者数 = 242

子育てしやすいと思う
 どちらかといえば子育てしやすいと思う
 どちらかといえば子育てしにくいと思う
 子育てしにくいと思う
 どちらともいえない
 無回答



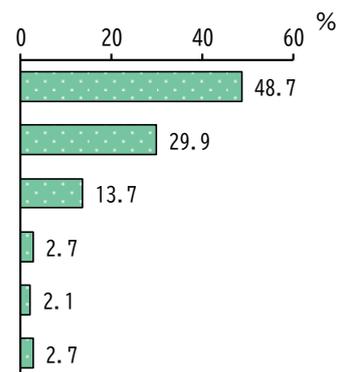
⑫ 自分の意見や考えは、まわりの大人にきちんと聞いてもらえていると思いますか。【単一回答】

【小学5年生】

「そう思う」が48.7%と最も多く、次いで「まあそう思う」が29.9%、「どちらともいえない」が13.7%、「あまりそう思わない」が2.7%、「全くそう思わない」が2.1%となっています。

回答者数 = 655

そう思う
 まあそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 全くそう思わない
 無回答

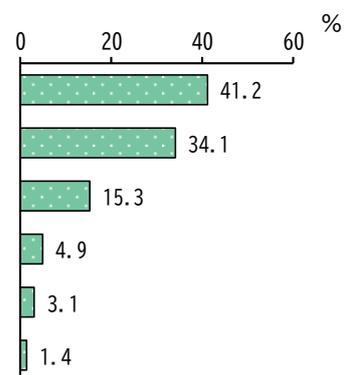


【中学2年生】

「そう思う」が41.2%と最も多く、次いで「まあそう思う」が34.1%、「どちらともいえない」が15.3%、「あまりそう思わない」が4.9%、「全くそう思わない」が3.1%となっています。

回答者数 = 490

そう思う
 まあそう思う
 どちらともいえない
 あまりそう思わない
 全くそう思わない
 無回答



(6) 若者意識調査

① 調査の目的

若者の結婚や就職等に対する意識や社会との関わりの状況、ニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の概要

○調査対象者：市内在住の16歳から39歳までの方から3,000人を無作為抽出

○調査方法：郵送配付・郵送回収及びインターネット回答

○調査期間：令和6（2024）年7月19日～8月5日

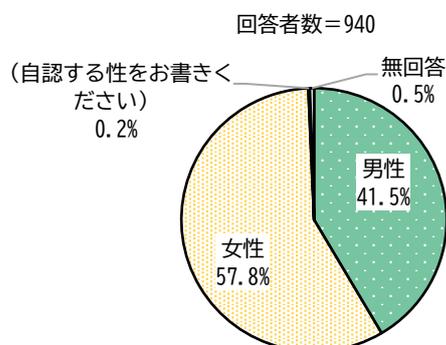
○配付・回収状況

配付数	回収数	回収率
3,000人	940人	31.3%

(7) 若者意識調査結果（概要）

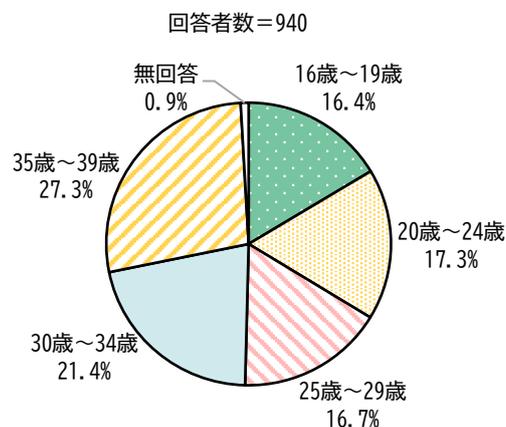
- ① 性別を選んで○をつけてください。（自認する性をお書きください。）
【単一回答】

「男性」の割合が41.5%、「女性」の割合が57.8%となっています。



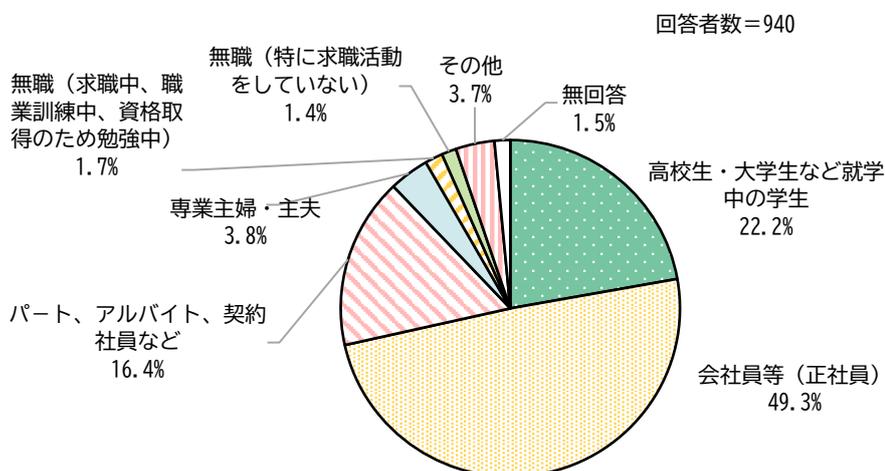
- ② 年齢を教えてください。【単一回答】

「35歳～39歳」の割合が27.3%と最も高く、次いで「30歳～34歳」の割合が21.4%、「20歳～24歳」の割合が17.3%となっています。



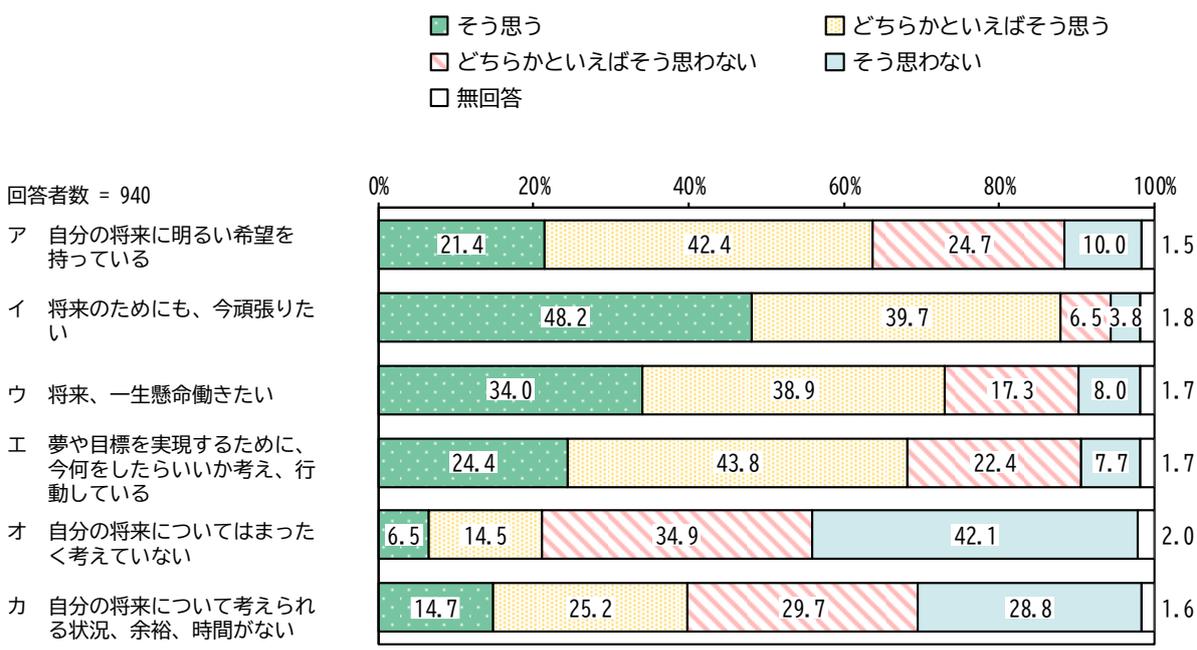
- ③ 職業などは、次のどれですか。【単一回答】

「会社員等（正社員）」の割合が49.3%と最も高く、次いで「高校生・大学生など就学中の学生」の割合が22.2%、「パート、アルバイト、契約社員など」の割合が16.4%となっています。



④ 自分の将来についてどう考えていますか。【単一回答】

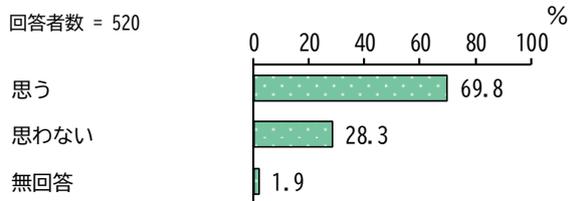
『ア 自分の将来に明るい希望を持っている』『イ 将来のためにも、今頑張りたい』『ウ 将来、一生懸命働きたい』『エ 夢や目標を実現するために、今何をしたらいいか考え、行動している』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が高くなっています。また、『オ 自分の将来についてはまったく考えていない』『カ 自分の将来について考えられる状況、余裕、時間がない』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が高くなっています。



<配偶者（パートナー）がいない方限定の設問>

⑤ いつかは結婚したいと思いますか。【単一回答】

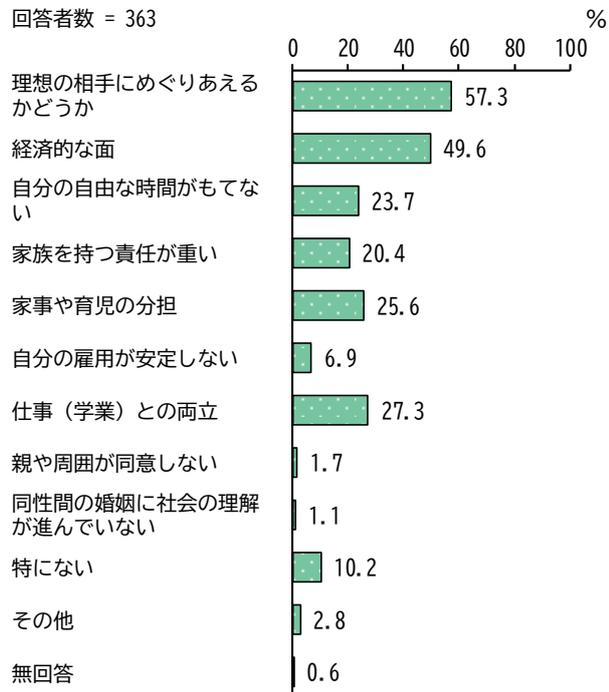
「思う」の割合が 69.8%、「思わない」の割合が 28.3%となっています。



<いつかは結婚したいと思う方限定の設問>

⑥ 現在結婚について抱えている不安として、当てはまるものを選んでください。【複数回答】

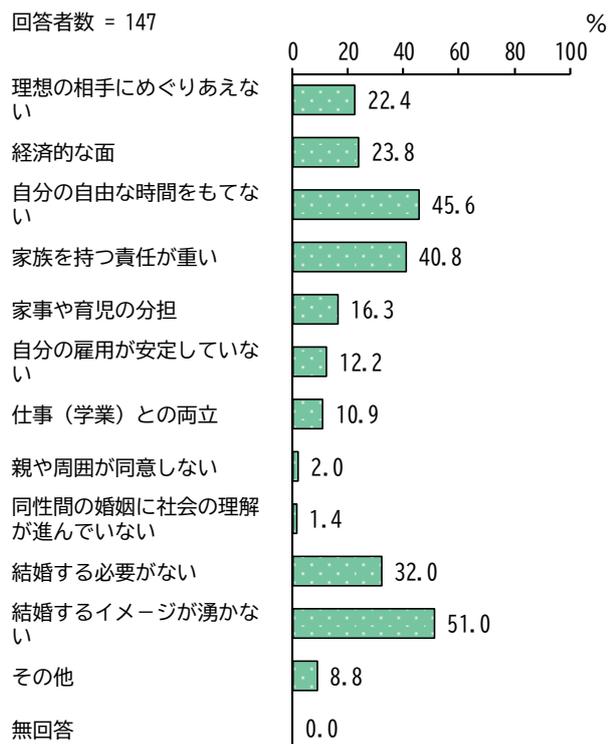
「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の割合が57.3%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が49.6%、「仕事（学業）との両立」の割合が27.3%となっています。



<結婚したいと思わない方限定の設問>

⑦ 結婚したくないと考える理由をお答えください。【複数回答】

「結婚するイメージが湧かない」の割合が51.0%と最も高く、次いで「自分の自由な時間をもてない」の割合が45.6%、「家族を持つ責任が重い」の割合が40.8%となっています。

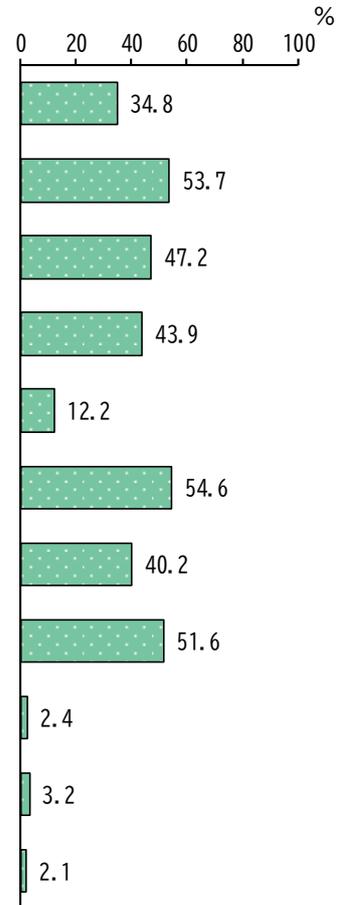


⑧ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくるには、どのような取組が効果的だと思いますか。【複数回答】

「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が 54.6%と最も高く、次いで「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」の割合が 53.7%、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が 51.6%となっています。

回答者数 = 940

男女の出会いのきっかけや場の提供
夫婦がともに働き続けられるような職場環境
結婚、子育てをイメージ出来る取組
安定した雇用機会の提供
結婚に関する相談体制
結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援
安定した住居・住宅の供給
長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保
支援は必要ない
その他
無回答



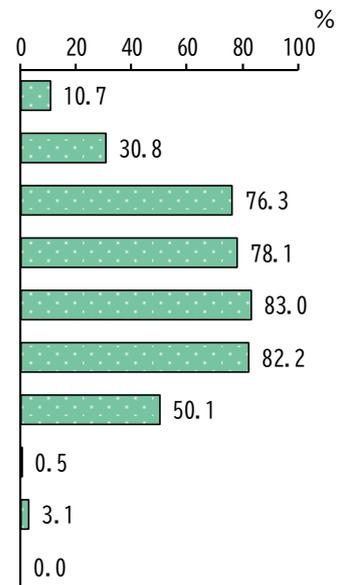
<現在、子どもがいない方限定の設問>

⑨ 子どもを持つために、必要な経済的支援は何だと思えますか。【複数回答】

「学費に係る費用（小・中学校）」の割合が 83.0%と最も高く、次いで「学費に係る費用（小・中学校以外の高等教育）」の割合が 82.2%、「保育に係る費用」の割合が 78.1%となっています。

回答者数 = 393

出会いに係る費用
結婚に係る費用
出産に係る費用
保育に係る費用
学費に係る費用（小・中学校）
学費に係る費用（小・中学校以外の高等教育）
住居に係る費用
経済的支援は必要ない
その他
無回答



<現在、子どもがいない方限定の設問>

⑩ 子どもが生まれた後、働く（働き続ける）考えがありますか。【単一回答】

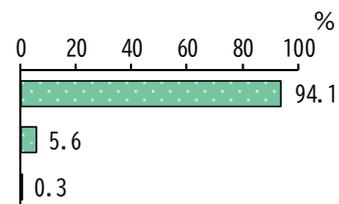
「はい」の割合が94.1%、「いいえ」の割合が5.6%となっています。

回答者数 = 393

はい

いいえ

無回答



<子どもを持ちたいと思わない方限定の設問>

⑪ 子どもを持ちたいと思わない理由を選んでください。【複数回答】

「育児に対する不安」の割合が45.9%と最も高く、次いで「子どもを持つイメージがない」の割合が42.8%、「経済的な不安」の割合が42.1%となっています。

回答者数 = 159

経済的な不安

育児に対する不安

自分の時間の確保

夫婦で過ごす時間の確保

仕事・キャリアへの影響

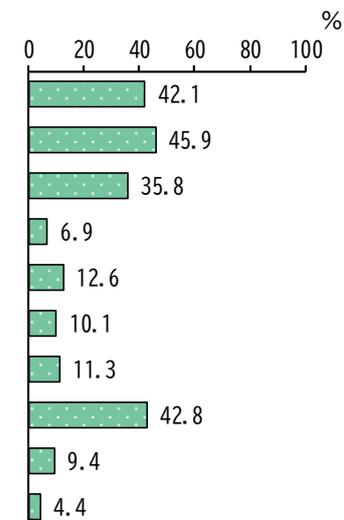
健康上の理由

理由は特にない

子どもを持つイメージがない

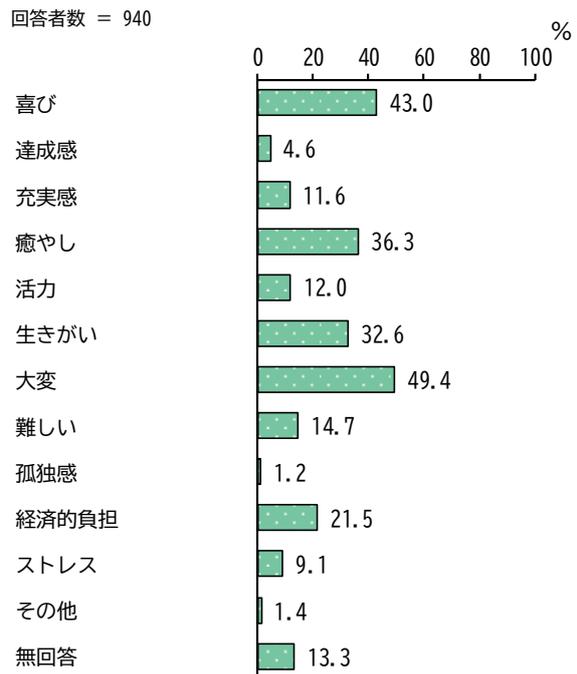
その他

無回答



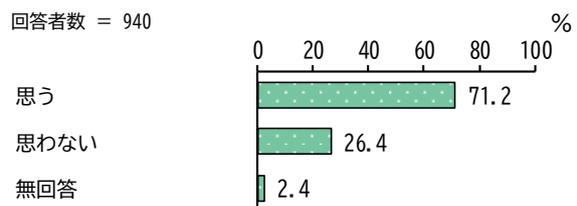
⑫ 子育てに対するイメージとしてどのような言葉を思い浮かべますか。
【複数回答】

「大変」の割合が49.4%と最も高く、次いで「喜び」の割合が43.0%、「癒やし」の割合が36.3%となっています。



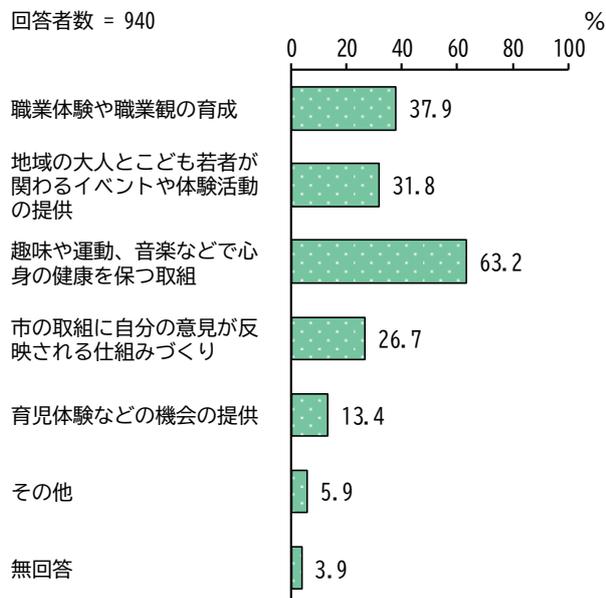
⑬ 今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思いますか。
【単一回答】

「思う」の割合が71.2%、「思わない」の割合が26.4%となっています。



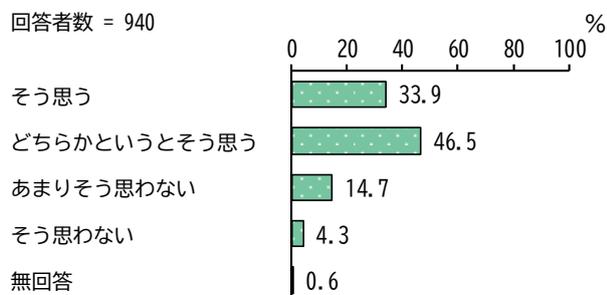
⑭ こどもや若者の自己肯定感を高めるために、どのような取組が役立つと思いますか。【複数回答】

「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が63.2%と最も高く、次いで「職業体験や職業観の育成」の割合が37.9%、「地域の大人とこども若者が関わるイベントや体験活動の提供」の割合が31.8%となっています。



⑮ 三原のまちが好きですか。【単一回答】

「どちらかというと思う」の割合が46.5%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が33.9%、「あまりそう思わない」の割合が14.7%となっています。



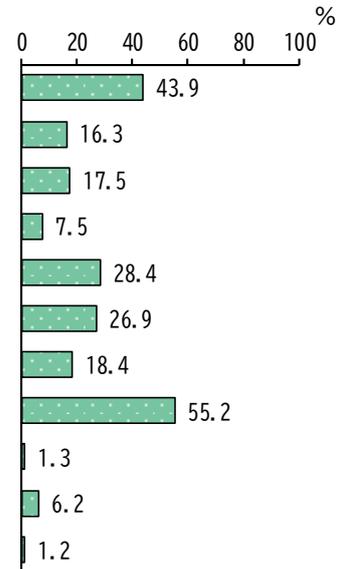
<三原のまちが好きだと思う方限定の設問>

⑯ その理由はなんですか。【複数回答】

「住みやすいまち」の割合が55.2%と最も高く、次いで「自然の豊かさを感じられる」の割合が43.9%、「交通の利便性がよいまち」の割合が28.4%となっています。

回答者数 = 756

自然の豊かさを感じられる
地域とのつながりを感じる
地元の食材や料理が好き
歴史や文化が好き
交通の利便性がよいまち
安心・安全なまち
自然災害が少ないまち
住みやすいまち
仕事の機会が多い
その他
無回答



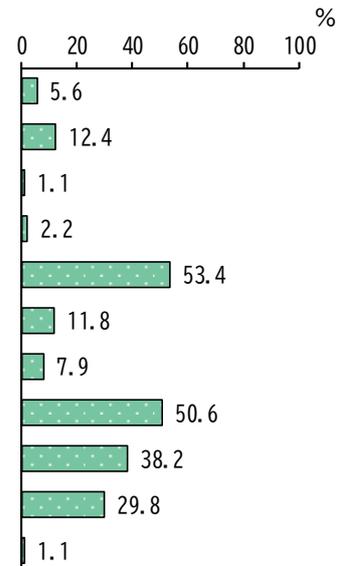
<三原のまちが好きだと思わない方限定の設問>

⑰ その理由はなんですか。【複数回答】

「交通の利便性が悪い」の割合が53.4%と最も高く、次いで「住みやすいまちだと思わない」の割合が50.6%、「仕事の機会が限られている」の割合が38.2%となっています。

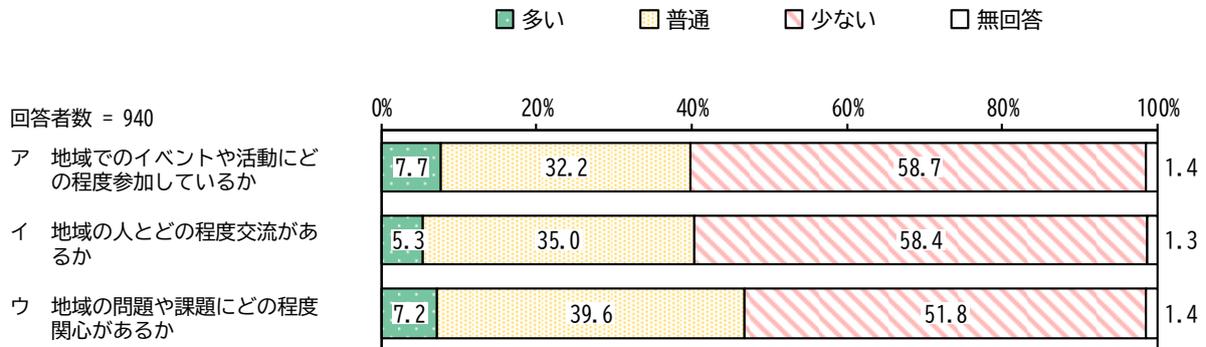
回答者数 = 178

自然環境がよくない
地域とのつながりを感じない
地元の食材や料理が嫌い
歴史や文化が嫌い
交通の利便性が悪い
治安が悪い
自然災害が多いまち
住みやすいまちだと思わない
仕事の機会が限られている
その他
無回答



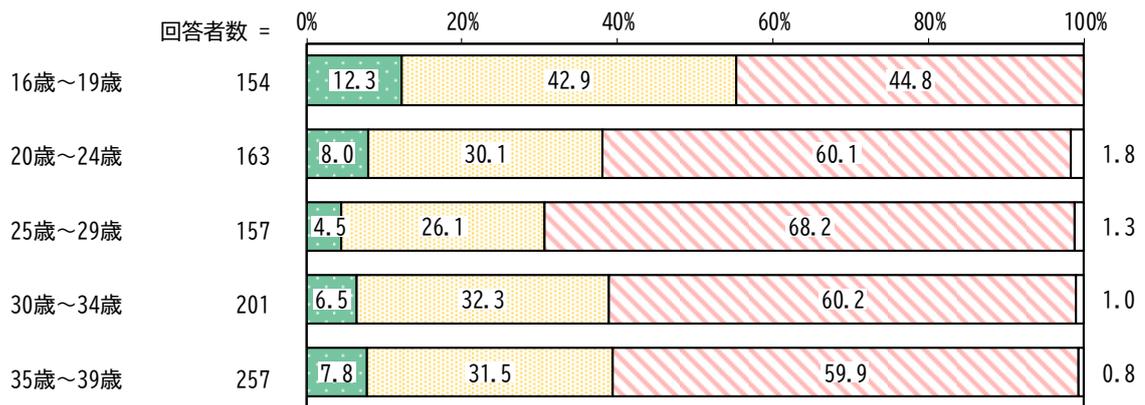
⑱ これまでの地域との関わり方の状況について、お伺いします。【単一回答】

『ア 地域でのイベントや活動にどの程度参加しているか』『イ 地域の人とどの程度交流があるか』で「少ない」の割合が高くなっています。



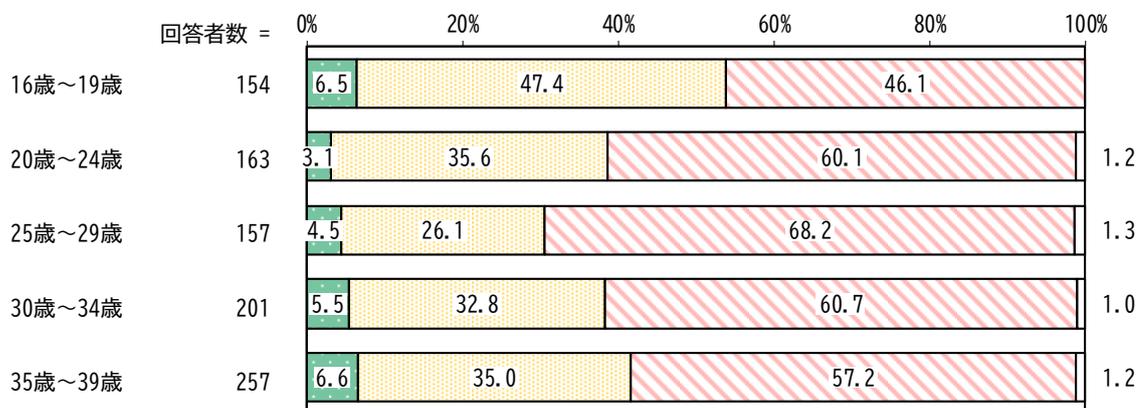
ア 地域でのイベントや活動にどの程度参加しているか

【年代別】



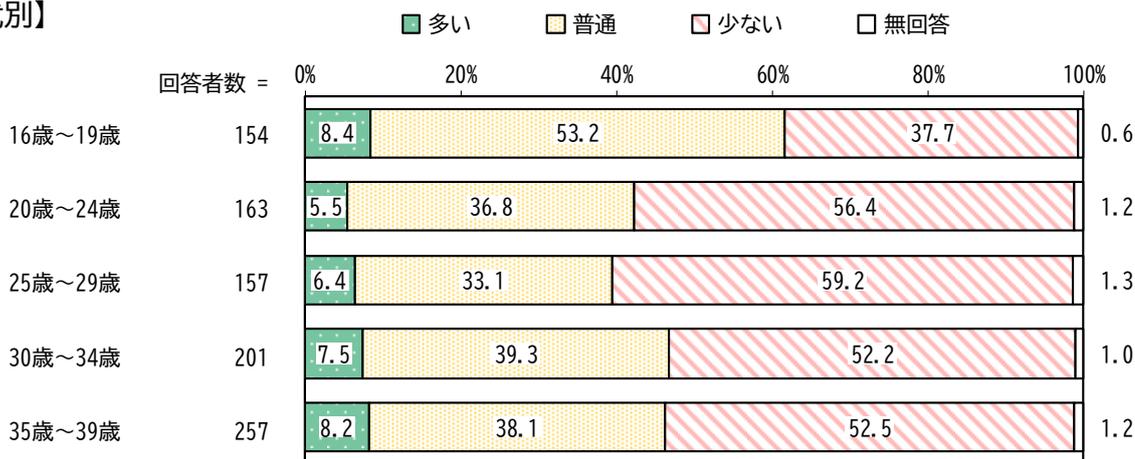
イ 地域の人とどの程度交流があるか

【年代別】



ウ 地域の問題や課題にどの程度関心があるか

【年代別】



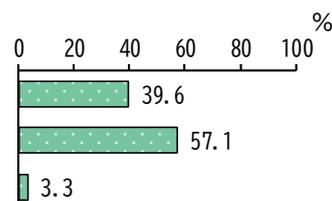
<仕事があればすぐに働きたい、今は働いていないがそのうち働きたいと回答した方限定の設問>

⑱ 三原市内での就職を考えていますか。【単一回答】

「考えている」の割合が39.6%、「考えていない」の割合が57.1%となっています。

回答者数 = 182

考えている
考えていない
無回答



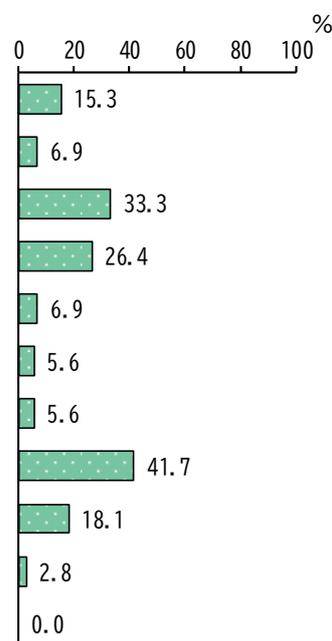
<三原市内での就職を考えている方限定の設問>

⑳ 三原市内での就職を考えている理由を教えてください。【複数回答】

「家族、友人、知人がいるから」の割合が41.7%と最も高く、次いで「通勤の快適さを考慮したから」の割合が33.3%、「生活コストを考慮したから」の割合が26.4%となっています。

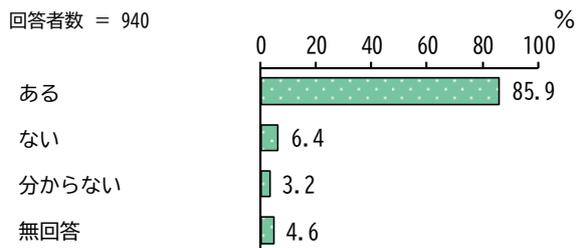
回答者数 = 72

三原市に愛着があるから
三原市に貢献したいと思うから
通勤の快適さを考慮したから
生活コストを考慮したから
自然環境が豊かだから
子育て環境が整っているから
希望する仕事があるから
家族、友人、知人がいるから
特に理由はない
その他
無回答



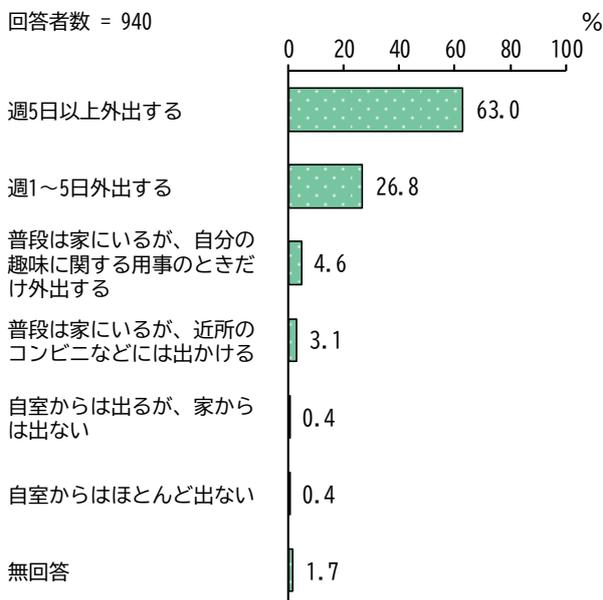
②① 社会との関わり（学校、職場など）がありますか。【単一回答】

「ある」の割合が85.9%と最も高くなっています。



②② 普段どのくらい外出しますか。最もあてはまるものに○をつけてください。【単一回答】

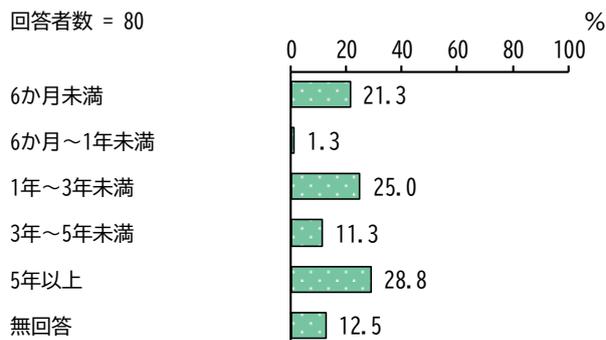
「週5日以上外出する」の割合が63.0%と最も高く、次いで「週1～5日外出する」の割合が26.8%となっています。



<外出の頻度が少ない方限定の設問>

②③ 現在の状態となってどのくらい経ちますか。【単一回答】

「5年以上」の割合が28.8%と最も高く、次いで「1年～3年未満」の割合が25.0%、「6か月未満」の割合が21.3%となっています。

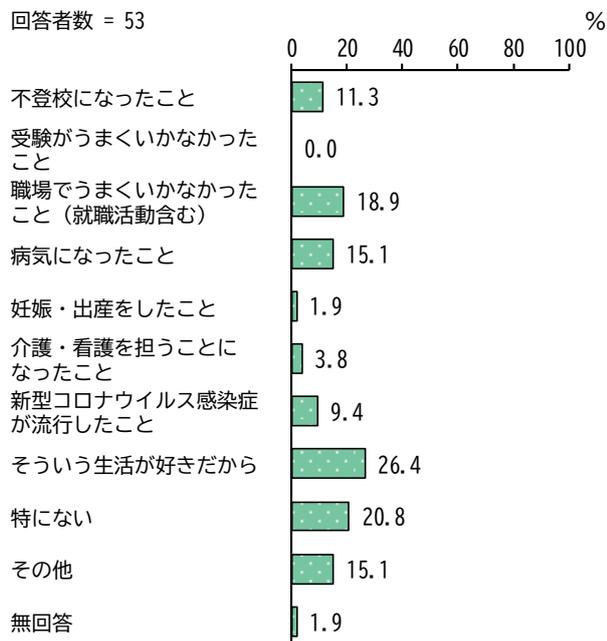


<6 か月以上外出の頻度が少ない方限定の設問>

④ そのような状況になったきっかけは何でしたか。【複数回答】

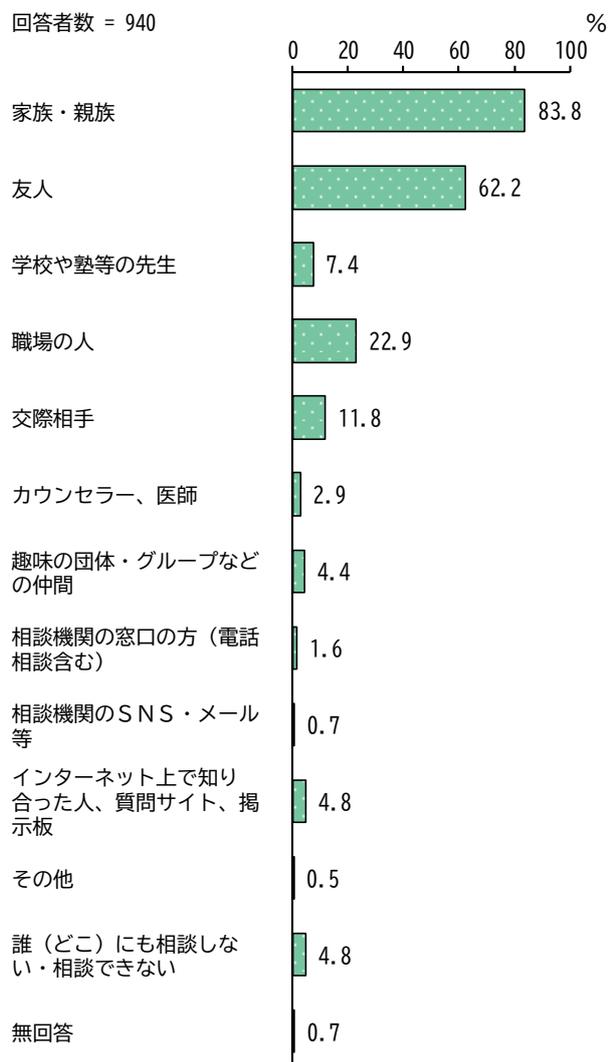
「そういう生活が好きだから」の割合が26.4%と最も高く、次いで「特にない」の割合が20.8%、「職場でうまくいかなかったこと（就職活動含む）」の割合が18.9%となっています。

回答者数 = 53



⑫ 何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人がいますか。【複数回答】

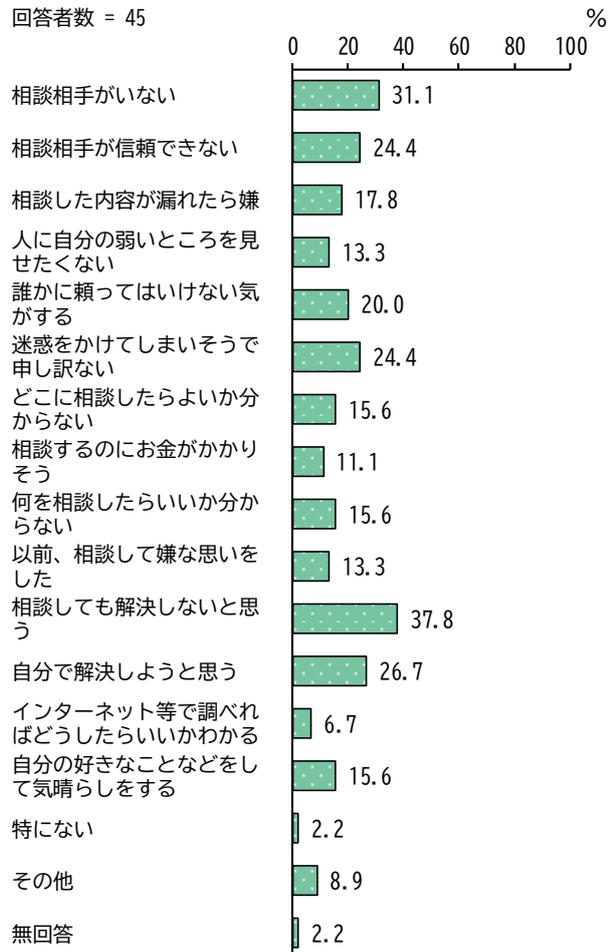
「家族・親族」の割合が83.8%と最も高く、次いで「友人」の割合が62.2%、「職場の人」の割合が22.9%となっています。



<悩んでいるときに誰（どこ）にも相談しない・相談できない方限定の設問>

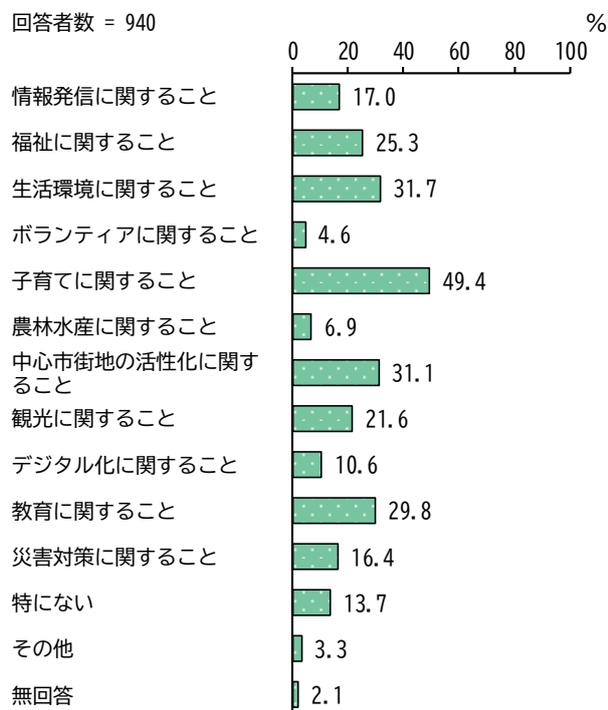
②⑥ 相談しない・相談できない理由を教えてください。【複数回答】

「相談しても解決しないと思う」の割合が37.8%と最も高く、次いで「相談相手がない」の割合が31.1%、「自分で解決しようと思う」の割合が26.7%となっています。



⑳ 三原市では、三原のまちをよくするために、子どもや若者の意見を反映していきたいと考えています。三原市のどのような施策に対して意見や考えを伝えたいと思いますか。【複数回答】

「子育てに関すること」の割合が49.4%と最も高く、次いで「生活環境に関すること」の割合が31.7%、「中心市街地の活性化に関すること」の割合が31.1%となっています。

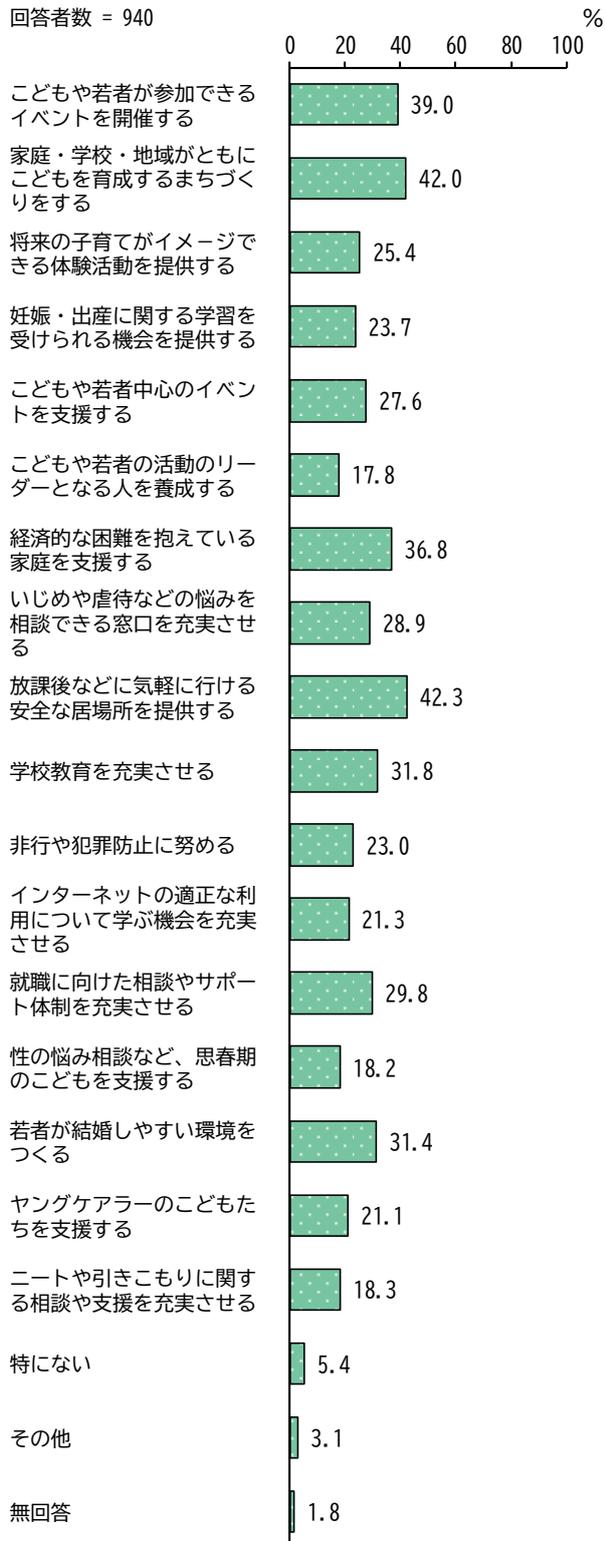


③〇 三原市が取り組むこどもや若者の政策にどんなことを望みますか。

【複数回答】

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が42.3%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域がともにこどもを育成するまちづくりをする」の割合が42.0%、「こどもや若者が参加できるイベントを開催する」の割合が39.0%となっています。

回答者数 = 940



4 こども会議「みはら こどもまんなかかいぎ」の概要

(1) 会議の目的

こどもの視点を尊重し、本計画にこどもの意見を取り入れるため、こどもを対象にワークショップ形式で、こども会議「みはら こどもまんなかかいぎ」を実施しました。

(2) 会議の日時・場所・対象・テーマ

第1回目

日時：令和6（2024）年8月1日（木）14時～15時30分
場所：児童館「ラフラフ」
対象：市内に在住または通学・通勤している小学3年生～22歳まで
テーマ：三原の好きなところ、三原のどんなところが住みやすい
参加人数：25人

第2回目

日時：令和6（2024）年8月8日（木）14時～15時30分
場所：児童館「ラフラフ」
対象：市内に在住または通学・通勤している16歳～22歳まで
テーマ：将来の三原のまちを考えよう、スローガンを考えよう
参加人数：13人

第3回目

日時：令和6（2024）年8月22日（木）14時～15時30分
場所：児童館「ラフラフ」
対象：市内に在住または通学・通勤している小学3年生～中学生まで
テーマ：将来の三原のまちを考えよう、スローガンを考えよう
参加人数：15人

(3) 会議の内容

三原の好きなところ

自然を満喫することができること、便利で楽しい施設があること、イベントが多いこと、食べ物がおいしいことなどが挙げられました。

三原のどんなどころが住みやすい

交通の便に関する意見が多くみられました。また、公共施設がきれいで使いやすい、商業施設が充実しているという意見がありました。その他、児童館が充実している、子育てがしやすいなど福祉・支援が行き届いているという意見も挙げられました。

将来の三原のまちを考えよう、スローガンを考えよう

「笑顔でつながる」「人との触れ合いがある」「活気がある」「多世代交流」「明るい未来」「お気に入りの場所 (Our Favorite Place)」「にぎやかなまち」「誰でも集まれる場所がある」等の意見がありました。地域あるいは多世代の交流が活発なまちであることなど、地域活性化に関する意見は、多くのグループから挙げられました。

みはら

こどもまんなかかいき

開催日時：令和6年8月1日/8日/22日 14:00~15:30
 場所：児童館「ラフraf」 実参加人数：35人

子どもたちが参加して、「将来の三原のまち」、三原市のめざす姿について「スローガン」を考えました。

第1回目では、『三原の好きなところ』『三原のどんなどころが住みやすい』について、話し合いました。『三原の好きなところ』では、自然を満喫することができること、イベントが多い等の意見が挙げられました。『三原のどんなどころが住みやすい』では、交通の便に関する意見が多く挙げられました。また、公共・商業施設が充実している、福祉が行き届いているという意見も挙げられました。

第2回目、第3回目では、『将来の三原のまちを考えよう』『スローガンを考えよう』について、話し合いました。「笑顔でつながる」「人との触れ合いがある」「活気がある」「多世代交流」「明るい未来」「お気に入り」「にぎやかなまち」「誰でも集まれる場所がある」などの意見がありました。地域あるいは多世代の交流が活発なまちであることなど、地域活性化に関する意見は、多くのグループから挙げられました。




みんなが考えたスローガン

小学生~中学生

- 三原の進化を住んで見よう 一人一人が夢を持つ三原!! ~明るくはばたける未来へ~
- 笑顔とおきにいりに出会う町! 三原
- みんなとなかよく明るい町 ~Our Favorite Place 私たちのお気に入りの場所~

16歳~22歳

- 笑顔でつながる 行きたい 帰りたい町
- 地域とつながる三原 -世代をこえた町-
- みんなが明るく輝きはなつまち 三原
- みんなで作る天の川
- にぎやかな町 三原を発信
- ~生き活きとした三原に集合!~

三原市子育て支援課

5 アンケート調査結果等から見る主な課題

前計画（第2期計画）では、基本理念である「みんなで支える子育て応援都市・みはら」の実現に向けて、5つの基本目標を掲げて施策を展開してきました。

今後の人口推移や前計画（第2期計画）の取組状況、現在のこどもと子育て家庭を取り巻く状況やニーズなどについて調査したアンケート結果等から見る主な課題は次のとおりです。

（1）基本目標1「安心してこどもを生み、育てることができる環境づくり」についての課題

出会い・結婚の支援

いつかは結婚したいと思うかについて、結婚したいと思う人が約7割となっており、結婚について抱いている不安については、「理想の相手にめぐりあえるかどうか」が約6割と最も多く、次いで「経済的な面」、「仕事（学業）との両立」となっています。結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくるための取組については、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」が約5割と最も多く、次いで「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進等、自由な時間の確保」が上位に挙がっており、経済的な支援の充実や官民連携の取組等が必要です。

母子保健対策の充実

市が重点的に取り組むべき子育て支援策について、未就学児及び小学生の保護者ともに、「安心して妊娠・出産ができる医療体制の整備」が上位に挙がっており、前回調査と比較して「産後支援の充実」が増加しています。そのため、安心して子育てができるよう、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の連携・充実が必要です。

医療体制の充実

市が重点的に取り組むべき子育て支援策について、未就学児、小学生及び中学生の保護者ともに、「小児救急医療などの小児医療の充実」が最も多くなっています。こどもの心と体の健やかな成長を支えるため、こどもが安心して医療サービスを受けられるよう取り組んでいくことが必要です。

教育・保育サービスの充実

母親の就労状況について、未就学児及び小学生の保護者ともにフルタイムでの就労割合が最も多く、前回調査と比較して増加しており、3歳未満児の保育ニーズの高まりがうかがえます。今後も、共働き世帯等の保護者の多様なニーズに対応するため、教育・保育サービスの確保・充実が必要です。

経済的支援の充実

市が重点的に取り組むべき子育て支援策について、未就学児及び小学生の保護者ともに、「子育てに伴う経済的支援の充実」が上位に挙がっており、前回調査と比較して増加していることから経済的な支援の充実が必要です。

(2) 基本目標2「こどもが心豊かにたくましく育つ環境づくり」についての課題

こどもの居場所の充実

母親の就労状況について、未就学児及び小学生の保護者ともにフルタイムでの就労が最も多く、前回調査と比較して増加しています。今後も、母親のフルタイムでの就労により、放課後児童クラブのニーズの増加が想定され、そのニーズを正確に把握していくことが必要です。

また、市に望むこどもや若者の政策について、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が最も多くなっており、こどもや若者の居場所の充実が必要です。

豊かな心を育む教育活動の推進

こどもに関して進めて欲しい取組について、小学5年生及び中学2年生ともに「こどもが参加して楽しいイベントを開く」が最も多くなっており、「参加」「体験」といった取組への要望が多くなっています。

また、「学校の授業がわからない」と感じる割合は、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満で多くなっていることや、地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加率が低くなっていることなど、家庭生活の状況が、学び、生活、進学など様々な面で、こどもに影響を及ぼしています。

学習や生活面で制約されることなく、社会的な孤立に陥ることのないよう、学びや体験活動への参加促進等に取り組む必要があります。

(3) 基本目標3「こどもの最善の利益を支える環境づくり」についての課題

ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭は、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満、中央値の2分の1以上中央値未満にあたる家庭の割合が多く、「こども大綱」においても、子育て家庭への支援に関する重要事項として、ひとり親家庭への支援があげられています。

このため、ひとり親が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的な支援に加え、それぞれの状況に応じた支援等に取り組む必要があります。

生活の困難を抱える家庭と子どもへの支援

将来どの学校に進学したいかについて、小学5年生では、「中学、高校、専門学校」の割合は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっており、「中学、高校（または5年生の高等専門学校）、大学」の割合は、等価世帯収入の水準が中央値以上で多くなっています。

また、中学2年生では、「中学、高校、専門学校」「中学、高校（または5年生の高等専門学校）、大学」の割合は、等価世帯収入の水準が高いほど多く、「まだわからない」の割合は等価世帯収入の水準が低いほど多くなっています。特に、所得水準の低い世帯やひとり親世帯等に対しては、経済的な支援の充実に加え、生活の安定に向けた支援、教育・就労の支援に取り組む必要があります。

また、ヤングケアラーや外国籍の子どもなど個々の状況に応じた支援に取り組む必要があります。

（4）基本目標4「仕事と子育てが両立する環境づくり」についての課題

仕事と子育ての両立支援と働き方の見直し

母親、父親とも育児休業を取得した割合が前回調査と比べ、増加していますが、依然として、父親の取得状況は母親より低く1割程度に留まっています。父親の育児休業を取得していない理由について、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」の意見が多くなっています。今後も、育児休業が取得しやすい、子育てがしやすい環境づくりを行うためにも、働き方に関する啓発等を行っていく必要があります。

（5）基本目標5「子育てを地域で支える環境づくり」についての課題

地域の子育て支援拠点の充実

地域の方は子育てを支えてくれているかについて、未就学児及び小学生の保護者ともに、「そう思う」「少しそう思う」の割合が前回調査と比較して減少していました。

また、子育てに不安や負担を感じていないについても、未就学児及び小学生の保護者ともに、「そう思う」「少しそう思う」の割合が前回調査と比較して減少していました。

地域でのネットワークづくりなどの支援とともに子どもや子育て家庭が気兼ねなく制度や支援を利用できるよう社会全体で応援するといった意識啓発に取り組む必要があります。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

近年の子どもを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行、生活環境の変化等とともに、児童虐待やひきこもり、地域のつながりの希薄化等が問題となっています。

こうした中、国は「こども大綱」を閣議決定し、全ての子ども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざしています。

こうした状況を踏まえ、本市においても、未来を担う子どもが笑顔でつながり、生き活きと明るい希望を持って成長する中で、生活の満足度を高めるとともに、子育て家庭にとっては、安心して子育てができ、子育てが楽しいと感じるまちをめざす必要があります。

このため、前計画（第2期計画）の理念と方向性を引き継ぐとともに、時代の変化や新たな課題に柔軟に対応し、本市における「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「笑顔でつながる、生き活きと明るい未来へ こども・子育て応援都市・みはらの実現～ Our Favorite Place ～」を基本理念に掲げます。

この基本理念のもと、市民、地域、事業者等の関係者と連携し、地域社会が一体となって、本市の未来を担う子どもと子育て家庭を支え、応援することで、子ども・子育て支援の基本である子どもの最善の利益が尊重される、お気に入りのまち（Our Favorite Place）の実現をめざします。

【 基 本 理 念 】

笑顔でつながる、生き活きと明るい未来へ
こども・子育て応援都市・みはらの実現
～ Our Favorite Place ～

2 基本理念の実現に向けた総括指標

基本理念の実現に向けた取組状況を評価するため、次の4つの総括指標（意識調査）を設定します。

総括指標（意識調査）	現状 （令和5年度）	目標 （令和11年度）
生活に満足していると思うこどもの割合※	75.5%	80.0%
自分の将来に明るい希望を持っている若者の割合	63.8%	70.0%
子育てが楽しいと思う保護者の割合	75.0%	80.0%
安心して子育てができていると思う保護者の割合	—	65.0%

※「こどもの生活実態調査」で、10段階評価で7以上と答えた小学5年生と中学2年生の割合

3 基本目標

基本理念を実現するため、「こども大綱」を踏まえて、次の3つの基本目標を掲げ、施策の方向性を明らかにするとともに、その総合的な展開を図ります。

基本目標1 こどもの健やかな成長をライフステージに応じて切れ目なく支援します

母子保健や教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学び・体験の機会の提供等、妊娠前から妊娠・出産、幼児期、学童期・思春期、その後の青年期に至るまで、ライフステージの各段階に応じて、切れ目のない支援に取り組み、こどもの健やかな成長を支えます。

基本目標2 こどもの権利を保障し、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します

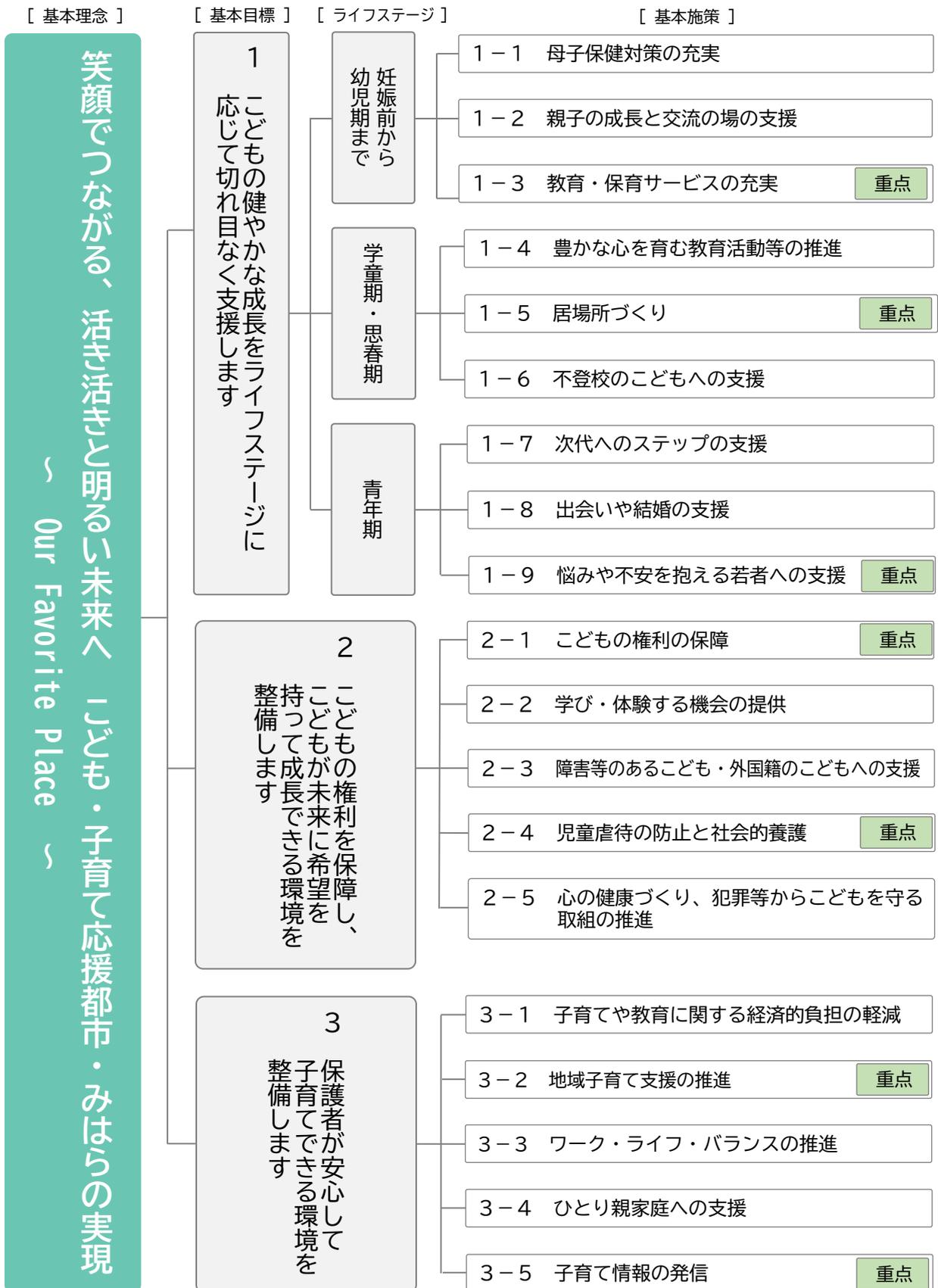
こどもを権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、虐待の防止や貧困、障害、外国籍等、困難を抱えるこどもに対して適切な支援を行い、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します。

基本目標3 保護者が安心して子育てできる環境を整備します

子育てや教育に関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の支援、地域による子育ての支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、情報発信の充実等に取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

4 施策の体系

施策の体系及び各施策・重点施策は、「こども大綱」に加え、前計画（第2期計画）の方向性やアンケート調査結果から整理した課題等を踏まえ、次のとおり設定します。



第4章

基本目標ごとの取組

第4章

基本目標ごとの取組

基本目標1 こどもの健やかな成長をライフステージに応じて切れ目なく支援します

母子保健や教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学び・体験の機会の提供等、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期、学童期、その後の青年期に至るまで、ライフステージの各段階に応じて、切れ目のない支援に取り組み、こどもの健やかな成長を支えます。

【 評価指標 】

評価指標		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	
意識調査	希望する保育サービスを希望する時間に利用することができたと感じている保護者の割合	(未就学児)	70.8%	75.0%
		(小学生)	59.9%	65.0%
	子育てに不安や負担を感じていない保護者の割合	(未就学児)	38.7%	40.0%
		(小学生)	43.0%	45.0%
活動指標	妊婦一般健康診査受診率	83.5%	100%	
	1歳6か月児健康診査受診率	97.1%	100%	
	乳児家庭全戸訪問実施率	99.2%	100%	
	養育支援者支援率	100%	100%	
	地域子育て支援サロン延利用者数	2,522人	3,000人	
	待機児童数（保育所・認定こども園（長時間利用））	0人	0人	
	ヘルスサポーター事業体験学習会実施回数	6回	8回	
	読み語り行事実施回数	159回	160回	
	待機児童数（放課後児童クラブ）	0人	0人	
	児童館の来館者数	36,725人	41,250人	
	こども食堂実施か所数	8か所	10か所	
	中高生対象イベントの実施回数	4回	7回	
	みはら縁結びサポーターが関わったマッチング数	14組	17組	
	若者居場所づくり事業実参加者数	7人	10人	

妊娠前から幼児期まで

基本施策

1-1 母子保健対策の充実

1-2 親子の成長と交流の場の支援

1-3 教育・保育サービスの充実

1-1 母子保健対策の充実

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
1 健康 LINE サポート事業	ライフステージに添った生理・不妊・妊活・育児相談等について LINE による個別相談を実施します。 また、母子保健や性教育等に関するオンラインセミナーを開催します。	事業の推進により、ライフステージに添った生理・不妊・妊活・育児の支援に取り組みます。 【利用人数】 (R5)149 人 ⇒ (R11)170 人	こども安心課
2 不妊検査・不妊治療費助成事業	不妊検査費、一般不妊治療費の一部及び特定不妊治療費、男性不妊治療費の一部を助成します。	制度に基づき、引き続き助成します。	こども安心課
3 出産・子育て応援給付金事業	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	引き続き、伴走型の相談支援を行います。	こども安心課
4 健康診査事業（妊婦健康診査事業）	妊娠中の健康管理を充実するため、妊婦健康診査の公費助成を実施します。	事業の推進により、妊婦の健康管理を推進します。 【受診率】 妊婦一般健康診査 (R5)83.5% ⇒ (R11)100%	こども安心課
5 健康診査事業（乳幼児健康診査事業）	こどもの健やかな発達を支援するため、1歳6か月・3歳児の集団健康診査と1か月・10か月児の医療機関による個別健康診査を実施します。 また、聴覚障害の早期発見のため、新生児聴覚検査を実施します。	事業の推進により、乳幼児の健康管理を推進します。 【受診率】 1歳6か月児健康診査 (R5)97.1% ⇒ (R11)100% 3歳児健康診査 (R5)94.8% ⇒ (R11)100%	こども安心課
6 訪問事業（妊産婦訪問事業）	妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、妊産婦の身体的・精神的状況や子育てサポート体制、乳幼児の成長発達状況の確認を行い、子育て方法やサービスの情報提供等を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに取り組みます。 【実施率】 特定妊婦訪問 (R5)100% ⇒ (R11)100%	こども安心課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
7	訪問事業 (乳児家庭全戸 訪問事業)	4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、栄養状態や子育て状況の確認、健診や予防接種等の子育てサービスの情報提供等を行いながら、子育て相談を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに取り組みます。 【実施率】 (R5)99.2% ⇒ (R11)100%	こども安心課
8	訪問事業 (養育支援訪問 事業)	こどもや養育者の状況、サポート体制や経済状況等において、集中的又は中長期的な状況確認や、保健指導・他機関連携が必要な家庭を訪問し、切れ目なく育児の支援を実施します。	事業の推進により、子育てのサポートに取り組みます。 【実施率】 (R5)100% ⇒ (R11)100%	こども安心課
9	保健指導事業 (妊産婦・乳幼児 相談事業)	妊産婦・乳幼児を対象に、育児相談や教室等を開催し、母子の心身の健康管理及び順調な発達支援に取り組みます。	事業の推進により、相談しやすい体制を整備します。 【各教室参加人数】 マタニティスクール (R5)53人 ⇒ (R11)55人 スマイルパパ広場 (R5)43人 ⇒ (R11)45人 【各相談利用率】 9か月児相談 (R5)97.6% ⇒ (R11)100% 2歳児相談 (R5)88.6% ⇒ (R11)100%	こども安心課
10	産後ケア事業	医療機関等で助産師が出産1年未満の母子を対象に、宿泊、日帰り、訪問により、母親の心身のケア及び母親の授乳や沐浴の方法等、具体的な育児について指導をすることで、在宅での育児支援につなげます。	事業の推進により、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、育児支援に取り組みます。 【利用人数】 (R5)17人 ⇒ (R11)74人	こども安心課
11	5歳児発達記録	5歳の時期に運動、認知、社会性及びコミュニケーション等の発達及び行動特性について、保育者による簡便な実施課題を行うとともに、保護者と保育者が統一の問診票を用いて児の状態を共通理解し、配慮の必要な児への支援を行うことで、円滑な就学移行を行います。	就学前の適切な発達支援及び円滑な就学移行につながるよりよい仕組みになるよう、見直しを行いながら事業に取り組みます。	こども安心課
12	予防接種事業	予防に重点を置いたこどもの健康づくりのため、法が定める定期予防接種について無料接種券を交付します。	国の制度に基づき、適切に実施します。	こども安心課
13	家事支援事業	家事や育児に不安を抱え、支援が必要な子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭に対して、家事・育児を支援する訪問支援員を派遣します。	事業の推進により、子育て家庭の家事・育児を支援します。 【支援件数】 (R5)45件 ⇒ (R11)70件	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
14	乳幼児のための食生活啓発事業	乳幼児の栄養についての話と調理実習を行い、各家庭において栄養バランスの取れた望ましい食生活の普及啓発に取り組みます。	継続して普及啓発に取り組みます。	こども保育課
15	在宅当番医制事業運営委託事業	地区医師会・医療機関と連携し、祝日小児科当番医制事業により、平日夜間及び祝日昼間の小児救急医療を提供します。	地区医師会・医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
16	休日夜間急患センター運営費補助事業	三原市医師会休日夜間急患診療所と連携し、平日夜間における小児救急医療を提供します。	医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
17	小児救急医療運営費補助事業	公的医療機関である三原赤十字病院と連携し、日曜日の小児救急医療体制を整え、休日における小児救急医療を提供します。	医療機関と連携するとともに、継続して医療機関への補助を行い、小児科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
18	産科医等確保支援事業	市内の産科医療機関に対し、産科医等に支給する手当の一部を補助することで、産科医療体制の維持に取り組みます。	継続して医療機関への補助を行い、市民が安心して出産・子育てができるよう、産科医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課
19	周産期医療体制維持継続等支援事業	市内産科医療機関における分娩体制及び周産期医療体制の維持を図るため、分娩に必要な経費の一部を補助します。	継続して医療機関への補助を行い、市民が安心して出産・子育てができるよう、周産期医療体制の維持に取り組みます。	保健福祉課

1-2 親子の成長と交流の場の支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
20	マイ支援センター事業（ハーフバースデーイベント）	6か月児を対象とした地域子育て支援センターでのハーフバースデーイベントを紹介することで、乳児期早期に子育ての相談員や居場所につなげ、育児の孤立や不安解消に取り組みます。	地域子育て支援センターをより身近に感じてもらえるよう出張支援センター等、地域子育て支援センターのあり方も検討しながら実施します（年4回地域子育て支援センター連絡会議を実施）。	こども安心課
21	こども家庭センター【母子保健機能】	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に取り組みます。	こども家庭センター及び「すくすく」4か所において事業を推進し、相談支援体制の充実に取り組みます。 【延相談件数】 (R5)2,492件⇒(R11)2,500件	こども安心課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
22	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）	概ね中学校区に1か所以上を目安に、地域の子育て等に関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、園庭開放、子育てに関する講習会等を実施します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。 【(R6)実施か所数】11か所	こども保育課 こども安心課
23	食育推進事業（クッキング保育）	保育所及び認定こども園の児童を対象に、食育年間計画に基づきクッキング保育を実施します。菜園活動を通して、育てることから調理まで体験することで、食への関心と意欲、食べ物への感謝の心を培います。 また、保護者を対象に試食会を実施し、食への理解と関心を深めます。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数（公立）】 【(R6)11か所⇒(R11)11か所】 【月間平均実施回数（公立）】 【(R5)12.9回⇒(R11)13回】	こども保育課 教育振興課
24	保育所・認定こども園の園庭開放事業	保育所・認定こども園に入所していない親子に園庭を開放し、遊びの場の提供や保護者・こどもとの交流の機会を提供し、支援に取り組みます。	継続して実施します。	こども保育課
25	地域子育て支援サロン推進事業	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、身近な地域の中で、子育て親子同士や世代を超えた仲間づくり、交流を行う場として、地域子育て支援サロンの設置を促進するとともに、継続して運営できるよう支援します。	【実施か所数】 【(R5)14か所⇒(R11)17か所】 【年間延利用者数】 【(R5)2,522人⇒(R11)3,000人】	子育て支援課
26	食育推進事業キッズチャレンジ	3歳以上の未就学児を対象に、「食」への興味や、家庭での調理体験を促すことを目的に、対象児と保護者を対象に調理実習や食育の講話の機会を設定します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課

1-3 教育・保育サービスの充実

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
27	通常保育事業 (認可保育所 及び認定こども園)	保育が必要な児童(2号、3号)には、保育所及び認定こども園で保育サービスを提供し、教育が必要な児童(1号)には認定こども園で教育サービスを提供します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消に向けて、保育人材確保の取組、事業者間調整を行い、受け皿の確保に取り組みます。 【未入所児童数】 (R5)36人 ⇒ (R11)0人 【待機児童数】 (R5)0人 ⇒ (R11)0人	こども保育課 教育振興課
28	幼稚園・保育所等 適正配置事業	次世代を担うこどもに適切な教育・保育条件を整えるため、保育所・幼稚園・認定こども園の施設再配置を推進します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消をめざすなど、適切な教育・保育サービスを提供するための持続可能な保育環境を整えます。 【未入所児童数】 (R5)36人 ⇒ (R11)0人 【待機児童数】 (R5)0人 ⇒ (R11)0人	こども保育課 教育振興課
29	幼児教育・保育の質の維持向上事業	三原市保育協議会等への支援や、市内幼児教育・保育施設での公開研究会等への参加を促進することにより、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭の資質の向上に取り組みます。	引き続き研究団体へ助成するとともに、公開研究会等の開催周知に取り組みます。	こども保育課 教育振興課
30	保育施設環境整備事業	公立保育所、認定こども園、幼稚園において、こども・子育て支援機能強化のための改修事業(空調、外構フェンス、LED照明等)により、保育施設の環境を整備します。また、利用者の快適性・利便性の向上のための環境改善事業(空調、遊具及び防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等)を行います。	機能強化によるこども・子育て支援の充実及び環境改善による快適性・利便性の向上を図るため、対象となる施設を計画的に整備します。	こども保育課 教育振興課
31	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	保護者の就労の有無に関わらず、こどもを保育所等の施設で預かることで、こどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化します。	令和8(2026)年度から満3歳未満で保育所等に通っていないこどもを対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で利用できる新たな通園給付を実施します。	こども保育課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
32	延長保育事業	通常の保育時間を超えて保育サービスを提供します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6) 実施か所数 22 か所	こども保育課 教育振興課
33	預かり保育事業	認定こども園において教育が必要な児童(1号)を預かる保育サービスを提供します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 【実施か所数】 (R6)7か所 ⇒ (R11)7か所	こども保育課 教育振興課
34	一時預かり事業	保育所等に入所していない児童を対象に、保護者の冠婚葬祭、傷病等の緊急的・一時的な保育や、認定こども園に在籍する満3歳以上の1号認定のこどもで、教育時間の前後又は長期休業日等に当該施設において一時的に保育します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6)実施か所数9か所	こども保育課
35	夜間保育事業	午後8時以降に保育サービスを提供します。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	こども保育課
36	休日保育事業	日曜、祝日に保育サービスを提供します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6)実施か所数1か所	こども保育課
37	小規模保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的確保のため、定員6～19人までの小規模で家庭的な雰囲気のもとに保育します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消に向けて、保育人材確保の取組、事業者間調整を行い、受け皿の確保に取り組みます。 (R6)実施か所数3か所	こども保育課
38	事業所内保育事業	0歳児～2歳児の保育の量的確保のため、民間事業所内に設置している事業所内保育施設で、地域の児童を保育します。	待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消に向けて、保育人材確保の取組、事業者間調整を行い、受け皿の確保に取り組みます。 (R6)実施か所数2か所	こども保育課
39	居宅訪問型保育事業	0歳児～2歳児を対象に、障害や疾病等で、集団保育が著しく困難な児童を、その児童の居宅において1対1で保育します。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	こども保育課
40	家庭的保育事業	市町村が認定した家庭的保育者に居宅等における0歳児～2歳児の乳幼児を対象とした定員5人以下の保育を行います。	需要の動向を見極めながら実施を検討します。	こども保育課
41	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児について、保育所や認定こども園で保育します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。	こども保育課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
42	病児・病後児保育事業	病気の回復期にあり、集団保育の実施が困難な児童を対象に、その期間中、保育所等の専用スペースで一時的に預かります。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。 (R6)実施か所数4か所	こども保育課
43	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助が必要な人(依頼会員)に対して、援助ができる人(提供会員)を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	利用しやすい制度となるよう、援助ができる人(提供会員)を増やすための取組や、制度の周知、マッチングしやすい環境づくりに取り組みます。 【年間実利用者数】 (R5)73人 ⇒ (R11)110人	子育て支援課
44	ショートステイ事業	保護者が疾病等の理由により家庭での児童の養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。宿泊を伴う事業です。(原則7日以内)	実態の把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。 【延利用日数】 (R5)38日 ⇒ (R11)87日	子育て支援課
45	トワイライトステイ事業	保護者が仕事等により帰宅が恒常的に夜間にわたったり、恒常的な休日勤務のために児童の養育が十分できない場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。(原則宿泊なし・22時まで)	実態の把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。	子育て支援課

学童期・思春期

基本施策

1-4 豊かな心を育む教育活動等の推進

1-5 居場所づくり

1-6 不登校のこどもへの支援

1-4 豊かな心を育む教育活動等の推進

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
46 こども家庭センター（母子保健機能）「性教育」	小中学生や高校生に対して、発達段階に応じた心身の変化、自他を大切にすること、性被害や犯罪から自分を守るなど包括的な性教育を提供します。	引き続き事業を実施します。	こども安心課
47 仕事体験提供事業「こどもおしごとチャレンジ」	小学生を対象に、仕事に関する体験講座やイベントの開催、映像コーナー等でのこども向けの映像の発信等により、興味・関心の拡大と将来について考えるきっかけをつくり、次世代の人材育成を図ります。	継続的に「こどもおしごとチャレンジ講座」等を実施します。 【アンケート満足度】 (R5)98.4% ⇒(R11)100%	子育て支援課
48 中高生対象イベント実施事業	次世代の親を育成するため、児童館等において、中高生を対象とした乳幼児とふれあう保育体験等、子育てに関して学習の機会となるイベントを実施します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数】 (R5)4回 ⇒ (R11)7回	子育て支援課
49 育児体験事業	こどもたちが将来、こどもを生み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、赤ちゃんやその保護者と触れ合う育児体験機会（座学・体験）を提供します。	事業を実施し、育児体験機会を提供します。 【講座の参加人数】 (R5)0人 ⇒(R11)30人 【「将来の子育て等をイメージできた」とする参加者の割合】 (R5)0% ⇒(R11)100%	子育て支援課
50 食育推進事業（親子食育教室）	親子のふれあいや調理実習、食育講話やクイズを通じた食育の推進と健康づくりのための教室を開催します。	小学校等と連携し、こどもや保護者への食育推進を図ります。 【実施回数】 (R5)7回 ⇒ (R11)9回	保健福祉課
51 食育推進事業（ヘルスサポーター事業）	中学生・高校生に対し、食を通じた健康づくりの実践者となるよう、情報発信や体験学習の機会を提供します。	中学校・高校と連携し、こども（中学生・高校生）への食育推進を図ります。 【体験学習会実施回数】 (R5)6回 ⇒ (R11)8回	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
52	食育推進事業 (レシピコンテスト)	高校生を対象に、自分で作る朝食レシピを募集し、自らメニューを考え実践する機会を提供します。食に関する関心を高めるために入賞作品を活用し、啓発を行います。	市内高校生を対象として、朝食習慣の定着化とこどものころからの生活習慣病予防を図ります。 【事業に参加する市内高校数】 (R5)4校 ⇒ (R11)5校	保健福祉課
53	学ぶ力育成事業	「たくましく生きる力を育む三原教育宣言」に基づき、学校・家庭・地域が連携し市民協働で、子育て「金のルール」を推進します。 こどもたちの元気の素「金のルール」～「早寝・早起き・朝ごはん・読書・あいさつ・靴そろえ」～	子育て「金のルール」の推進については、引き続き、市民協働で取組を推進します。その他、教育基本法にある教育の目標を達成するため、学習指導要領に基づき、三原市教育基本理念「志を抱き、その実現に向けて考え、行動できる未来の創り手の育成」をめざして、様々な教育活動を進めます。	学校教育課
54	コミュニティ・スクール推進事業	「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を一体的に推進することで、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、地域全体でこどもたちの学びや成長を支えます。	継続して事業を推進します。 【導入校】 (R5)5校 ⇒ (R11)30校	学校教育課 生涯学習課
55	こどもの読書推進活動事業	こどもが本と出会い、読書に親しむことができる場となるよう、市立図書館において読み語り等の行事や乳幼児・児童・生徒が親しみやすい図書の収集・案内を積極的に行います。	引き続き事業を実施します。 【読み語り行事実施回数】 中央図書館 (R5)95回 ⇒ (R11)95回 本郷図書館 (R5)11回 ⇒ (R11)12回 久井図書館 (R5)12回 ⇒ (R11)12回 大和図書館 (R5)41回 ⇒ (R11)41回	生涯学習課
56	児童・生徒相互交流事業	シンガポールの中学生や湯河原町の小学生との交流、青少年教育施設での活動、郷土学習等の体験活動を通じて、青少年の「学びの場」・「活動の場」を提供し交流を図ります。	引き続き事業を実施します。 【少年少女海外研修・交流事業参加者】 (R5)469人 ⇒ (R11)550人	生涯学習課
57	わくわく体験テーマパーク事業	各種団体との協働により、児童が様々な体験を通じて、新たな学びへの関心を高める機会を提供します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
58	青少年教育施設管理運営事業(宇根山家族旅行村)	自然体験や集団研修の場・機会を提供することにより、自主性・社会性・協調性の向上を図ります。	引き続き事業を実施します。 【延利用者数】 (R5)5,862人 ⇒ (R11)6,500人	生涯学習課

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
59 スポーツのテーマパーク事業	各種団体との協働により、小学生ハスポーツへの興味・関心を呼び起こすとともに、日常的なスポーツ活動へ繋げることを目的として、様々なスポーツを体験する場を提供します。	引き続き事業を実施します。	スポーツ振興課

1-5 居場所づくり

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
60 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	保護者が就労等のため昼間留守となる家庭の小学生を対象に、小学校の余裕教室等において、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	引き続き事業を実施し、待機児童ゼロを継続するとともに、市民ニーズを踏まえ利用しやすい環境整備に取り組みます。 【待機児童数】 (R5)0人 ⇒ (R11)0人	子育て支援課
61 放課後児童クラブ環境改善事業	放課後児童クラブにおいて、こども・子育て支援機能強化のための改修事業により、保育施設的环境を整備します。また、利用者の快適性・利便性の向上のための環境改善事業(空調、遊具及び防犯対策設備の設置、バリアフリー改修、園庭の整備、トイレの洋式化等)を行います。	機能強化によるこども・子育て支援の充実及び環境改善による快適性・利便性の向上を図るため、対象となる施設を計画的に整備します。	子育て支援課
62 児童館運営事業(児童館機能の充実)	講座・イベント等を通して、0歳~18歳未満の全ての児童の健全な育成を図ります。また、全ての児童と保護者が気軽に利用できる自由な居場所となるよう、機能の充実に取り組みます。	引き続き事業を実施します。 【年間延来館者数】 (R5)36,725人⇒(R11)41,250人 【中高生が関わるイベント実施回数】 (R5)55回 ⇒ (R11)70回	子育て支援課
63 こども食堂開設支援事業	こどもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、こども食堂の開設を支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)8か所 ⇒ (R11)10か所	子育て支援課
64 遊具維持管理事業	こどもたちが安心・安全に遊べるようインクルーシブ遊具の維持管理を行います。	こどもたちが安心・安全に遊べるよう引き続きインクルーシブ遊具点検を実施します。	久井支所 地域振興課 大和支所 地域振興課
65 都市公園整備事業	都市公園の整備を推進し、こども等が快適に安心して遊べる空間を提供します。	引き続き事業を実施します。 【都市公園数】 (R5)95か所⇒(R11)98か所 【トイレ水洗・洋式化公園数】 (R5)47か所⇒(R11)60か所	都市開発課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
66	児童遊園設置支援事業	地域住民の協力によって設置される「児童遊園」の設置や管理を支援し、こどもの健全な育成と安心・安全な遊び場を確保します。	地域で適切な管理ができるよう引き続き支援します。	都市開発課
67	円一広場（仮称）等整備事業	円一エリア内において、大型遊具等を設置し、子育て支援の拠点となる広場を整備します。また、老朽化した円一町駐車を解体し、新たに駐車を整備します。	事業を実施し、広場を整備します。 (R7) 駐車場解体設計 (R8) 駐車場解体 (R9) 駐車場整備 (R10) 広場整備	都市開発課
68	放課後子ども教室推進事業	小学校の図書室や体育館等を活用して、こどもたちの安心・安全な活動場所を設け、学校・地域・家庭との連携のもと、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、交流活動等の取組を進めます。	地域の実情や需要、開設場所や放課後子ども教室のボランティアスタッフの確保等を勘案しながら、適切な実施箇所の確保をめざします。	生涯学習課

1-6 不登校の子どもへの支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
69	学ぶ力育成事業（教育支援センター）	不登校児童生徒を対象に、体験活動や学習指導・スポーツを通じて集団生活への適応、情緒の安定を図り、学習機会の確保や社会的自立を支援します。	児童・生徒の悩み等の相談対応に加え、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課
70	学ぶ力育成事業（学校ふれあい相談員の配置）	学校に配置する「学校ふれあい相談員」による児童・生徒の悩み等への相談に取り組めます。	児童・生徒の悩み等の相談対応に加え、不登校児童生徒への支援の充実を図ります。	学校教育課

青年期

基本施策

- 1-7 次代へのステップの支援
- 1-8 出会いや結婚の支援
- 1-9 悩みや不安を抱える若者への支援

1-7 次代へのステップの支援

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課
48 中高生対象イベント実施事業 【再掲】1-4	次世代の親を育成するため、児童館等において、中高生を対象とした乳幼児とふれあう保育体験等、子育てに関して学習の機会となるイベントを実施します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数】 (R5)4回 ⇒ (R11)7回	子育て支援課
49 育児体験事業 【再掲】1-4	こどもたちが将来、こどもを生み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、赤ちゃんやその保護者と触れ合う育児体験機会（座学・体験）を提供します。	事業を実施し、育児体験機会を提供します。 【講座の参加人数】 (R5)0人 ⇒ (R11)30人 【「将来の子育て等をイメージできた」とする参加者の割合】 (R5)0% ⇒ (R11)100%	子育て支援課
71 J デスクみはら事業	若者の市内への就職意識を高めるため、企業情報誌を作成し、市内の中学生、高校生等へ配布します。	毎年市内 50 社程度を掲載し、市内中学 2 年生、高校 2 年生等へ配布します。	商工振興課
72 二十歳のつどい	大人になったことを自覚し、自らの努力で人生を切り拓こうとする二十歳を迎える青年を祝い励ますため、「式典」及び「二十歳を祝う会」を実施します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
73 『親の力』をまなびあう学習プログラム	家庭教育や子育て支援の取組として、県教育委員会が作成した『親の力をまなびあう学習プログラム』を活用し、団体の依頼を受けて講座を実施します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
74 奨学金貸付事業	教育の機会均等を図るため、高等学校・高等専門学校生への奨学金貸付を実施します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	学校教育課

1-8 出会うや結婚の支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
75	みはら縁結びサポーター養成事業	市民を対象にした「みはら縁結びサポーター」養成講座・情報交換会を開催し、独身者の結婚や婚活に関する相談に応じ、成婚に向けてアドバイスできる人材を養成します。	人材を養成するとともに、サポーターの輪を広げ自主的に活動していく仕組みを構築します。 【サポーター数(累計)】 (R5)81人 ⇒ (R11)140人 【マッチング数】 (R5)14組 ⇒ (R11)17組	子育て支援課
76	若者出会い交流応援事業	結婚を希望する独身者の婚活を支援するため、婚活イベントを開催し、出会いと交流の場を提供する。 また、開催にあたっては「ひろしま出会いサポートセンター」と連携します。	引き続き事業を実施します。 【婚活イベント実施回数】 (R5)4回 ⇒ (R11)4回(毎年継続実施)	子育て支援課
77	結婚新生活支援事業	新婚世帯(合計所得が500万円未満の40歳未満の夫婦)に対して、市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・借借費用、引越費用の一部を補助します。	新婚世帯の新生活を支援することを通じて、市内での定住を促進します。 【支援制度を利用して移住・定住した世帯数】 (R5)19世帯 ⇒ (R11)20世帯以上	地域企画課
78	ファーストマイホーム応援事業	三原市内において、新たに住宅を取得する若年層世帯(40歳未満の夫婦、15歳未満の子がいる世帯)に対して、補助金を交付します。	若年人口増と地域活動への参画を図るため、市内での住宅取得費の一部を支援します。 【市の定住相談窓口を利用して市外から移住を決めた世帯数(世帯)】 (R5)23世帯 ⇒ (R11)35世帯以上	地域企画課
79	就労・移住定住支援事業	移住して民間の施設(医療、介護・福祉、幼稚園、保育園等)に新規就労する者に対して、引越費・家賃・養育費を交付します。併せて幼稚園教諭、保育士、保育教諭の新規就労者(市内在住者も可)に対して就労奨励金を交付します。	本事業を通じて、保健福祉分野での人材確保及び移住・定住の促進を図ります。 【支援制度を利用した新規就労者の数】 (R5)8人 ⇒ (R11)15人以上	地域企画課
80	東本通土地区画整理事業	立地適正化計画の居住誘導区域において、ファーストマイホーム応援事業と連携し、小学校、幼稚園、保育所、認定こども園、都市公園等子育て世代のニーズを満たす、良好な住宅地を供給します。	引き続き事業を実施します。 【保留地分譲開始面積(分譲率)】 (R5) 14,626.76㎡ (40.4%) ⇒ (R11) 36,240.00㎡ (100.0%)	土地区画整理課

1-9 悩みや不安を抱える若者への支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
81	ひきこもり相談支援ステーション	概ね 18 歳から 64 歳以下のひきこもりの人とその家族を対象とし、ひきこもりに特化した相談窓口を設置し、相談対応及び居場所設置、家族支援等を実施し、ひきこもりの長期化を防ぎます。	引き続き事業を実施します。	保健福祉課
82	社会参加型体験事業	発達障害の疑いのある、概ね 15 歳以上 39 歳までの人に対し、個別相談、個別支援、小グループ活動等を通して、本人の適性を見極め、社会活動に結びつけます。	引き続き事業を実施し、社会参加を支援します。	保健福祉課
83	若者の発達相談	発達障害の疑いにより生じている問題に対して相談に応じ、不安の軽減や日常生活に対する助言を行います。2 次障害の発生・重症化・長期化を予防するために、早期に適切な対応や支援につなげます。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
84	若者居場所づくり事業	社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者を支援するため、啓発事業や青少年の居場所づくり事業を実施します。	引き続き事業を実施し、若者への支援の充実を図ります。 【参加者】 (R5)7 人 ⇒ (R11)10 人	生涯学習課

基本目標2 こどもの権利を保障し、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します

こどもを権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、虐待の防止や貧困、障害、外国籍等、困難を抱えるこどもに対して適切な支援を行い、こどもが未来に希望を持って成長できる環境を整備します。

【 評価指標 】

評価指標		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	
意識調査	自分の意見や考えがまわりの大人に聞いてもらえると思うこどもの割合	(小学生)	78.5%	80.0%
		(中学生)	75.4%	80.0%
	自分の意見や考えをまわりに聞いてもらえていると思う若者の割合	74.3%	80.0%	
活動指標	「こどもの権利」教育・啓発事業理解度アンケート	—	90%以上	
	「こどもおしごとチャレンジ」アンケート満足度	98.4%	100%	
	障害児通所事業所数	22か所	24か所	
	1年間に発生する児童虐待死亡数	0人	0人	
	ヤングケアラー研修等の参加者数	110人	150人	
	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業参加者数	4人	20人	
	インターネットと人権に関する小中高への出前講座参加者数	53人	400人	

基本施策

- 2-1 こどもの権利の保障
- 2-2 学び・体験する機会の提供
- 2-3 障害等のあるこども・外国籍のこどもへの支援
- 2-4 児童虐待の防止と社会的養護
- 2-5 心の健康づくり、犯罪等からこどもを守る取組の推進

2-1 こどもの権利の保障

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
85	こども会議	こどもの意見を取り入れるため、市内のこどもを対象にワークショップ形式等で「こども会議」を実施します。これにより、こどもの最善の利益を図り、その視点を尊重するとともに、こども計画や施策にこどもの意見を反映します。	「こども会議」を毎年継続して実施し、こども計画や施策に意見を反映していきます。	子育て支援課
86	若者意識調査	若者の意見を取り入れるため、施策の対象となる若者から、ニーズや意識等について調査を実施します。(16歳から39歳までの3,000人を対象)	こども計画や施策に意見を反映していきます。	子育て支援課
87	「こどもの権利」教育・啓発事業	「子どもの権利条約」等で示される4つの基本的な権利について理解を深めるため、こども、その関係者へ教育・啓発事業を実施します。	事業を実施し、啓発活動に取り組みます。 【「理解が深まった」とする参加者の割合】 (R11) 90%以上	人権推進課
88	性的マイノリティに関する周知啓発	令和4(2022)年1月から導入したパートナーシップ宣誓制度の周知及び、性的マイノリティの人が自分らしく暮らせる社会の実現を目指し、性の多様性に対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ります。	パートナーシップ宣誓制度の周知を図ります。 性的マイノリティへの理解の促進を図るための啓発及び相談に応じます。	人権推進課

2-2 学び・体験する機会の提供

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
23	食育推進事業 (クッキング保育) 【再掲】1-2	保育所及び認定こども園の児童を対象に、食育年間計画に基づきクッキング保育を実施します。菜園活動を通して、育てることから調理まで体験することで、食への関心と意欲、食べ物への感謝の心を培います。 また、保護者を対象に試食会を実施し、食への理解と関心を深めます。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数(公立)】 (R6)11か所⇒(R11)11か所 【月間平均実施回数(公立)】 (R5)12.9回⇒(R11)13回	こども保育課 教育振興課
47	仕事体験提供事業「こどもおしごとチャレンジ」 【再掲】1-4	小学生を対象に、仕事に関する体験講座やイベントの開催、映像コーナー等でのこども向けの映像の発信等により、興味・関心の拡大と将来について考えるきっかけをつくり、次世代の人材育成を図ります。	継続的に「こどもおしごとチャレンジ講座」等を実施します。 【アンケート満足度】 (R5)98.4% ⇒(R11)100%	子育て支援課
49	育児体験事業 【再掲】1-4	こどもたちが将来、こどもを生み育てることや家族を持つことをイメージできるよう、赤ちゃんやその保護者と触れ合う育児体験機会(座学・体験)を提供します。	事業を実施し、育児体験機会を提供します。 【講座の参加人数】 (R5)0人 ⇒(R11)30人 【「将来の子育て等をイメージできた」とする参加者の割合】 (R5)0% ⇒(R11)100%	子育て支援課
26	食育推進事業 キッズチャレンジ 【再掲】1-2	3歳以上の未就学児を対象に、「食」への興味や、家庭での調理体験を促すことを目的に、対象児と保護者を対象に調理実習や食育の講話の機会を設定します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
50	食育推進事業 (親子食育教室) 【再掲】1-4	親子のふれあいや調理実習、食育講話やクイズを通じた食育の推進と健康づくりのための教室を開催します。	小学校等と連携しこどもや保護者への食育推進を図ります。 【実施回数】 (R5)7回 ⇒(R11)9回	保健福祉課
51	食育推進事業 (ヘルスサポーター事業) 【再掲】1-4	中学生・高校生に対し、食を通じた健康づくりの実践者となるよう、情報発信や体験学習機会を提供します。	中学校・高校と連携し、こども(中学生・高校生)への食育推進を図ります。 【体験学習会実施回数】 (R5)6回 ⇒(R11)8回	保健福祉課
52	食育推進事業 (レシピコンテスト) 【再掲】1-4	高校生を対象に、自分で作る朝食レシピを募集し、自らメニューを考え実践する機会を提供します。食に関する関心を高めるために入賞作品を活用し、啓発を行います。	市内高校生を対象として、朝食習慣の定着化とこどものころからの生活習慣病予防を図ります。 【事業に参加する市内高校数】 (R5)4校 ⇒(R11)5校	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
55	こどもの読書推進活動事業 【再掲】1-4	こどもが本と出会い、読書に親しむことができる場となるよう、市立図書館において読み語り等の行事や乳幼児・児童・生徒が親しみやすい図書の収集・案内を積極的に行います。	引き続き事業を実施します。 【読み語り行事実施回数】 中央図書館 (R5)95回 ⇒ (R11)95回 本郷図書館 (R5)11回 ⇒ (R11)12回 久井図書館 (R5)12回 ⇒ (R11)12回 大和図書館 (R5)41回 ⇒ (R11)41回	生涯学習課
56	児童・生徒相互交流事業 【再掲】1-4	シンガポールの中学生や湯河原町の小学生との交流、青少年教育施設での活動、郷土学習等の体験活動を通じて、青少年の「学びの場」・「活動の場」を提供し交流を図ります。	引き続き事業を実施します。 【少年少女海外研修・交流事業参加者】 (R5)469人 ⇒ (R11)550人	生涯学習課
57	わくわく体験テーマパーク事業 【再掲】1-4	各種団体との協働により、児童が様々な体験を通じて、新たな学びへの関心を高める機会を提供します。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
58	青少年教育施設管理運営事業（宇根山家族旅行村） 【再掲】1-4	自然体験や集団研修の場・機会を提供することにより、自主性・社会性・協調性の向上を図ります。	引き続き事業を実施します。 【延利用者数】 (R5)5,862人 ⇒ (R11)6,500人	生涯学習課
59	スポーツのテーマパーク事業 【再掲】1-4	各種団体との協働により、小学生へスポーツへの興味・関心を呼び起こすとともに、日常的なスポーツ活動へ繋げることを目的として、様々なスポーツを体験する場を提供します。	引き続き事業を実施します。	スポーツ振興課

2-3 障害等のあるこども・外国籍のこどもへの支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
89	発達支援事業（健診事後教室）	発達に課題のあるこどもと保護者に対して、遊びを通して親子の関わりを学ぶ教室を実施します。	引き続き事業を実施し、保護者がこどもにより良い関わりができるよう取り組みます。 【実施回数】 おやこ教室 (R6)122回 ⇒ (R11)122回	こども安心課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
90	発達支援事業 (発達専門相談)	発達に課題のあるこどもと保護者に対し、発達専門相談を実施します。	引き続き相談を実施し、こどもと保護者の支援に努めながら、状況の変化に応じ、相談回数を適正化します。 【実施事業】 医師発達相談 子育てなんでも相談 運動発達相談 心理相談、言語相談	こども安心課
91	発達支援事業 (発達障害者支援コーディネーター研修)	こどもの発達について理解を深め、その特性に応じた支援ができるよう、保健師、保育所・幼稚園職員、小中学校教諭と子育て支援に関わる職員のスキルアップを図ります。	引き続き研修を実施し、支援者のスキルアップに取り組みます。 【研修実施回数】 (R6)2回 ⇒ (R11)2回	こども安心課
92	外国籍のこどもと子育て家庭に対する支援事業	増加する外国人家庭が、子育てに関わる情報の受け取りや、教育・保育事業等の子育て支援サービスを適切に受け取ることができるよう取り組みます。	日本語を話すことができない妊婦に対して、訪問回数を増やすなど支援の強化に取り組みます。また、産後も円滑に教育・保育施設を利用できるように定期的な訪問を行います。 各言語の母子手帳や予防接種案内等の配布を行い、情報提供に取り組みます。 保育施設等で宗教上の理由による除去食を提供します。	こども安心課 こども保育課 子育て支援課
93	外国籍市民への支援	多言語相談窓口を設置し、市民からの相談に多言語で対応します。 国際交流員(CIR)のFacebookとInstagramを通じた多言語での情報を発信します。 地域日本語教室と連携し、日本語学習希望者の日本語学習を支援します。	多文化共生社会の実現に向けて、引き続き実施します。	経営企画課
41	障害児保育事業 【再掲】1-3	集団保育が可能な障害児について、保育所や認定こども園で保育します。	引き続き実施し、保育サービスの充実を図ります。	こども保育課
82	社会参加型体験事業 【再掲】1-9	発達障害の疑いのある、概ね15歳以上39歳までの人に対し、個別相談、個別支援、小グループ活動等を通して、本人の適性を見極め、社会活動に結びつけます。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
83	若者の発達相談 【再掲】1-9	発達障害の疑いにより生じている問題に対して相談に応じ、不安の軽減や日常生活に対する助言を行います。2次障害の発生・重症化・長期化を予防するために、早期に適切な対応や支援につなげます。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
94	障害者相談支援事業	障害のあるこどもの保護者に対して、相談に応じ、必要な情報提供やサービス利用の支援を行うとともに、こどもへの関わり方等を助言し、保護者の不安軽減に取り組みます。	障害者生活支援センター、地域生活支援センターを設置し、相談受付体制を整備します。(継続) 児童相談支援事業所と連携して、障害児通所支援や療育の相談しやすい環境を推進します。	障害者福祉課
95	特別児童扶養手当給付事業	障害のあるこどもの福祉の増進を図るため、精神又は身体に障害のある児童を監護する保護者等に対して、国の制度に基づき手当を支給します。 受給対象者：精神又は身体に重度又は中度の障害のある20歳未満の児童を監護している保護者で、一定の所得要件に該当する人。	国の制度に基づき、適切に手当を支給します。	障害者福祉課
96	重症心身障害児福祉年金給付事業	障害のあるこどもの福祉の増進を図るため、重症心身障害児を監護する保護者等に対して、年金を支給します。 受給対象者：次のいずれかに該当する20歳未満の児童を監護する保護者等。 ・身体障害者1～3級を所持 ・療育手帳マルA又はA又はマルBを所持	制度に基づき、引き続き支給します。	障害者福祉課
97	障害児通所事業	障害や発達の遅れのあるこどもを対象に、通所施設において、遊び・運動等を通じた様々なプログラムを提供し発達支援を行うなど、地域における療育の場の充実に取り組みます。	引き続き事業を実施します。 【事業所数】 児童発達支援事業所(就学前児童対象) (R6)9か所 ⇒(R11)10か所 放課後等デイサービス事業所(就学児対象) (R6)13か所⇒(R11)14か所	障害者福祉課
98	児童通所支援の利用者負担軽減	こどもが2人以上いる世帯の放課後等デイサービス等の自己負担を無償化します。	児童通所支援のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
99	日常生活用具の拡充	療育支援用具(言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練等が可能な製品)を年間20,000円分まで給付します。	日常生活用具のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
100	学ぶ力育成事業(就学指導)	発達の遅れや障害のあるこどもの就学指導に取り組みます。	適切な就学指導に取り組みます。	学校教育課
101	学ぶ力育成事業(特別支援介助員の配置)	障害のあるこどもについて、安心して教育を受けられるよう、小・中・幼において、日常生活の介助・安全確保のための介助員を配置します。	適切な介助員の配置に取り組みます。	学校教育課

2-4 児童虐待の防止と社会的養護

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
102	虐待防止事業 (要保護児童 対策地域協議 会)	児童虐待防止等ネットワ ークの充実により、相談支援活 動の拡充を図り、児童虐待の 未然防止に取り組みます。	事業の推進により、虐待防止 の体制整備を図ります。	こども安心課
103	虐待防止事業 (児童虐待相 談事業)	地域に密着した相談の充実 を図るとともに、要保護児童 に関する通告義務について の広報・啓発に取り組みま す。	事業の推進により、虐待防止 の相談支援に取り組みます。	こども安心課
104	虐待防止事業 (家庭児童相 談事業)	家庭児童相談員を配置し、家 庭における児童養育に関す る様々な問題に対する相談 支援を実施します。	事業の推進により、虐待防止 の相談支援に取り組みます。	こども安心課
105	こども家庭セ ンター 【児童福祉機 能】	母子保健型と児童福祉型を 一体的に実施し相談支援体 制を強化することで、こども がいる全ての家庭の支援と 児童虐待対策の強化を図り ます。	事業を推進し、相談支援体制 の充実に取り組みます。 児童虐待を含む相談・支援を 行います。 こどもの権利を意識した適 切な養育について周知を強 化します。	こども安心課
106	予防接種事業 (小児インフ ルエンザ予防 接種費補助事 業)	生活保護世帯と市民税非課 税世帯に属する0歳(生後6 か月)から中学3年生までの こどもに対し、季節性インフ ルエンザ予防接種費の助成 を行います。	継続して実施するとともに、 制度の周知に取り組みます。	こども安心課
107	低所得妊婦に 対する初回産 科受診料支援 事業	生活保護世帯と市民税非課 税世帯の妊婦の妊婦に対し、 初回産科受診料の助成を行 います。	支援の必要な妊婦を早期に 把握し、関係機関連携により 早期支援を行います。	こども安心課
13	家事支援事業 【再掲】1-1	家事や育児に不安を抱え、支 援が必要な子育て家庭や妊 産婦、ヤングケアラーがいる 家庭に対して、家事・育児を 支援する訪問支援員を派遣 します。	事業の推進により、子育て家 庭の家事・育児を支援しま す。 【支援件数】 (R5)45件 ⇒ (R11)70件	子育て支援課
44	ショートステ イ事業 【再掲】1-4	保護者が疾病等の理由によ り家庭での児童の養育が困 難になった場合に、児童養護 施設等で一時的に養育しま す。宿泊を伴う事業です。(原 則7日以内)	実態の把握に努め、関係機関 と連携して適切に実施しま す。 【延利用日数】 (R5)38日 ⇒ (R11)87日	子育て支援課
45	トワイライト ステイ事業 【再掲】1-4	保護者が仕事等により帰宅 が恒常的に夜間にわたつた り、恒常的な休日勤務のため に児童の養育が十分できな い場合に、児童養護施設等 で一時的に養育します。(原則 宿泊なし・22時まで)	実態の把握に努め、関係機関 と連携して適切に実施しま す。	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
63	こども食堂開設支援事業 【再掲】1-5	こどもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、こども食堂の開設を支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)8か所 ⇒ (R11)10か所	子育て支援課
108	ヤングケアラー支援事業	障害や病気等でケアを要する家族の世話や介護等を行っているヤングケアラーの早期発見、相談支援体制の構築等に取り組みます。	引き続き、相談支援及び啓発に取り組みます。 【研修等の参加者数】 (R5)110人 ⇒ (R11)150人	子育て支援課 こども安心課 保健福祉課 高齢者福祉課 社会福祉課 障害者福祉課 学校教育課
109	フードバンク実施団体の支援	子育て家庭等に食品ロスを利用して食料の供給を行うフードバンク実施団体の取組を支援します。	引き続き取組を支援します。	子育て支援課 社会福祉課 環境施設課
110	女性相談事業	女性の意思が尊重され、最適な支援が受けられるよう、女性の様々な問題の相談に対応する窓口を設置します。 女性相談支援員1名 9:30~16:00(開庁日)	配偶者やパートナーから暴力や暴言を受けている(DV被害)など、年齢を問わず女性の困りごとや悩みの相談に対応し、助言や支援機関へつなぎます。 【相談件数】 (R5)323件 ⇒ (R11)増加	社会福祉課
111	生活困窮世帯のこどもに対する学習支援事業(三原市学習広場「わくわく」)	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者:生活保護世帯及びひとり親世帯の小学4年生~中学3年生	生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の児童・生徒が、希望した就学先に進むことができるよう、学習を支援します。 【参加者数】 (R5)4人 ⇒ (R11)20人	社会福祉課
112	生活困窮者自立相談支援事業	生活保護に至る前の生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けて、評価・分析の実施、プラン作成等の支援や関係機関との連携を行います。	「自立相談支援センターみはら」において、生活や就労等でお困りの方の総合的な支援を行います。	社会福祉課

2-5 心の健康づくり、犯罪等から子どもを守る取組の推進

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
113	安心・安全情報の共有	防災情報や防犯情報等を、登録されたメールアドレスに配信し、保護者等と情報の共有化に取り組みます。	防災情報や防犯情報等の適切なタイミングでの発信を継続します。	危機管理課 生活環境課
114	こころの健康に関する周知啓発	若年から心の健康について学ぶこと、相談窓口を認識することを目的とし、児童・生徒・保護者・新成人等に対し、相談窓口チラシを配布します。	引き続き実施します。	保健福祉課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
115	こころの相談室「ここケア」	精神科受診に結びついていないメンタルヘルス不調者の早期支援を行い、重症化を予防することを目的として、専門職による相談やカウンセリングを行う相談室を開設し、心のケアを行います。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。	保健福祉課
116	酒害の周知啓発	お酒について正しい知識を持つことを目的とし、中学生とその保護者、新成人等に対し、酒害啓発チラシを配布します。	引き続き実施します。	保健福祉課
117	交通安全事業	こども自身の交通安全思想を育むため、幼児・児童・生徒を対象に、交通指導員による交通安全教室交通指導を実施します。また、各季交通安全運動期間週間に合わせ交通安全キャンペーンを開催します。	引き続き実施し、普及啓発に取り組みます。	生活環境課
118	通学路交通安全プログラム事業	市内の小中学校の通学路危険箇所を点検し、必要な対策・対応を行います。	引き続き実施し、通学路の環境整備を推進します。	生活環境課 土木管理課 土木建設課
119	こどもの安心・安全事業	こどもの安全な環境づくりのため、地域ぐるみ運動の促進等に取り組み、見守り活動用品の貸与等を実施します。	引き続き実施し、地域ぐるみの運動を推進します。	生活環境課
120	防犯灯維持管理事業	通学路等の歩道に対して、防犯灯の設置を促進するとともに、適切な維持管理を行います。	引き続き、防犯灯の設置を促進し、適切な維持管理を行います。	生活環境課
121	インターネットと人権に関する啓発	小・中・高校の児童・生徒・保護者がインターネット等を正しく利用するための啓発を実施します。また、インターネットによる人権侵害等の相談を受け、解決に向け適切な機関と連携を図ります。	インターネットリテラシーに関する出前講座などの教育啓発を実施し、児童・生徒・保護者の相談に応じます。 【出前講座参加者数】 (R5)53人 ⇒ (R11)400人	人権推進課
122	交通安全施設整備事業	交通事故を防止し、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、道路反射鏡等交通安全施設を整備します。	引き続き、安全・円滑・快適な交通環境の確保を図るため、適切な点検・更新を行うとともに、交通安全上必要となる場所について交通安全施設の整備を行います。	土木管理課
123	自転車通行空間整備事業	安全で快適な自転車通行空間を整備し、自転車・歩行者ともに安全な通行環境を確保します。	三原市自転車活用推進計画に基づいて、自転車通行空間の整備を実施します。	土木管理課 土木建設課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
124	通学路安全対策事業	児童や歩行者が安心して利用できるよう、通学路の安全対策や歩道の整備を行います。	引き続き事業を実施します。 【改良率】 古城通糸崎線 2 (R5)89% ⇒ (R11)100% 本町古浜線 4 (R5)74% ⇒ (R11)100%	都市開発課
125	安心安全事業（防犯ブザー購入費補助）	児童生徒の安全確保のため、小学校新入生等を対象に、防犯ブザー購入費を助成します。	小学校新入生を対象に、防犯ブザー購入費補助を実施します。	学校教育課
126	青少年育成三原市民会議補助事業	青少年が地域行事に参加する取組や、あいさつ・声かけ運動等の活動により、青少年の健全育成に寄与する団体を支援します。	引き続き青少年の健全育成に寄与する団体を支援します。	生涯学習課
127	広島県青少年健全育成条例に基づく立入調査	広島県青少年健全育成条例に基づき、市内店舗に青少年の健全な育成を害すると思慮される図書やがん具等を青少年に販売していないかなど調査を行うとともに、関係事業者の理解を深める。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
128	青少年健全育成標語	市内の児童、生徒から青少年健全育成に関する標語を募集し、優秀作品を表彰、公開することにより、児童、生徒や市民の青少年健全育成に対する理解を深める。	引き続き事業を実施します。	生涯学習課
129	三原市体育協会補助事業	スポーツを通じて集団の中での積極性を養い、体力の向上を図るため、三原市体育協会を通じて、スポーツ少年団等での活動を支援します。	引き続きスポーツ少年団への活動支援を実施します。	スポーツ振興課

基本目標3 保護者が安心して子育てができる環境を整備します

子育てや教育に関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の支援、地域による子育ての支援、ワーク・ライフ・バランスの推進、情報発信の充実等に取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

【 評価指標 】

評価指標		現状 (令和5年度)	目標 (令和11年度)	
意識調査	地域の人が子育てを支えてくれていると感じている保護者の割合	(未就学児)	53.6%	55.0%
		(小学生)	46.6%	50.0%
	仕事と生活の調和が取れていると感じている保護者の割合	(未就学児)	45.1%	50.0%
		(小学生)	52.6%	55.0%
	子育てに関し、配偶者・パートナーの協力が少ないと感じている保護者の割合	(未就学児)	14.0%	10.0%
		(小学生)	19.9%	15.0%
活動指標	ファミリー・サポート・センター事業年間実利用者数	73人	110人	
	育児応援事業（父親参加型イベント）参加者数	19組	25組	
	「仕事と子育ての両立」啓発事業理解度アンケート	—	80%以上	
	母子家庭等高等職業訓練促進事業利用者数	5人	8人	
	みはら子育てねっとアクセス数	312,320件	313,000件	

基本施策

- 3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 3-2 地域子育て支援の推進
- 3-3 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 3-4 ひとり親家庭への支援
- 3-5 子育て情報の発信

3-1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

事業名	事業内容	事業目標・方向性	担当課	
2	不妊検査・不妊治療費助成事業 【再掲】1-1	不妊検査費、一般不妊治療費の一部及び特定不妊治療費、男性不妊治療費の一部を助成します。	制度に基づき、引き続き助成します。	こども安心課
3	出産・子育て応援給付金事業 【再掲】1-1	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	妊娠届や出産届を行った妊産婦等に対して、給付金を支給するとともに、伴走型の相談支援を行います。	こども安心課
106	予防接種事業（小児インフルエンザ予防接種費補助事業） 【再掲】2-4	生活保護世帯と市民税非課税世帯に属する0歳（生後6か月）から中学3年生までのこどもに対し、季節性インフルエンザ予防接種費の助成を行います。	継続して実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	こども安心課
107	低所得妊婦に対する初回産科受診料支援事業 【再掲】2-4	生活保護世帯と市民税非課税世帯の妊婦の妊婦に対し、初回産科受診料の助成を行います。	支援の必要な妊婦を早期に把握し、関係機関連携により早期支援を行います。	こども安心課
130	多子世帯支援降無償化）事業	保育料や学校給食費の第2子以降の無償化を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。	生計を同一にする第2子以降の3歳未満児の保育料及び児童生徒の学校給食費の無償化を実施します。	こども保育課 教育振興課 学校給食課
131	児童手当給付事業	こどもを養育している家庭の生活の安定と次世代の社会を担うこどもの健全な育成を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。受給対象者：高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方	国の制度に基づき、適切に手当を支給します。	子育て支援課
132	乳幼児等医療費助成事業	こどもの疾病の早期発見・治療の促進と、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。受給対象者：高校生年代まで（18歳到達後、最初の3月31日まで）	制度に基づき、引き続き18歳までのこどもの医療費の一部を助成します。	子育て支援課
133	チャイルドシート購入費助成事業	申請日において6歳未満の児童を養育している人を対象に、チャイルドシートの購入費を助成します。（児童1人につき1回限り）	購入費助成を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、乳幼児の健全育成に取り組みます。	子育て支援課
134	離島乳幼児通園・通所乗船費補助事業	鷺浦地域から市内の教育・保育施設に通園・通所する乳幼児に付き添う保護者の乗船料を補助します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
135	小児慢性特定疾患等治療に係る通院交通費補助事業	小児慢性特定疾患医療受診券等の交付を受けている児童(18歳未満)を市外の医療機関に通院させる保護者の通院に係る交通費を補助します。	引き続き実施し、制度の周知に取り組みます。	子育て支援課
77	結婚新生活支援事業 【再掲】1-8	新婚世帯(合計所得が400万円未満の40歳未満の夫婦)に対して、市内の住宅の取得費用・リフォーム費用・賃借費用、引越費用の一部を補助します。	新婚世帯の新生活を支援することを通じて、市内での定住を促進します。 【支援制度を利用して移住・定住した世帯数】 (R5)19世帯 ⇒(R11)20世帯以上	地域企画課
78	ファーストマイホーム応援事業 【再掲】1-8	三原市内において、新たに住宅を取得する若年層世帯(40歳未満の夫婦、15歳未満の子がいる世帯)に対して、補助金を交付します。	若年人口増と地域活動への参画を図るため、市内での住宅取得費の一部を支援します。 【市の定住相談窓口を利用して市外から移住を決めた世帯数(世帯)】 (R5)23世帯 ⇒(R11)35世帯以上	地域企画課
79	就労・移住定住支援事業 【再掲】1-8	移住して民間の施設(医療、介護・福祉、幼稚園、保育園等)に新規就労する者に対して、引越費・家賃・養育費を交付します。併せて幼稚園教諭、保育士、保育教諭の新規就労者(市内在住者も可)に対して就労奨励金を交付します。	本事業を通じて、保健福祉分野での人材確保及び移住・定住の促進を図ります。 【支援制度を利用した新規就労者の数】 (R5)8人 ⇒(R11)15人以上	地域企画課
98	児童通所支援の利用者負担軽減 【再掲】2-3	こどもが2人以上いる世帯の放課後等デイサービス等の自己負担を無償化します。	児童通所支援のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
99	日常生活用具の拡充 【再掲】2-3	療育支援用具(言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練等が可能な製品)を年間20,000円分まで給付します。	日常生活用具のあり方について、地域自立支援協議会の意見を反映していきます。	障害者福祉課
74	奨学金貸付事業 【再掲】1-7	教育の機会均等を図るため、高等学校・高等専門学校生への奨学金貸付を実施します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	学校教育課
136	就学援助事業	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、学校教育に必要な学用品や学校給食費等を援助します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	学校教育課

3-2 地域子育て支援の推進

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
21	こども家庭センター【母子保健機能】 【再掲】1-2	利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談等を行うことにより、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等に関する相談支援・利用支援の充実に取り組みます。	事業の推進により、相談支援体制の充実に取り組みます。こども家庭センター及び「すくすく」4か所において業務を集約し実施します。 【延相談件数】 (R5)2,492件 ⇒ (R11)2,500件	こども安心課
137	母子保健推進員活動事業	保護者が地域で安心して子育てができるよう、母子保健事業・訪問等を通じた支援活動の充実を図ります。	事業の推進により、子育て支援の充実を図ります。	こども安心課
22	地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業） 【再掲】1-2	概ね中学校区に1か所以上を目安に、地域の子育て等に関する情報発信や相談・支援、親子の交流の場の提供、園庭開放、子育てに関する講習会等を実施します。	引き続き実施するとともに、事業の周知に取り組みます。 (R6)実施か所数11か所	こども保育課 こども安心課
25	地域子育て支援サロン推進事業 【再掲】1-2	地域全体で子育てを支援する環境づくりのため、身近な地域の中で、子育て親子同士や世代を超えた仲間づくり、交流を行う場として、地域子育て支援サロンの設置を促進するとともに、継続して運営できるよう支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)14か所 ⇒ (R11)17か所 【年間延利用者数】 (R5)2,522人 ⇒ (R11)3,000人	子育て支援課
43	ファミリー・サポート・センター事業 【再掲】1-3	子育ての援助が必要な人（依頼会員）に対して、援助ができる人（提供会員）を紹介し、地域住民同士の相互援助活動を促進します。事前の会員登録が必要です。	利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知、マッチングしやすい環境づくりに取り組みます 【年間実利用者数】 (R5)73人 ⇒ (R11)110人	子育て支援課
63	こども食堂開設支援事業 【再掲】1-5	こどもの孤食を防止するとともに、安心感や幸福感を味わえる地域の居場所を提供するため、こども食堂の開設を支援します。	引き続き事業を実施します。 【実施か所数】 (R5)8か所 ⇒ (R11)10か所	子育て支援課
138	子育て支援団体等ネットワークづくり支援	子育て支援に関わる団体や個人の交流の促進や活動の充実を図るため、ネットワークづくりを支援します。	地域子育て支援サロンやこども食堂を実施する団体等、子育て支援に関わる団体の連携や情報共有を支援するため交流会を開催します。	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
139	民生委員・児童委員活動事業	関係機関と連携しながら、民生委員・児童委員、主任児童委員による、子育てや児童、ひとり親家庭等に関する相談、援助活動の充実を図ります。	地域の身近な相談相手、関係機関へのつなぎ役を担います。 【訪問件数】 (R5)65,649件 ⇒ (R11)70,000件	社会福祉課

3-3 ワーク・ライフ・バランスの推進

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
140	育児応援事業 (子育てに関する学習機会の提供)	子育て中の保護者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの実現や虐待防止等につながる各種講演会・研修会を開催し、子育てに関する学習機会を提供します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数】 (R5)14回 ⇒ (R11)17回	子育て支援課
141	育児応援事業 (父親参加型イベントの開催)	父親の育児参加に対する意識醸成や、母親の負担軽減に向けて、父親と子どもが一緒に参加できるイベント等、父親対象のイベントを開催します。	引き続き事業を実施します。 【参加者数】 (R5)19組 ⇒ (R11)25組	子育て支援課
142	育児応援事業 (父親同士のネットワークづくりの推進)	父親参加型イベントへの参加等をきっかけに、父親同士が子育てに関する悩みを共有するなど、仕事と子育ての両立に向けた父親同士のネットワークづくりを推進します。	「父親参加型イベント」開催時等に積極的な働きかけを行います。 【ネットワーク主催イベント実施回数(累計)】 (R5)5回 ⇒ (R11)8回	子育て支援課
143	男女共同参画講演会等開催事業	男女の平等意識や男女共同参画意識の啓発を促進するため、あらゆる機会を通じて広報活動を推進します。	引き続き情報提供・講演会等を開催し、広報啓発に取り組みます。 【実施回数】 広報誌等による情報提供、啓発 (R5)2回 ⇒ (R11)2回 セミナー、講演会 (R5)2回 ⇒ (R11)2回	人権推進課
144	女性の活躍支援事業	女性活躍推進法に基づく、女性の活躍推進に向けた雇用環境の整備について、仕事と生活の充実を図りながら働き続けることができるよう、事業者等へ働きかけます。また、男女共同参画に貢献した市民や事業者を表彰し、公表します。	引き続き事業を実施します。 【実施回数等】 女性活躍推進経営者セミナー、啓発 (R5)1回 ⇒ (R11)1回 男女共同参画社会づくり表彰 (R5)3件応募 ⇒ (R11)4件応募	人権推進課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
145	「仕事と子育ての両立」啓発事業	男性の家事・子育てへの主体的な参画及び男性の育児休業取得を促進するため、当事者及び子育て関係者へ啓発事業を実施します。	引き続き事業を実施し、啓発活動に取り組みます。 【「理解が深まった」とする参加者の割合】 (R11) 80%以上	人権推進課
146	育児休業制度等の普及啓発	育児休業制度の普及促進のため、各種助成金の周知等、とりわけ男性の育児休業取得について、事業者への働きかけや啓発に取り組みます。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発に取り組みます。	商工振興課 人権推進課
147	就労者に関する子育て支援制度等の情報提供・啓発	こどもの看護休暇制度、女性就労者の健康管理等、子育て中の就労者に関わる制度等について、情報提供や啓発に取り組みます。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発に取り組みます。	商工振興課 人権推進課
148	子育てを応援する企業への支援事業	市内企業に対して、広島県が実施する各種登録制度や奨励金等を周知し、円滑に活用できるよう支援します。	適切に情報提供を行うとともに、関係部署と連携しながら事業者への啓発を行い、国や県が実施している各種認定・登録企業数の増加に取り組みます。	商工振興課
149	セミナー開催・アドバイザー派遣事業	事業者に対して、多様な働き方に対する理解と環境を促すためのセミナーの開催やアドバイザーの派遣を行います。	セミナー等の開催により、事業者への啓発に取り組みます。	商工振興課
150	就労支援セミナー開催事業	就労を希望する子育て中の女性等を対象とするセミナーを開催します。	引き続き実施するとともに、制度の周知に取り組みます。	商工振興課
151	再就職への支援事業	ハローワークと連携し、職業紹介、就労情報の提供に取り組みます。また、就職ガイダンスを開催し、育児等を理由に一旦退職したが、再就職を検討している方と企業とのマッチングを図ります。	継続して実施するとともに、創業支援にも取り組みます。	商工振興課

3-4 ひとり親家庭への支援

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
152	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、国の制度に基づき、手当を支給します。 受給対象者：18歳到達後、最初の3月31日まで（一定以上の障害のある児童は20歳未満まで）のこどもを養育するひとり親家庭の父又は母等で、一定の所得要件に該当する人。	国の制度に基づき、適切に手当を支給するとともに、ひとり親となった方へ各種制度の説明を行い、生活の安定と自立のための支援を行います。	子育て支援課
153	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を図るため、保険診療医療費の一部を助成します。 受給対象者：ひとり親家庭等の父又は母及び児童（18歳到達後、最初の3月31日まで）で、一定の所得要件に該当する人。	引き続き助成するとともに、ひとり親となった方へ各種制度の説明を行うなど、適切に案内します。	子育て支援課
154	ひとり親家庭養育費確保支援事業	ひとり親家庭の養育費確保のため、公正証書の作成や保証会社との養育費保証契約に要する経費の一部を補助します。	ひとり親家庭の生活の安定を図るため周知を行い、事業の定着をめざします。 【周知件数】 (R5)58件 ⇒ (R11)70件	子育て支援課
155	母子・父子自立支援プログラム策定事業	就労を希望する児童扶養手当受給者を対象に、本人の生活状況や就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、相談者に応じた自立支援プログラムを策定し、自立を支援します。	児童扶養手当の現況届や新規申請の際に就労についての面談を行い、未就労者や転職を希望する人に対して、母子・父子自立相談員が支援を行います。 【プログラム策定件数】 (R5)13件 ⇒ (R11)15件	子育て支援課
156	母子家庭等高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の父又は母等が、生活の安定につながる資格取得のため養成機関において6ヶ月以上修業する場合に、訓練促進費等を支給することにより、その期間中の生活の不安を解消し、自立の促進を図ります。	資格取得により安定した収入が得られるよう支援します。 【事業利用者数】 (R5)5人 ⇒ (R11)8人	子育て支援課
157	母子家庭等自立支援教育訓練給付事業	雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の父又は母等が、指定された教育訓練講座を受講する場合に、事前相談・事前申請を経て、受講料の一部を助成します。	資格取得により安定した収入が得られるよう、引き続き支援します。 【事業利用者数】 (R5)1人 ⇒ (R11)3人	子育て支援課

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
158	ひとり親家庭 学び直し支援 事業	ひとり親家庭の学び直し支援として、高等学校卒業程度認定試験のための講座受講費用を補助します。	児童扶養手当の現況届の際の面談や窓口での就労相談により、支援が必要な方へ適切に案内し、就労しやすい環境を整えます。 【事業利用者数】 (R5)0人 ⇒ (R11)1人	子育て支援課
159	母子生活支援 施設への措置 支援事業	18歳未満のこどもを養育している母子家庭、また何らかの理由で離婚の届出ができないなどの母子家庭に準ずる家庭に生活の場を提供し、安心・安全な環境の中で、母と子の生活を安定させるため、相談・援助を進めながら自立を支援します。	こども家庭センター等の関係機関と連携し、DVや生活困窮等により住む場所がない母子等に対し、生活の場を提供し、適切な支援を行います。	子育て支援課
160	母子家庭等自 立相談事業	関係機関と連携を図りながら、求職活動や養育費の確保、貸付金、資格取得等に関する相談・支援を実施することにより、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。	児童扶養手当の現況届等の機会を有効に活用し、適切な支援を行います。 【事業利用者数】 (R5)47人 ⇒ (R11)50人	子育て支援課
161	大学等受験料 補助事業	低所得のひとり親家庭や子育て世帯等のこどもに対し、大学等の受験料の支援、中学生・高校生等の受験に向けた模擬試験の受験料を支援することで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	低所得のひとり親家庭や子育て世帯等の中学生・高校生等の受験に向けた受験料及び模擬試験の受験料の補助を行います。	子育て支援課
109	フードバンク 実施団体の支 援 【再掲】2-4	子育て家庭等に食品ロスを利用して食料の供給を行うフードバンク実施団体の取組を支援します。	引き続き取組を支援します。	子育て支援課 社会福祉課 環境施設課
111	生活困窮世帯 のこどもに対 する学習支援 事業（三原市学 習広場「わくわ く」） 【再掲】2-4	経済的困難等を理由に生じる家庭学習の不足を補い、貧困の連鎖を防止するため、学習支援を行います。 対象者：生活保護世帯及びひとり親世帯の小学4年生～中学3年生	生活保護世帯及び児童扶養手当受給世帯の児童・生徒が、希望した就学先に進むことができるよう、学習を支援します。 【参加者数】 (R5)4人 ⇒ (R11)20人	社会福祉課

3-5 子育て情報の発信

事業名		事業内容	事業目標・方向性	担当課
162	母子手帳アプリ「みはらすくすく」	母子手帳アプリの登録により、市の実施する事業等の子育て情報の発信を行います。	引き続きアプリを活用し、子育て情報を発信します。	こども安心課
163	子育て情報発信事業 (子育てガイドブック等の発行)	各種子育て支援サービス情報をコンパクトにまとめた子育て支援マップや子育てガイドブックを作成し、提供します。	引き続き年1回発行します。効果的に情報が届くよう、デザイン・サイズ、配布場所の見直しを随時行います。	子育て支援課
164	子育て情報発信事業 (ホームページ【みはら子育てねっと等】の充実)	市民と子育て支援団体及び行政が、双方向から情報を収集・発信しながらネットワークを形成できる子育て情報について、ホームページによる情報提供を行います。	「みはら子育てねっと」の周知に努め、アクセス数の向上を図ります。 【年間アクセス件数】 (R5)312,320件 ⇒ (R11)313,000件	子育て支援課
165	子育て情報発信事業 (SNS等を活用した子育てに関する情報発信)	市民ニーズや携帯電話・SNS等の普及状況を踏まえ、SNS等を活用した市民に「届く」情報発信を行います。	引き続き次の3つの媒体で定期的な情報発信を実施します。 ①紙「子育てMyBook」「広報みはら」 ②WEB「みはら子育てねっと」 ③SNS「市公式LINE『みはら子育てNEWS』」 【LINE(子育てカテゴリー)の登録者数】 (R5)5,232人 ⇒(R11)5,500人	子育て支援課 広報戦略課

第5章

こどもの貧困対策

第5章

こどもの貧困対策

1 全国のこどもの貧困の状況

内閣府は、令和2（2020）年度に、中学2年生とその保護者を対象に「子供の生活状況調査」を実施しています。この調査は、こどもや家庭の現在の生活・経済状態、将来の貧困に影響を与える可能性のある行動実態、こどもの貧困対策に関連する施策の利用状況等の把握を通じて、こどもの貧困対策を進めるに当たっての課題や施策の効果等を確認することを目的としています。

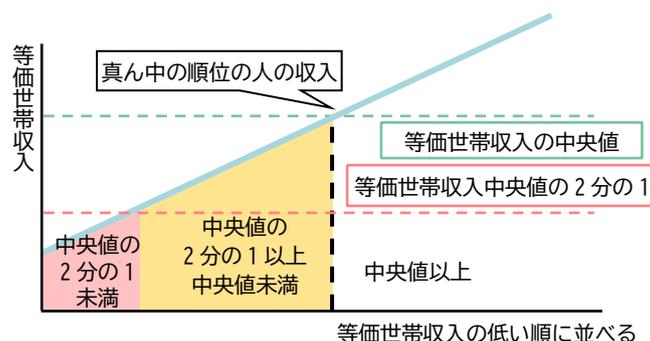
この調査では、「等価世帯収入※」の水準と「親の婚姻状況」別に比較分析が行われ、世帯収入の水準や親の婚姻状況によって、こどもの学習・生活・心理等の様々な面が影響を受けていることや、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯やひとり親世帯が親子ともに多くの困難に直面していること、等価世帯収入が「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯でも多様な課題が生じていることが報告されています。

【子供の生活状況調査の概要】

- ・調査対象 地域的範囲：全国
属性的範囲：個人（中学2年生とその保護者）
- ・対象者数 5,000組（無作為抽出）

※「等価世帯収入」による分類の考え方

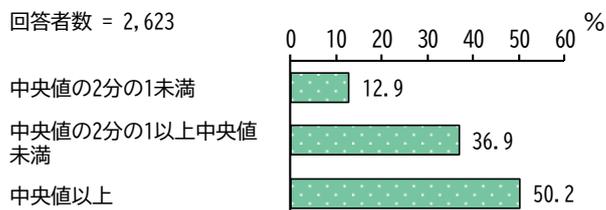
- 年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。
- 上記の値を、保護者票で把握される同居家族の人数の平方根で除す。
- 上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、「中央値以上」、「中央値の2分の1以上中央値未満」、「中央値の2分の1未満」で分類する。



【子供の生活状況調査の結果】

① 経済的な状況

等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は12.9%、「中央値の2分の1以上中央値未満」に該当する割合は36.9%、「中央値以上」に該当する割合は50.2%となっています。

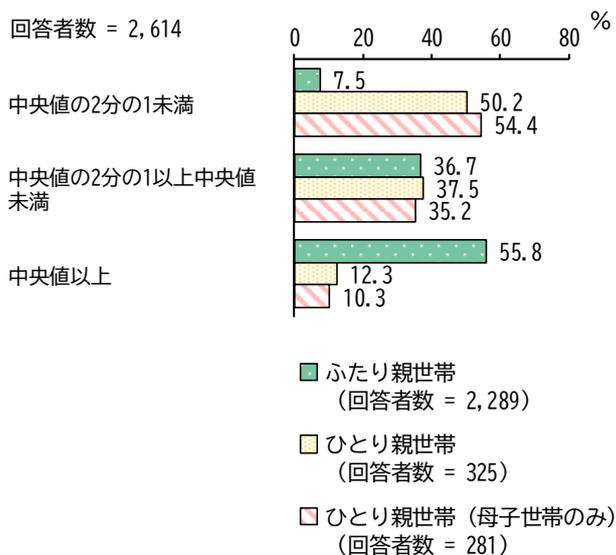


資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

【親の婚姻状況別】

親の婚姻状況別にみると、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、ふたり親世帯では7.5%に対してひとり親世帯では50.2%となっており、ふたり親世帯と比べて高くなっています。

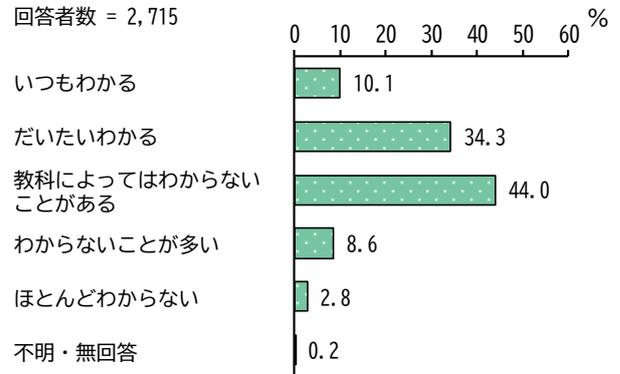
また、「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、母子世帯のみでは、54.4%となっています。



資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

② あなたは、学校の授業がわからないことがありますか。

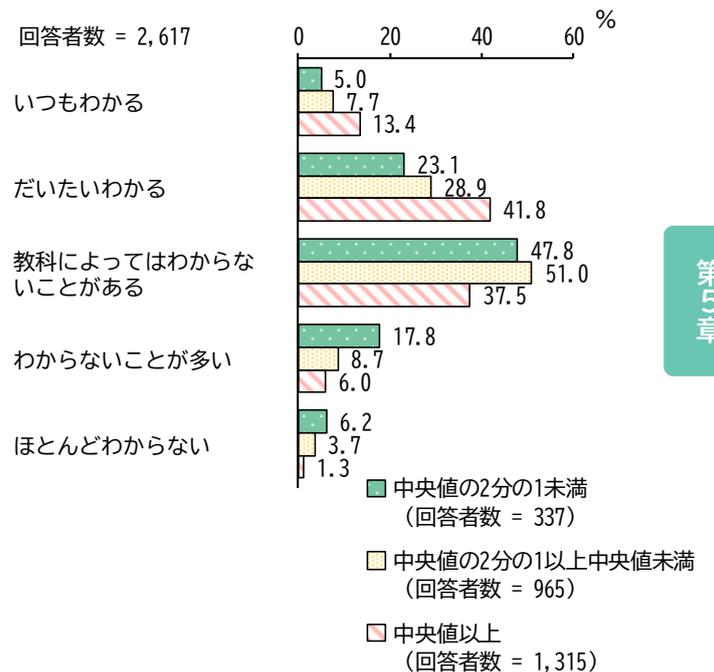
学校の授業の理解状況については、「いつもわかる」が10.1%、「だいたいわかる」が34.3%、「教科によってはわからないことがある」が44.0%、「わからないことが多い」が8.6%、「ほとんどわからない」が2.8%となっています。「わからないことが多い」と「ほとんどわからない」を合わせた割合は11.4%となっています。



資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

【等価世帯収入の水準別】

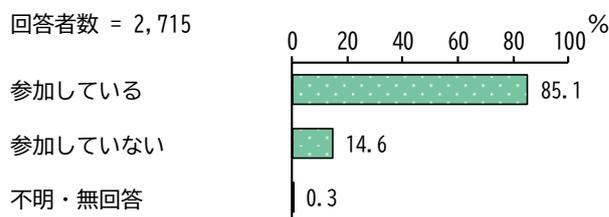
等価世帯収入の水準別にみると、「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」を合わせた割合は、「中央値以上」の世帯では、7.3%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では、12.4%、「中央値の2分の1未満」の世帯では24.0%となっています。



資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

③ あなたは、地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加していますか。

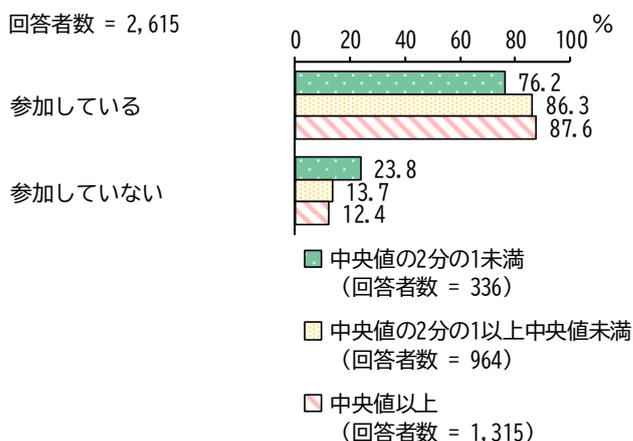
地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動への参加状況については、「参加している」が85.1%、「参加していない」が14.6%となっています。



資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、「参加していない」の割合は、「中央値以上」の世帯では、12.4%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では、13.7%、「中央値の2分の1未満」の世帯では、23.8%となっています。



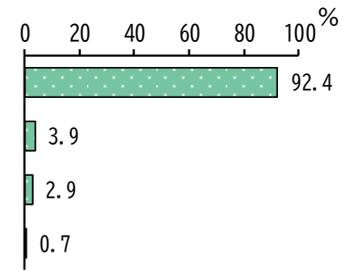
資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

④ あなたは子育てに関する相談で頼れる人はいますか。

子育てに関する相談について、「頼れる人がいる」は92.4%、「いない」は3.9%、「そのことでは人に頼らない」が2.9%となっています。

回答者数 = 2,715

頼れる人がいる
いない
そのことでは人に頼らない
不明・無回答

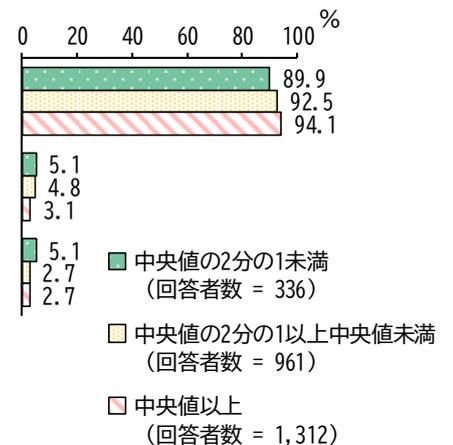


資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

【等価世帯収入の水準別】

等価世帯収入の水準別にみると、頼れる人が「いない」と回答した割合は、「中央値以上」の世帯では、3.1%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では、4.8%、「中央値の2分の1未満」の世帯では、5.1%となっています。

頼れる人がいる
いない
そのことでは人に頼らない

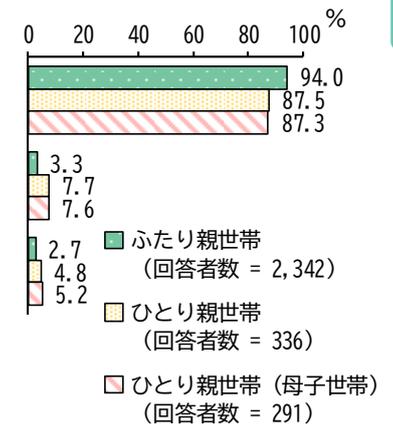


資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

【親の婚姻状況別】

親の婚姻状況別にみると、頼れる人が「いない」と回答した割合は、「ふたり親世帯」では3.3%、「ひとり親世帯」全体では、7.7%、「母子世帯」のみでは、7.6%となっています。

頼れる人がいる
いない
そのことでは人に頼らない



資料：内閣府「子供の生活状況調査」（令和2（2020）年）

2 本市のこどもの貧困の現状・課題等

(1) 現状・課題

令和5（2023）年に、小学5年生とその保護者及び中学2年生とその保護者を対象に「こどもの生活実態調査」を実施し、本市のこどもの貧困の実態把握を行いました。

その結果、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」にあると思われる小学5年生の家庭は9.7%、「中央値の2分の1以上中央値未満」にあると思われる小学5年生の家庭は32.5%、中学2年生の家庭では等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」が10.7%、「中央値の2分の1以上中央値未満」が37.2%でした。

また、等価世帯収入の水準別にみると、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する割合が、ひとり親家庭において多くなっている実態が明らかになりました。小学5年生の家庭の場合、ふたり親世帯で等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は5.1%であるのに対して、ひとり親世帯では45.8%となっており、中学2年生の家庭の場合も同様に、ふたり親世帯で等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は7.2%であるのに対して、ひとり親世帯では33.3%となっていました。

その他、子育てに関する相談で頼れる人がいない割合は、小学5年生の家庭の場合は、ふたり親世帯では5.7%であるのに対して、ひとり親世帯では14.6%となっており、中学2年生の家庭の場合は、ふたり親世帯では5.3%であるのに対して、ひとり親世帯では13.3%となっているなど、ひとり親世帯が生活及び子育てに困難を抱えている状況です。

こうしたことから、ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援や相談支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援や就労支援等に取り組む必要があります。

これに加えて、貧困等の家庭生活の状況が、学び、生活、進学など様々な面で、こどもに影響を及ぼしています。学校の授業が「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と感じる中学2年生は、等価世帯収入の水準が「中央値以上」では5.6%、「中央値の2分の1以上中央値未満」では7.5%に対して、「中央値の2分の1未満」では25.0%となっています。

また、小学5年生では、地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加率が等価世帯収入の水準が「中央値以上」で60.2%、「中央値の2分の1以上中央値未満」で48.7%に対して、「中央値の2分の1未満」は21.2%となっており、生活が困難な状況にあるこどもは、学びや体験の機会が不足していることも明らかになりました。

こうしたことから、家庭の経済状況によって、学習や生活面が制約されることなく、貧困の状況にあるこどもや子育て家庭が社会的な孤立に陥ることのないよう、相談支援の充実や、学びや体験活動への参加促進等に取り組む必要があります。

(2) 特に取組の必要な分野

こどもの生活実態調査で把握した現状・課題を踏まえると、特に、次の分野において取組が必要です。

(1) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、等価世帯収入の水準が中央値の2分の1未満、中央値の2分の1以上中央値未満にあたる家庭の割合が多く、「こども大綱」においても、子育て家庭への支援に関する重要事項として、ひとり親家庭への支援があげられています。このため、ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的な支援に加え、それぞれの状況に応じた生活支援、就労支援、相談支援等の充実に取り組む必要があります。

(2) こどもの居場所の充実と学習等支援

等価世帯収入の水準が低いほど、児童館等の居場所やこども食堂、地域のスポーツクラブ等の利用・参加割合が少なく、「学校の授業がわからない」と感じる割合が多いことが明らかになりました。家庭の経済状況で社会的な孤立に陥ったり、生活や学習面が制約されたりすることのないよう、居場所の充実や学習の支援、学びや体験活動への参加促進等に取り組む必要があります。

(3) 相談支援の充実

ひとり親家庭は、ふたり親家庭に比べて相談できる人がいない割合が多いなど、また、貧困の状況にあるこどもやその家庭の一部には、支援制度を知らない、手続き方法が分からない、積極的に利用しづらいなどの状況が見られます。

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うためには、さまざまな機会を活用し、支援の必要な家庭の早期発見や問題を把握し、必要な支援の情報を適切に提供するとともに、相談支援の充実に取り組む必要があります。

3 こどもの貧困対策に関する施策

こどもの貧困対策は、経済的な困窮状態にある家庭を対象とする事業に加え、全てのこどもと子育て家庭を対象とする多様な事業で総合的に展開していくものとし、「こども大綱」やこどもの生活実態調査の結果を踏まえ、次の4つの方向性で取り組みます。

施策の推進にあたっては、第4章で掲げる事業のうち、こどもの貧困対策に関する事業を整理のうえ再掲し、取組を進めます。

(1) 教育の支援

こどもが生まれ育った環境や家庭の経済状況に左右されることなく、すべてのこどもの学ぶ機会を保障できるよう、学習の支援や、就学の援助、学資の援助等による負担の軽減を図ります。

(2) 生活の安定に資するための支援

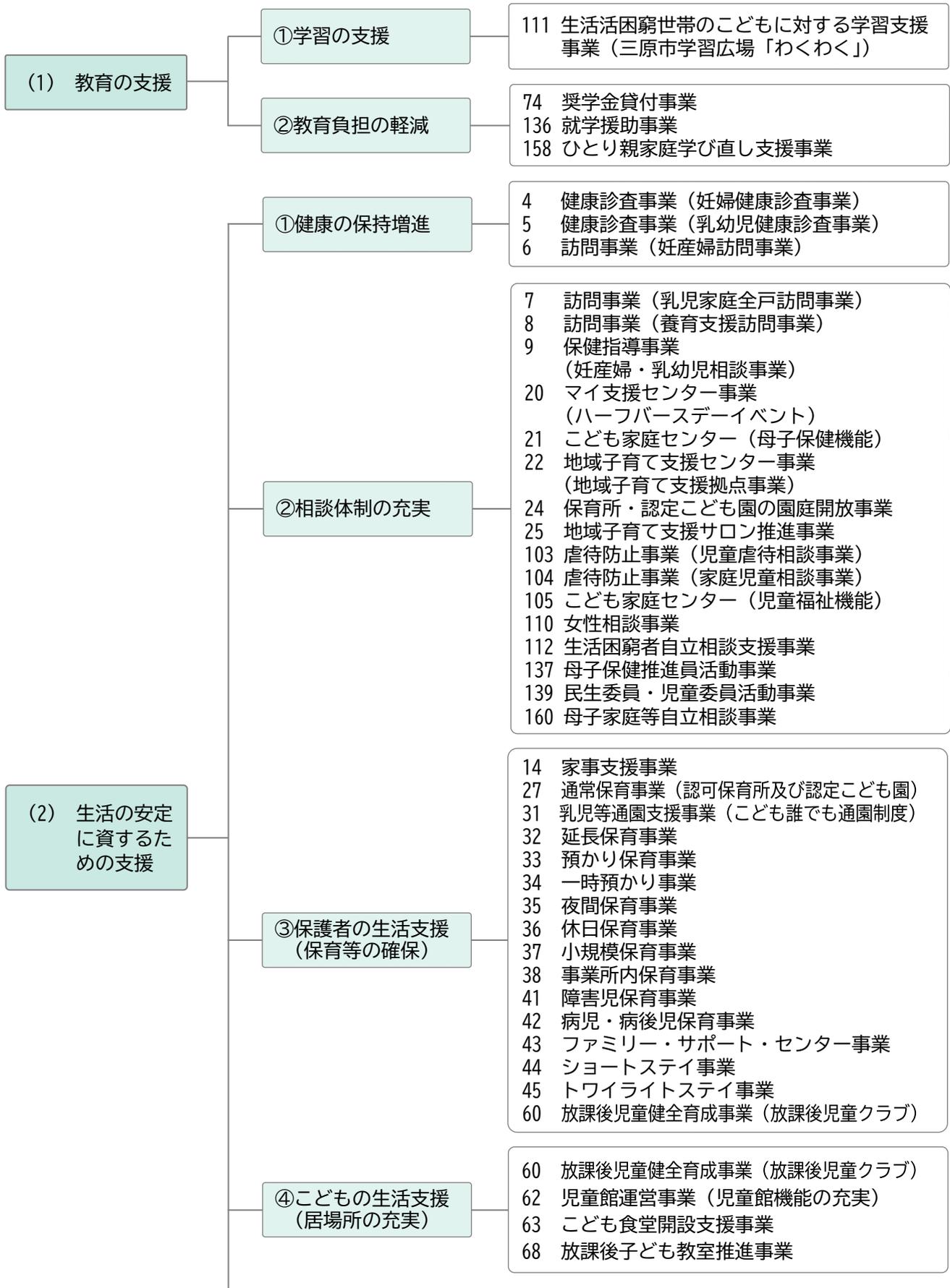
貧困の状況にある家庭やこどもが社会的に孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがないように、親の妊娠・出産期から子育て期までのライフステージに応じて切れ目なく伴走支援しながら、生活の安定に資する支援を実施するとともに、こどもとその保護者との交流の機会等につながる居場所の充実や学びや体験活動への参加促進等を図ります。

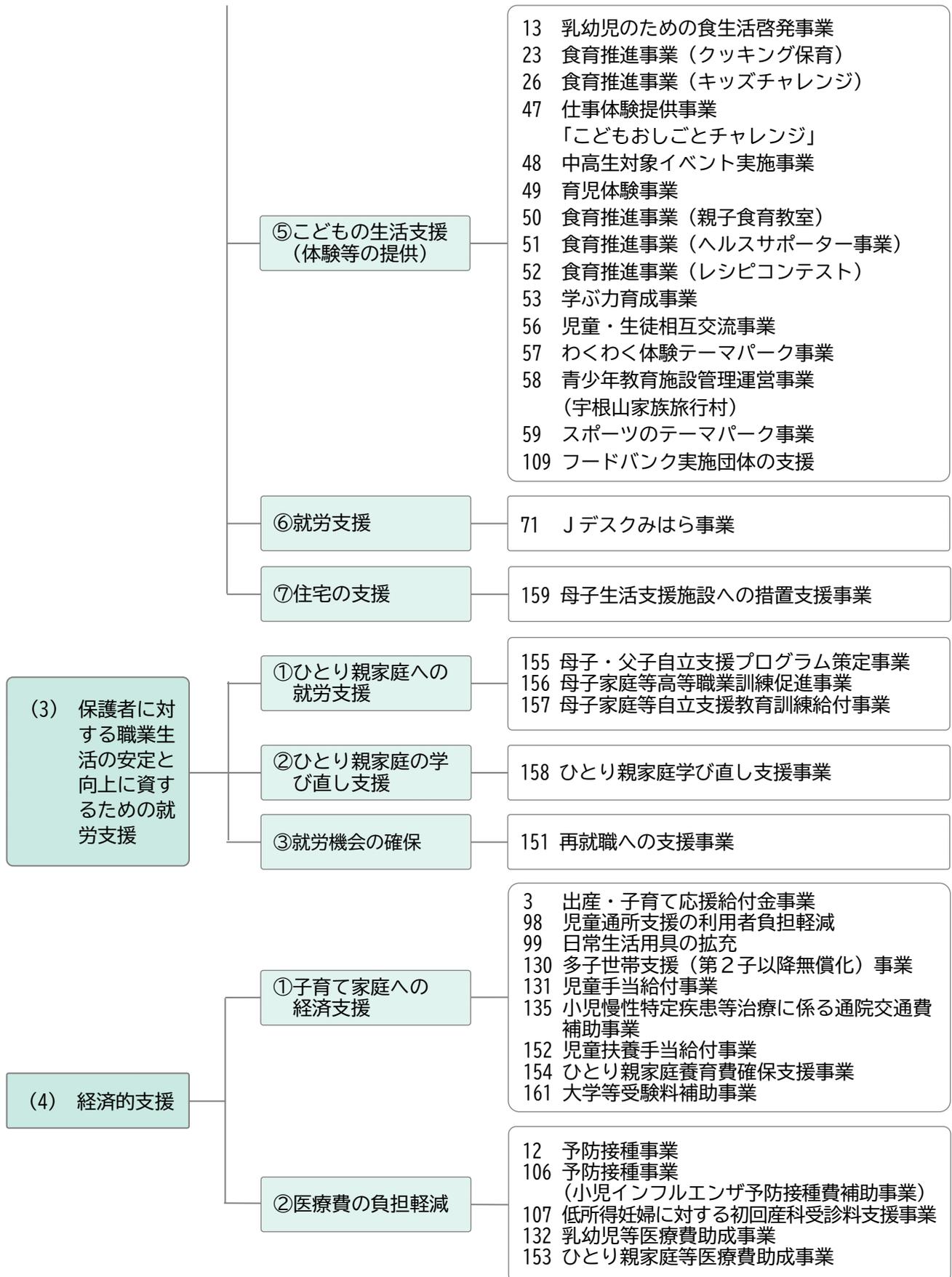
(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

こどもの安定した生活環境を確保するためには、保護者の就労による安定的な収入の確保が必要であり、安定的な経済基盤を築く観点から、職を得て、所得の増大に資するための就労支援やひとり親家庭の自立支援を行います。

(4) 経済的支援

保護者の就労状況や健康状態にかかわらず、日々の生活を安定させ、不安なく子育てができるよう、子育て家庭に対して、手当の給付や医療費の助成等による経済的な支援や負担の軽減を図ります。





第6章

若者支援

第6章

若者支援

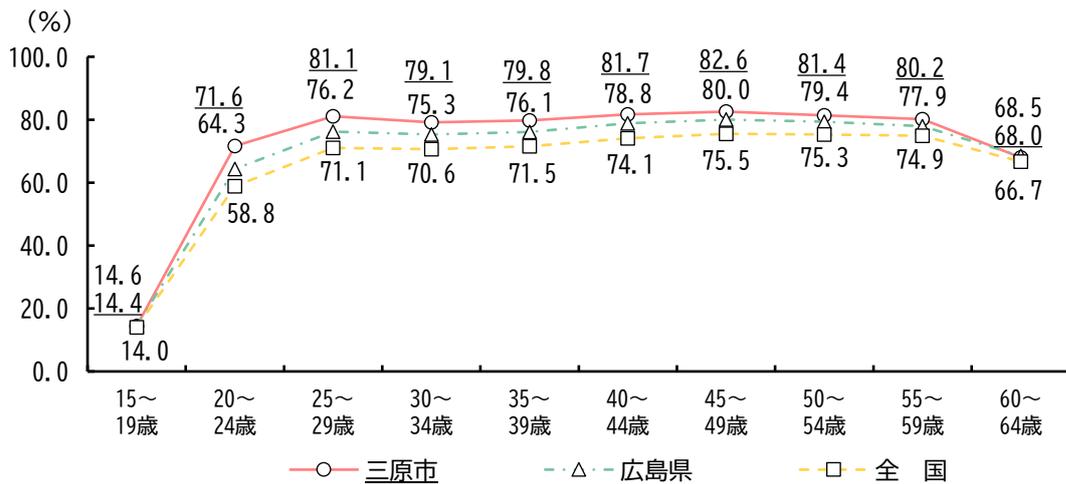
1 全国の若者の状況

(1) 就業の状況

① 就業の状況

本市の令和2（2020）年の年齢別就業率は、国と比較すると、全ての年代で高くなっており、また、県と比較すると15～19歳、60～64歳を除く年代で県より高くなっています。

年齢別就業率の推移（令和2（2020）年 県・国比較）

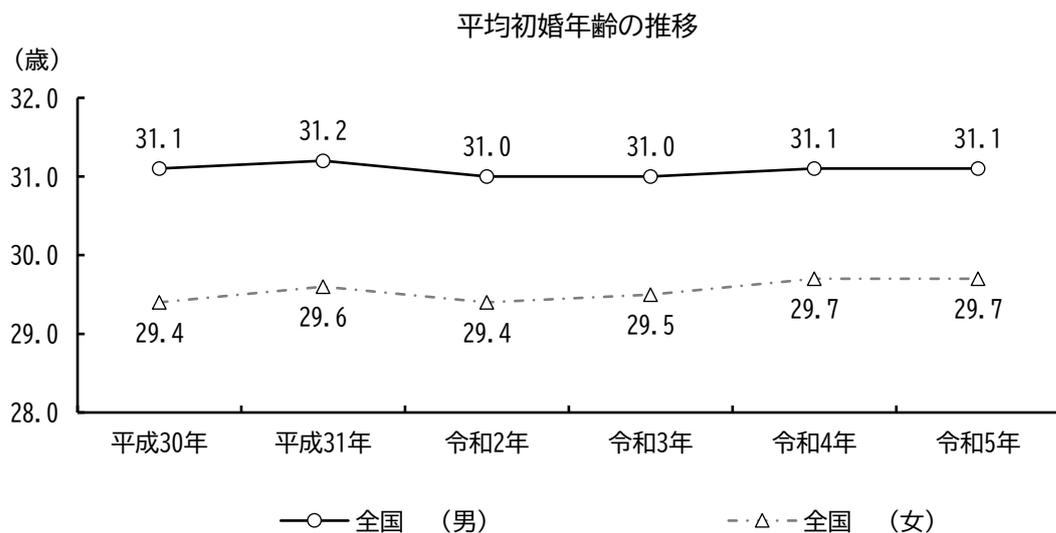


資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

(2) 婚姻の状況

① 平均初婚年齢の推移

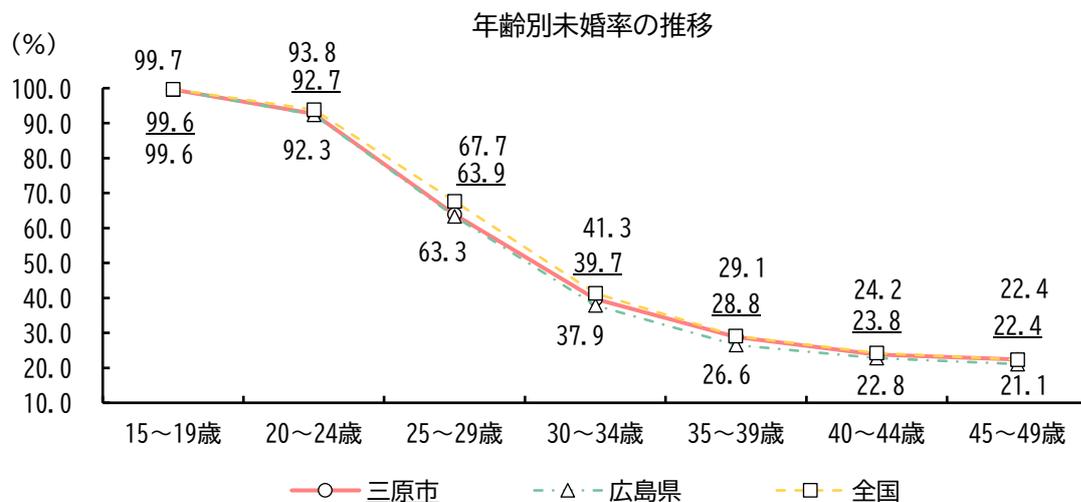
平均初婚年齢は、男女ともに横ばいで推移しています。また、男女別にみると、すべての年で男性の平均初婚年齢が高くなっています。



資料：厚生労働省「人口動態統計」

② 年齢別未婚率の推移

本市の令和2（2020）年の年齢別未婚率は国と比較すると、ほぼ全ての年代で低くなっており、また、県と比較すると、ほぼ全ての年代で高くなっています。

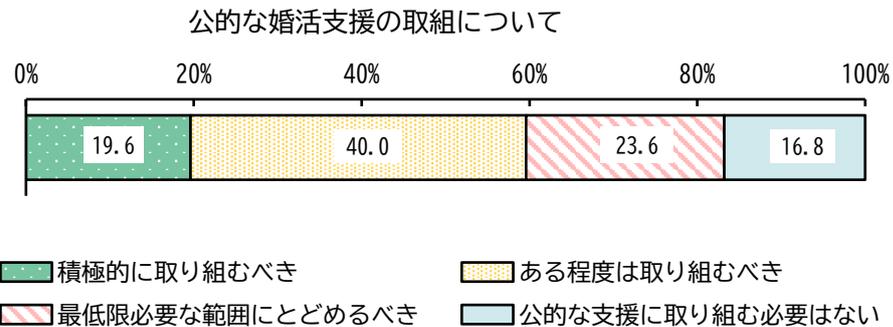


資料：総務省「国勢調査」（令和2（2020）年）

(3) 婚活支援の取組に対する期待（人口減少社会に関する意識調査）

① 公的な婚活支援の取組について

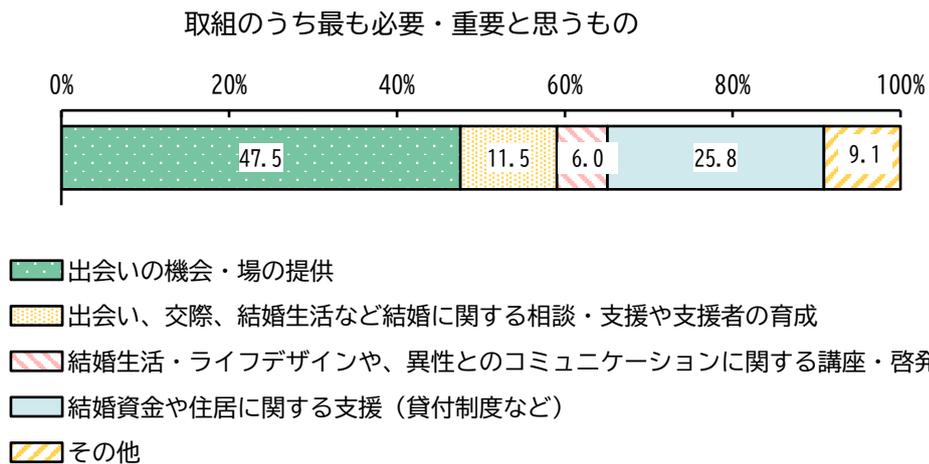
人口減少社会に関する意識調査によると、公的な婚活支援の取組について、「ある程度は取り組むべき」が40.0%と最も多く、次いで「最低限必要な範囲にとどめるべき」が23.6%、「積極的に取り組むべき」が19.6%となっています。



資料：厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」（平成 27（2015）年 3 月）

② 取組のうち最も必要・重要と思うもの

公的な婚活支援の取組のうち最も必要・重要と思うものは、「出会いの機会・場の提供」が47.5%と最も多く、次いで「結婚資金や住居に関する支援（貸付制度など）」が25.8%、「出会い、交際、結婚生活など結婚に関する相談・支援や支援者の育成」が11.5%となっています。



資料：厚生労働省「人口減少社会に関する意識調査」（平成 27（2015）年 3 月）

2 本市の若者の現状・課題等

(1) 現状・課題

令和6（2024）年に、市内在住の16歳から39歳の3,000人に対して、若者意識調査を行いました。

その結果、今後の結婚の意向については、結婚したいと思う若者が69.8%、結婚したいと思わない若者は28.3%でした。また、結婚したいと思う若者も、結婚について多くの不安を抱いており、「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の不安が57.3%と最も多く、次いで「経済的な面」が49.6%、「仕事（学業）との両立」が27.3%となっています。結婚しやすい、結婚したいと思える環境をつくるため効果的な取組については、「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」が54.6%と最も多く、次いで「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」が53.7%、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」が51.6%と上位に挙がっています。

こうしたことを踏まえ、結婚を望む若者が希望どおり結婚できるよう、伴走型の支援等による取組を行っていくことが必要です。

加えて、こどもを持つために必要な経済的支援については、「学費に係る費用（小・中学校）」の割合が83.0%と最も多く、次いで「学費に係る費用（小・中学校以外の高等教育）」の割合が82.2%、「保育に係る費用」の割合が78.1%となっています。また、こどもを持ちたいと思わない理由については、「育児に対する不安」の割合が45.9%と最も多く、次いで「こどもを持つイメージがない」の割合が42.8%、「経済的な不安」の割合が42.1%となっています。

こうしたことから、若者が結婚や出産、子育て、就職等のライフステージにおいて、さまざまな課題やニーズがあり、若者が将来に希望を持って生きられる社会をつくるための多様な支援が必要です。

また、調査では、市に望むこどもや若者の政策について、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が42.3%最も多く、次いで「家庭・学校・地域がともにこどもを育成するまちづくりをする」の割合が42.0%、「こどもや若者が参加できるイベントを開催する」の割合が39.0%となっています。

さらに、自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思う若者が74.3%いる一方で、聞いてもらえていると思わない若者も17.2%いる状況であり、若者施策の推進にあっては、当事者である若者が意見を表明する機会等の充実を図ることが必要です。

また、市の施策に対して、若者が自らの意見や考えを伝える場合の方法としては、「アンケートによる回答（WEB・紙）」の割合が76.4%と最も多く、「SNS等を通じて発信」の割合が32.6%、「パブリックコメント時に意見提出」の割合が14.6%となっており、若者が意見を伝えやすい環境を整えていくことも重要となります。

(2) 特に取組の必要な分野

若者意識調査で把握した現状・課題を踏まえると、特に、次の分野において取組が必要です。

また、若者に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用した広報等、制度や支援の利用方法について情報発信を強化していく必要があります。

(1) 結婚の希望の実現を後押しする取組の推進

結婚、出産、就職等のライフステージにおける重要事項について、さまざまな課題がみられることが明らかになりました。特に、結婚については、いつか結婚したいと思う若者が約7割いることから、出会いの場の創出や経済的支援等の取組に加え、結婚について抱えている不安を解消するための取組等の環境づくりを行っていく必要があります。

(2) 居場所や相談支援等の充実

若者が求める施策として、気軽に行ける安全な居場所の充実や、子どもや若者が参加できるイベントの開催が特に高い割合を示しています。

また、若者への相談支援や、若者が気軽に利用でき、悩みや困難を相談し、解決するための居場所やイベントの開催等、若者にとって本市がより住みやすいまちとなるよう、環境を整えていく必要があります。

(3) 意見表明の機会の確保

約7割の若者が自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思っている一方、一定数の若者は意見を聞いてもらえていないと感じています。「こども大綱」においては、基本理念の一つとして、若者の意見の尊重を挙げており、多様な媒体の活用等により、若者の意見表明の機会を確保していく必要があります。

3 若者支援に関する施策

若者が自分らしく社会生活を送ることができるよう、社会全体で切れ目なく、多様な事業を総合的に展開していくものとし、「こども大綱」や若者意識調査の結果を踏まえ、次の4つの方向性で取り組みます。

施策の推進にあたっては、第4章で掲げる事業のうち、若者支援に関する事業を整理のうえ再掲し、取組を進めます。

なお、法令上、若者についての定義はないため、本計画では、若者を思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期（40歳未満）の者も対象）の者とします。

（1）結婚・妊娠・出産・就労等の希望の実現を後押しする環境の整備

出会いの場の創出や結婚に関する経済的支援に加え、ライフデザインについて考えるきっかけづくりや健康・食育、就労の支援等、若者が自らの意思で将来を選択し、さまざまな希望の実現を後押しする環境の整備に取り組みます。

（2）青少年健全育成と学び・体験の提供、居場所の支援

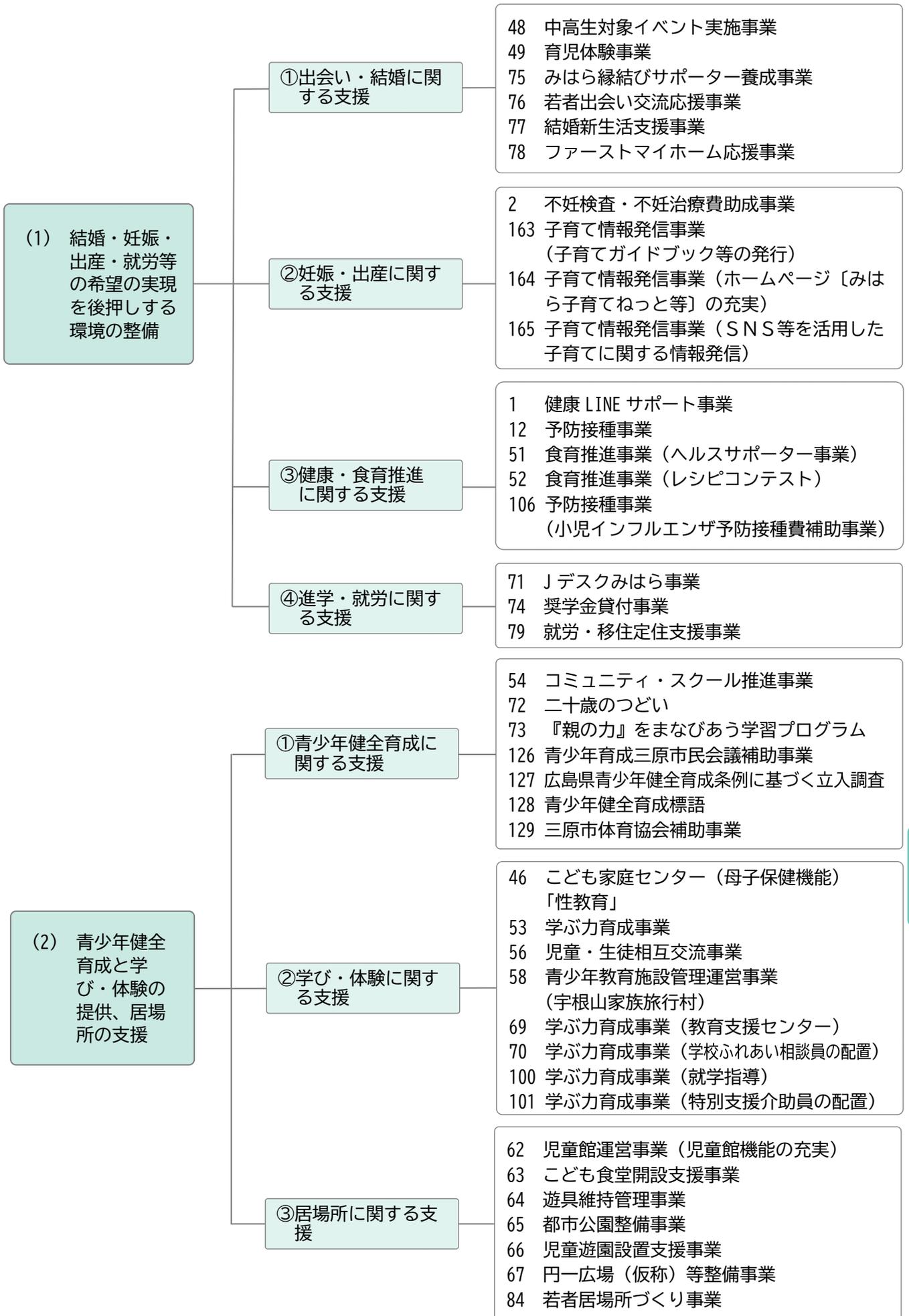
青少年の健全育成の推進や学び・体験の提供、若者が利用できる居場所の確保等に取り組みます。

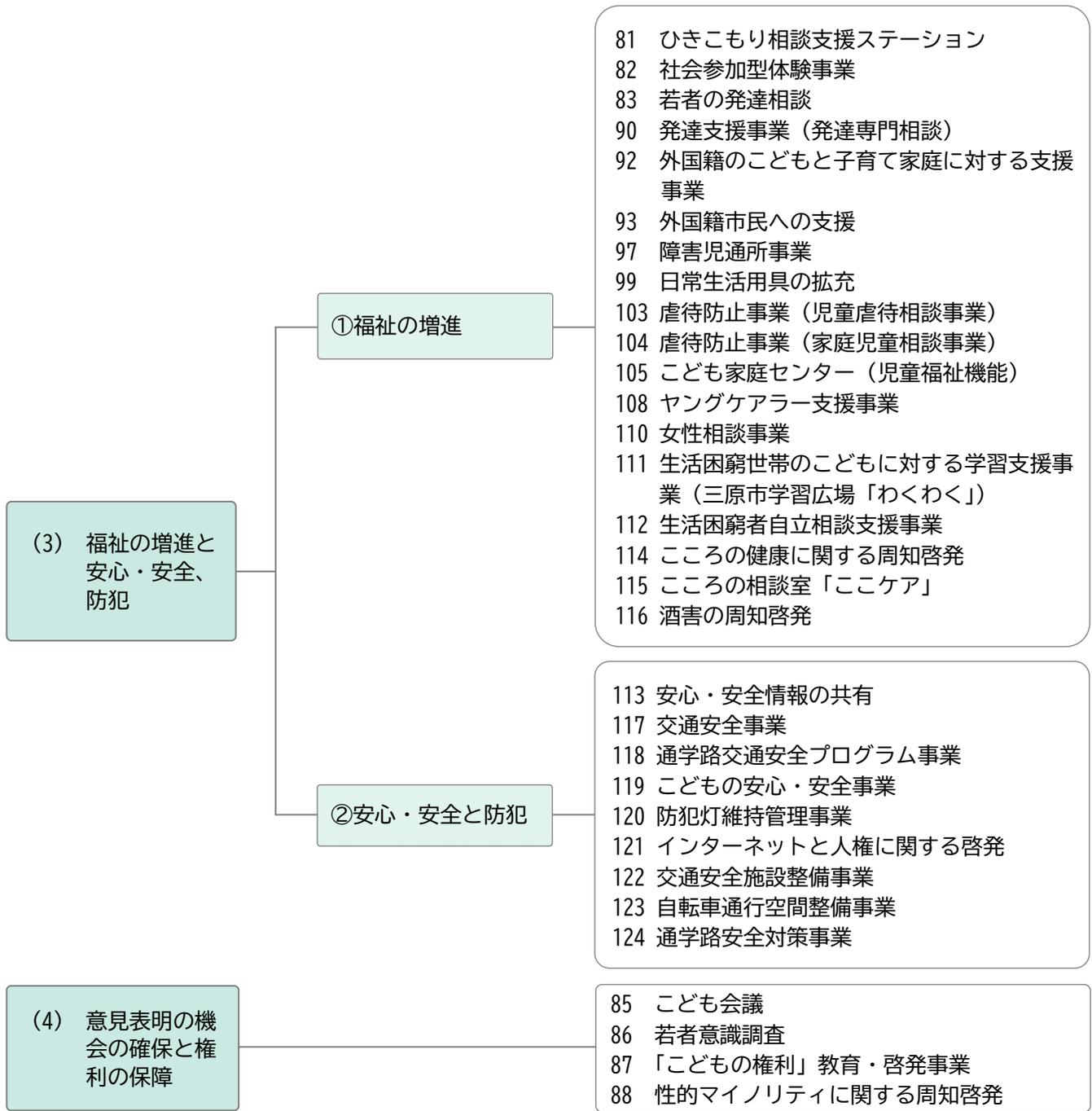
（3）福祉の増進と安心・安全、防犯

福祉に関する相談対応や虐待の防止、安心・安全、犯罪対策等に取り組みます。

（4）意見表明の機会の確保と権利の保障

こども会議の開催や若者意識調査等を通じて、若者の意見聴取と意見表明の機会を確保し、ニーズを把握するとともに、権利の保障に関する教育や啓発等に取り組みます。





第7章

子ども・子育て支援事業に係る
量の見込み等

第7章

子ども・子育て支援事業に係る量の見込み等

1 教育・保育提供区域の設定

市町村子ども・子育て支援事業計画には、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業についての、5年間の「量の見込み（利用に関するニーズ量）」と「確保方策（量の見込みに対応する確保量と実施時期）」を定めることとなっています。

本市では、令和5（2023）年度に実施したこども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート結果や、今後の人口推計、これまでの各事業の利用実績を踏まえ、5年間の「量の見込み」を算出し、それに対応する「確保方策」を定めます。

● 5区域

1	東部	第一中学校区・第二中学校区
2	西部	第五中学校区・本郷中学校区
3	南部	第四中学校区・幸崎中学校区
4	北部	久井中学校区・大和中学校区
5	中部	第三中学校区・宮浦中学校区

2 幼児期の教育・保育

就労形態の多様化や就労意向の増加等による教育・保育ニーズを見込むとともに、現在の教育・保育の利用状況や今後の利用希望を踏まえたこどもの受入体制を確保します。量の見込みは、人口推計とニーズ調査及び利用実績を考慮し、算出しています。

【 量の見込みと確保方策 】

1 東部

	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	456	209	48	64	58	407	187	46	65	65
②確保方策	521	353	49	87	103	521	353	49	87	103
認定こども園	273	239	22	44	54	273	239	22	44	54
幼稚園	248	-	-	-	-	248	-	-	-	-
保育所	-	114	18	29	34	-	114	18	29	34
地域型保育事業	-	-	9	14	15	-	-	9	14	15
②-①	65	144	1	23	45	114	166	3	22	38

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	374	172	45	61	65	353	162	43	60	62
②確保方策	521	353	49	87	103	521	353	49	87	103
認定こども園	273	239	22	44	54	273	239	22	44	54
幼稚園	248	-	-	-	-	248	-	-	-	-
保育所	-	114	18	29	34	-	114	18	29	34
地域型保育事業	-	-	9	14	15	-	-	9	14	15
②-①	147	181	4	26	38	168	191	6	27	41

	令和11(2029)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	359	165	42	57	61
②確保方策	521	353	49	87	103
認定こども園	273	239	22	44	54
幼稚園	248	-	-	-	-
保育所	-	114	18	29	34
地域型保育事業	-	-	9	14	15
②-①	162	188	7	30	42

2 西部

	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	75	224	54	69	77	78	232	53	66	71
②確保方策	198	303	53	95	121	198	303	53	95	121
認定こども園	30	88	18	32	32	30	88	18	32	32
幼稚園	168	-	-	-	-	168	-	-	-	-
保育所	-	215	31	59	85	-	215	31	59	85
地域型保育事業	-	-	4	4	4	-	-	4	4	4
②-①	123	79	▲1	26	44	120	71	0	29	50

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	77	229	52	65	68	78	233	52	64	66
②確保方策	198	303	53	95	121	198	303	53	95	121
認定こども園	30	88	18	32	32	30	88	18	32	32
幼稚園	168	-	-	-	-	168	-	-	-	-
保育所	-	215	31	59	85	-	215	31	59	85
地域型保育事業	-	-	4	4	4	-	-	4	4	4
②-①	121	74	1	30	53	120	70	1	31	55

	令和11(2029)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	74	222	50	63	65
②確保方策	198	303	53	95	121
認定こども園	30	88	18	32	32
幼稚園	168	-	-	-	-
保育所	-	215	31	59	85
地域型保育事業	-	-	4	4	4
②-①	124	81	3	32	56

3 南部

	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	4	25	5	5	9	3	25	5	6	6
②確保方策	29	38	8	14	15	29	38	8	14	15
認定こども園	5	18	3	4	5	5	18	3	4	5
幼稚園	24	-	-	-	-	24	-	-	-	-
保育所	-	20	5	10	10	-	20	5	10	10
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	25	13	3	9	6	26	13	3	8	9

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	3	21	5	6	7	3	19	4	6	7
②確保方策	29	38	8	14	15	29	38	8	14	15
認定こども園	5	18	3	4	5	5	18	3	4	5
幼稚園	24	-	-	-	-	24	-	-	-	-
保育所	-	20	5	10	10	-	20	5	10	10
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	26	17	3	8	8	26	19	4	8	8

	令和11(2029)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	2	18	4	5	7
②確保方策	29	38	8	14	15
認定こども園	5	18	3	4	5
幼稚園	24	-	-	-	-
保育所	-	20	5	10	10
地域型保育事業	-	-	-	-	-
②-①	27	20	4	9	8

4 北部

	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	15	75	12	16	12	13	65	11	15	19
②確保方策	100	125	20	25	55	100	125	20	25	55
認定こども園	100	125	20	25	55	100	125	20	25	55
幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	85	50	8	9	43	87	60	9	10	36

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	13	67	11	14	18	11	58	11	14	17
②確保方策	100	125	20	25	55	100	125	20	25	55
認定こども園	100	125	20	25	55	100	125	20	25	55
幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
保育所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
②-①	87	58	9	11	37	89	67	9	11	38

	令和11(2029)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	13	64	11	14	17
②確保方策	100	125	20	25	55
認定こども園	100	125	20	25	55
幼稚園	-	-	-	-	-
保育所	-	-	-	-	-
地域型保育事業	-	-	-	-	-
②-①	87	61	9	11	38

5 中部

	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	83	232	69	83	97	83	231	67	89	79
②確保方策	142	386	91	126	146	142	386	91	126	146
認定こども園	94	242	53	71	78	94	242	53	71	78
幼稚園	48	-	-	-	-	48	-	-	-	-
保育所	-	144	29	40	52	-	144	29	40	52
地域型保育事業	-	-	9	15	16	-	-	9	15	16
②-①	59	154	22	43	49	59	155	24	37	67

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	77	214	66	86	84	74	207	64	84	82
②確保方策	142	386	91	126	146	142	386	91	126	146
認定こども園	94	242	53	71	78	94	242	53	71	78
幼稚園	48	-	-	-	-	48	-	-	-	-
保育所	-	144	29	40	52	-	144	29	40	52
地域型保育事業	-	-	9	15	16	-	-	9	15	16
②-①	65	172	25	40	62	68	179	27	42	64

	令和11(2029)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	70	195	63	82	80
②確保方策	142	386	91	126	146
認定こども園	94	242	53	71	78
幼稚園	48	-	-	-	-
保育所	-	144	29	40	52
地域型保育事業	-	-	9	15	16
②-①	72	191	28	44	66

【市全域】

	令和7(2025)年度					令和8(2026)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	633	765	188	237	253	584	740	182	241	240
②確保方策	990	1,205	221	347	440	990	1,205	221	347	440
認定こども園	502	712	116	176	224	502	712	116	176	224
幼稚園	488	-	-	-	-	488	-	-	-	-
保育所	-	493	83	138	181	-	493	83	138	181
地域型保育事業	-	-	22	33	35	-	-	22	33	35
②-①	357	440	33	110	187	406	465	39	106	200

	令和9(2027)年度					令和10(2028)年度				
	1号	2号	3号			1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	544	703	179	232	242	519	679	174	228	234
②確保方策	990	1,205	221	347	440	990	1,205	221	347	440
認定こども園	502	712	116	176	224	502	712	116	176	224
幼稚園	488	-	-	-	-	488	-	-	-	-
保育所	-	493	83	138	181	-	493	83	138	181
地域型保育事業	-	-	22	33	35	-	-	22	33	35
②-①	446	502	42	115	198	471	526	47	119	206

	令和11(2029)年度				
	1号	2号	3号		
			0歳	1歳	2歳
①量の見込み	518	664	170	221	230
②確保方策	990	1,205	221	347	440
認定こども園	502	712	116	176	224
幼稚園	488	-	-	-	-
保育所	-	493	83	138	181
地域型保育事業	-	-	22	33	35
②-①	472	541	51	126	210

【実施の方針】

待機児童ゼロの継続及び未入所児童の解消をめざすなど、適切な教育・保育サービスを提供するための持続可能な保育環境を整備します。

3 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業 【区域：市全域】

子育て家庭や妊産婦が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療、福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	4	4	4	4	4
②確保方策	4	4	4	4	4
こども家庭 センター型 (児童福祉機能)	1	1	1	1	1
こども家庭 センター型 (母子保健機能)	4	4	4	4	4
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

市役所内のこども家庭センター「すくすく」、各保健福祉センターの「すくすく本郷」「すくすく久井」「すくすく大和」の計4か所において、事業を実施します。

(2) 延長保育事業（時間外保育事業） 【区域：5区域】

保育所利用者を対象に、通常の保育時間を超えて保育サービスを提供する事業です。

保育所利用者が対象となるため、教育・保育事業と同様に、5区域で量の見込みを算出し、提供体制を確保します。

量の見込みは、人口推計とこれまでの利用実績割合から算出しました。

【量の見込みと確保方策】

1 東部

単位：人

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度
①量の見込み	126	117	111	106	105
②確保方策	188	188	188	188	188
②-①	62	71	77	82	83

2 西部

単位：人

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度
①量の見込み	190	187	183	183	176
②確保方策	251	251	251	251	251
②-①	61	64	68	68	75

3 南部

単位：人

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度
①量の見込み	21	20	19	17	16
②確保方策	40	40	40	40	40
②-①	19	20	21	23	24

4 北部

単位：人

	令和7(2025) 年度	令和8(2026) 年度	令和9(2027) 年度	令和10(2028) 年度	令和11(2029) 年度
①量の見込み	40	38	37	34	36
②確保方策	60	60	60	60	60
②-①	20	22	23	26	24

5 中部

単位：人

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	269	256	247	240	230
②確保方策	381	381	381	381	381
②-①	112	125	134	141	151

【市全域】

単位：人

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	646	618	597	580	563
②確保方策	920	920	920	920	920
②-①	274	302	323	340	357

【実施の方針】

保育サービスの充実を図ります。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【区域：市全域】

保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない小学生を対象に、小学校の余裕教室等で適切な遊びや生活の場を提供し、健全育成を図る事業です。

量の見込みは、人口推計とニーズ調査から算出しました。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

		令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の 見込み	1年生	330	297	276	260	247
	2年生	347	337	303	281	265
	3年生	283	265	257	232	215
	4年生	175	166	155	150	135
	5年生	133	118	112	104	101
	6年生	107	108	96	91	85
	計	1,375	1,291	1,199	1,118	1,048
②確保方策		1,413	1,413	1,413	1,413	1,413
②-①		38	122	214	295	365

【実施の方針】

待機児童ゼロを継続するとともに、市民ニーズを踏まえ、利用しやすい環境整備に取り組めます。

(4) 地域子育て支援拠点事業 【区域：市全域】

地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子を対象に交流の場を提供し、子育てに関する情報提供、育児相談、助言その他の援助を行う事業です。本市では、保育所や認定こども園において実施しています。

量の見込みは、人口推計とニーズ調査から算出しました。

【量の見込みと確保方策】

単位：人 ※延利用者数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	10,250	9,971	9,836	9,575	9,338
②確保方策	10,250	9,971	9,836	9,575	9,338
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

市内の11か所で継続して実施するとともに、多くの人に利用してもらえるよう事業の周知に取り組みます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業 【区域：市全域】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う事業です。

量の見込みは、各年度の0歳児の推計人口としています。

【量の見込みと確保方策】

単位：人 ※延利用者数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	390	378	370	360	351
②確保方策	390	378	370	360	351
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

事業の実施により、子育てのサポートに取り組みます。

(6) 養育支援訪問事業 【区域：市全域】

こどもや養育者の状況、サポート体制や経済状況等において、集中的又は中長期的に状況確認や、保健指導・他機関連携が必要な家庭を訪問し、育児の支援を行う事業です。量の見込みは、人口推計とこれまでの平均利用割合から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：人 ※延訪問人数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	29	28	27	26	25
②確保方策	29	28	27	26	25
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

事業の実施により、子育てのサポートに取り組めます。

(7) 一時預かり事業 【区域：市全域】

保護者のパートタイム就労や疾病・出産等により保育が一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定こども園等において一時的に預かる事業です。

量の見込みは、人口推計と直近の利用割合から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

①幼稚園型 【区域：市全域】

単位：人 ※延利用者数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	12,016	11,304	10,700	10,357	10,080
②確保方策	12,016	11,304	10,700	10,357	10,080
②-①	0	0	0	0	0

②幼稚園型を除く（保育所等） 【区域：市全域】

単位：人 ※延利用者数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	2,935	2,804	2,707	2,627	2,559
②確保方策	2,935	2,804	2,707	2,627	2,559
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

保育サービスの充実を図ります。

(8) 病児・病後児保育事業 【区域：市全域】

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、保育所等に付設された専用スペースにおいて、保育士・看護師等が一時的に保育する事業です。

量の見込みは、人口推計とニーズ調査から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：人 ※延利用者数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	826	789	761	739	720
②確保方策	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
②-①	2,774	2,811	2,839	2,861	2,880

【実施の方針】

保育サービスの充実を図ります。

(9) ファミリー・サポート・センター事業 【区域：市全域】

こどもの預かりなどの援助を受けることを希望する人（依頼会員）と、援助を行うことを希望する人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込みは、人口推計とニーズ調査及び直近の利用割合から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：件 ※延利用件数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	700	700	700	700	700
②確保方策	700	700	700	700	700
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

利用しやすい制度となるよう、援助ができる人（提供会員）を増やすための取組や、制度の周知、マッチングしやすい環境づくりに取り組めます。

(10) 妊婦健康診査事業 【区域：市全域】

妊婦が定期的に行う健康診査の費用を助成する事業です。妊婦の健康の保持と増進を図るため、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施します。

量の見込みは、人口推計とこれまでの利用割合から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：回 ※延受診回数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	4,368	4,233	4,144	4,032	3,931
②確保方策	4,368	4,233	4,144	4,032	3,931
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

妊婦の健康管理を推進します。

(11) 子育て短期支援事業（ショートステイ） 【区域：市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で宿泊を伴う保育を行う事業です。

量の見込みは、直近の利用実績から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：日 ※延利用日数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	87	87	87	87	87
②確保方策	87	87	87	87	87
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

実態の把握に努め、関係機関と連携して適切に実施します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 【区域：市全域】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助する事業です。

【実施の方針】

国の制度に基づき実施します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 【区域：市全域】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施の方針】

新規事業者の参入があった場合は、制度の導入について検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 【区域：市全域】

家事や育児に不安を抱え、支援が必要な子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して、家事、育児を支援する訪問支援員を派遣する事業です。

量の見込みは、直近の利用実績から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：件 ※延利用件数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	70	70	70	70	70
②確保方策	70	70	70	70	70
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

事業の推進により、子育て家庭等の家事、育児を支援します。

(15) 児童育成支援拠点事業【区域：市全域】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

【実施の方針】

居場所づくりや学習支援等、個別の事業で実施している内容も含まれるため、国等の動向や利用ニーズの把握に取り組みます。

(16) 親子関係形成支援事業【区域：市全域】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどその他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

【実施の方針】

従来から同様の事業を実施しており、今後も継続して実施します。集団で実施することについては、国等の動向や利用ニーズの把握に取り組みます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業【区域：市全域】

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

量の見込みは、人口推計と予定面談回数から算出しています。

【量の見込みと確保方策】

単位：回 ※延面談回数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	1,170	1,134	1,110	1,080	1,053
②確保方策	1,170	1,134	1,110	1,080	1,053
②-①	0	0	0	0	0

【実施の方針】

事業の実施により、子育てのサポートに取り組めます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【区域：市全域】

親の就労状況にかかわらず、時間単位等でこどもを保育所等に預ける制度です。

令和8（2026）年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備するものとし、量の見込み、確保方策を算出しました。

【量の見込みと確保方策】

単位：時間/月

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み		1,290	1,270	1,240	1,210
0歳		250	240	230	230
1歳		520	500	500	480
2歳		520	530	510	500
②確保方策		1,290	1,270	1,240	1,210
0歳		250	240	230	230
1歳		520	500	500	480
2歳		520	530	510	500
②-①		0	0	0	0

【実施の方針】

令和8（2026）年度からの給付制度化に向けて、国が示す量の見込みの算出等の考え方を踏まえるとともに、受け入れ体制を整備します。

(19) 産後ケア事業【区域：市全域】

産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

量の見込みは、直近の利用実績から算出しています。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：日 ※延利用日数

	令和 7(2025) 年度	令和 8(2026) 年度	令和 9(2027) 年度	令和 10(2028) 年度	令和 11(2029) 年度
①量の見込み	74	74	74	74	74
宿泊型	21	21	21	21	21
デイサービス型	33	33	33	33	33
アウトリーチ型	20	20	20	20	20
②確保方策	74	74	74	74	74
②-①	0	0	0	0	0

【 実施の方針 】

事業の推進により、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、育児支援に取り組みます。

第8章

計画の推進体制等

計画の推進体制等

1 計画の推進と連携の強化

本計画の基本理念の実現のためには、行政に加えて、市民、地域、事業者等の関係者（機関）が互いに協力し、本市のこども・子育て支援を進めていく必要があります。

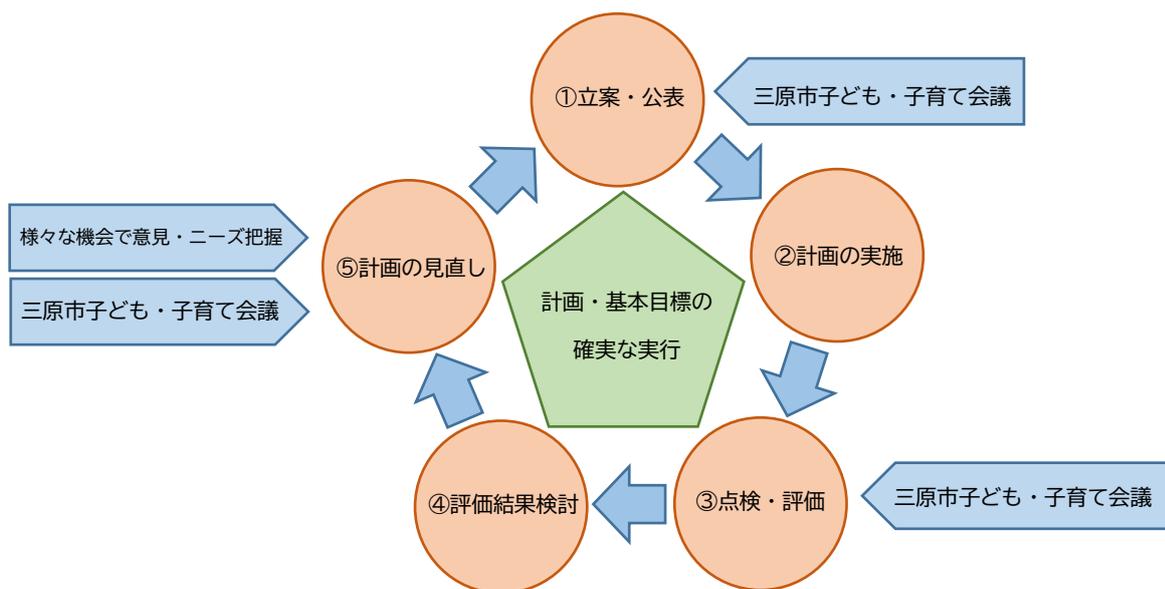
計画の推進にあたっては、関係者（機関）や、学識経験者、教育・保育・医療等のこども・子育て支援に従事する方、子育て当事者である保護者等で構成する「三原市子ども・子育て会議」での意見を聞きながら進めるとともに、広域連携により、自治体間で相互に連携を図るなどして、住民サービスの向上に取り組んでいきます。

また、地域で活動する市民への支援等を通して、本市のこども・子育て支援を推進する人材の育成にも取り組むとともに、地域で活動する団体との連携を深め、団体同士の交流を促進するなど、地域でのサポート体制を強化していきます。

2 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、定期的に点検・評価することが重要です。基本目標ごとの活動指標と各事業の進捗状況について、「三原市子ども・子育て会議」において年度ごとに点検・評価を行います。

なお、本計画の内容が実態と大きく乖離し、著しく供給量が不足することが予想される場合等には、必要に応じて計画の見直しを検討します。



第 9 章

資料編

第9章

資料編

1 用語解説

子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する、市町村が設置する「審議会その他の合議制の機関」のこと。
子ども・子育て支援事業計画	5年間の計画期間における乳幼児期の教育・保育や、地域の子育て支援等についての需給計画。
コーホート	同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のこと。
コーホート変化率法	各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
合計特殊出生率	人口統計上の指標で、1人の女性が一生に生むこどもの数を示す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの出生率を出し、足し合わせることで、人口構成の偏りを排除し、1人の女性が一生に生むこどもの数の平均を求めたもの。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）・保育所。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがある。
1号認定	満3歳以上の、学校教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた就学前のこども。
2号認定	満3歳以上の、保育の必要性の認定を受けた就学前のこども。
3号認定	満3歳未満の、保育の必要性の認定を受けた就学前のこども。
待機児童	保育所・認定こども園（長時間利用）に入れず待機している児童。
未入所児童	希望する保育所・認定こども園（長時間利用）に入れず待機している児童。
乳児期	満1歳未満の期間。

<p>幼児期 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの期間。</p>
<p>学童期 6歳から12歳の小学校に通う期間。</p>
<p>思春期 中学生年代からおおむね18歳までの時期。</p>
<p>青年期 おおむね18歳以降からおおむね30歳未満の時期。</p>
<p>地域子ども・子育て支援事業 市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業。</p>
<p>地域型保育事業 少人数（原則19人以下）の単位で、主に3歳未満の乳幼児を預かる事業。家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4つの事業がある。</p>

みはらこども・子育て応援プラン (三原市こども計画)

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

発行年月：令和7(2025)年3月

発行：三原市 こども部 子育て支援課

〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号

電話：0848-67-6079

F A X：0848-67-5934

E m a i l：kosodate@city.mihara.hiroshima.jp

三原市ホームページ

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/>



三原市の子育て情報サイト「みはら子育てねっと」

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/site/kosodate/>



笑顔でつながる、生き活きと明るい未来へ
こども・子育て応援都市・みはらの実現
～ Our Favorite Place ～

